

平成 28 年度

包括外部監査の結果報告書

保健所における財務事務について

柏市包括外部監査人

佐々田 博 信

目次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
(1)	特定の事件	1
(2)	特定の事件(監査テーマ)を選定した理由	1
3	外部監査の方法	2
(1)	監査の要点	2
(2)	監査手続	3
4	監査の対象	3
(1)	監査の対象部局	3
(2)	監査対象期間	3
5	外部監査の実施期間	4
6	外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等	4
7	利害関係	4
8	監査結果の指摘及び意見について	4
第2	柏市の地域健康福祉に関する施策	5
1	人口の推移と年齢別構成	5
(1)	柏市の人口	5
(2)	人口の年齢別構成	5
2	基本計画、総合計画、個別計画における地域健康福祉に関わる施策	8
(1)	柏市第四次総合計画後期基本計画	8
(2)	柏市地域健康福祉計画	12
(3)	柏市地域健康福祉計画と柏市地域健康福祉活動計画との関係	12
(4)	柏市健康増進計画	13
(5)	柏市保健所運営基本計画	17
(6)	各計画の関係	19
第3	柏市保健所の概要	20
1	保健所についての法律の定め	20
2	保健所の概要	21
(1)	沿革	21
(2)	条例等法規	23
(3)	組織	25
(4)	職員	26
(5)	事務分掌	27
(6)	施設	29

(7)	附属機関	30
3	歳入歳出の状況	33
(1)	歳入と歳出の内容	33
(2)	最近3年度の推移	37
4	県内他中核市との比較	40
(1)	人口及び世帯数	40
(2)	歳出決算額	41
(3)	組織及び担当業務	41
(4)	人員	46
第4	監査の結果及び意見	47
1	総評	47
2	保健所全体	54
(1)	意見	54
3	総務企画課	56
(1)	業務概要	56
(2)	予算決算推移	73
(3)	監査手続	74
4	保健予防課	75
(1)	業務概要	75
(2)	予算決算推移	85
(3)	監査手続	86
5	生活衛生課	88
(1)	業務概要	88
(2)	予算決算推移	97
(3)	監査手続	97
(4)	結果及び意見	98
6	動物愛護ふれあいセンター	100
(1)	業務概要	100
(2)	予算決算推移	104
(3)	監査手続	105
7	地域健康づくり課	107
(1)	業務概要	107
(2)	予算決算推移	116
(3)	監査手続	117
(4)	結果及び意見	117

8	成人健診課	142
	(1) 業務概要	142
	(2) 予算決算推移	151
	(3) 監査手続	151
	(4) 結果及び意見	152
9	衛生検査課	155
	(1) 業務概要	155
	(2) 予算決算推移	166
	(3) 監査手続	167
10	目標進捗管理	171
	(1) 健康目標指標について	171
	(2) 取組みの推進主体について	173
	(3) 意見	176
11	人員配置と人材育成	179
	(1) 業務概要	179
	(2) 意見	182
12	備品及び手元資産の管理	186
	(1) 備品の管理	186
	(2) 薬品の管理	202

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 特定の事件

保健所における財務事務について

(2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

我が国では、少子高齢化の進行、医療介護負担の増加、疾病構造の変化など、特に医療を取り巻く環境が大きく変化してきており、市にとっては市民の健康推進と公衆衛生を図ることによって、いかに少子高齢化に対応していくかが課題となると考えられる。

柏市では、第四次総合計画・後期基本計画(平成23年度から平成27年度まで)にある通り、平成20年4月の中核市移行に伴い新たに保健所が設置され、これにより健康危機事案の発生に際して適切かつ迅速な対応が求められるとともに、市民の健康危機に対応する拠点として、保健所機能を更に充実させていく必要がある。また、柏市保健所においては、第四次総合計画・後期基本計画に(1)健康危機管理体制の充実 (2)食の安全・安心の確保 (3)生活衛生の維持・向上 (4)感染症・結核対策の推進 (5)動物愛護と適正飼養の推進等の取組みを掲げており、保健予防、生活衛生、動物愛護ふれあい、地域健康づくり、成人健診、衛生検査といった多岐にわたる事務事業が遂行され、日々経常的に市民生活の健康・衛生に関わるリスクの軽減に取り組んでいる。

平成26年度において、保健所関係の歳出決算額は2,185百万円であり、これは手数料や補助金といった特定財源では賄い切れず、多くが一般財源で賄われており、今後国等の財政事情により特定財源は減少傾向を辿ることが予想される。

一般会計における保健所関係歳出決算額の年度推移は、以下の通りである。

(単位：百万円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防費	620	1,150	1,011	830	900
保健所総務費	105	76	74	75	88
医薬費	1	1	1	1	1
生活衛生費	4	3	4	3	3
動物愛護管理費	28	31	41	184	192
保健指導費	117	143	151	155	179
健康増進費	784	788	797	751	809
衛生検査費	30	13	13	13	11

社会福祉 総務費	-	-	1	-	-
合計	1,692	2,208	2,097	2,016	2,185

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

各決算項目の額は、百万円以下を切捨てた数値であるため、各項目の合計数値と合計欄の数値は一致しない。

平成23年度において予防費の増加を受けて歳出決算額が増大し、その後予防費は減少傾向にあるものの、健康増進費等は増加傾向にあり、歳出決算額総額は20億円台で推移している。

また、今後さらに少子高齢化が進むことが予想されるなか、市民生活における健康の保持及び増進、衛生管理等を担う保健所の役割や取組みの重要性は一段と高まっていくと考えられる。

上記の状況から、柏市は平成20年4月に中核市に移行したときに千葉県から多くの保健所業務を移譲されてきているところであり、移行前に比して増大した業務が適切に遂行できているかどうか、今後、千葉県のサポートなく自立的に実施できるかどうか、また合規性の観点を中心に、経済性・効率性・有効性の観点から保健所に関わる財務事務が適切に執行されているかを検討することは意義があると判断し、特定の事件(テーマ)として選定した。

3 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ア 保健所に係る業務に関する予算は、柏市の計画を適切に反映し、かつ、所定の承認手続により計上されているか。更に、予算の執行及び運用状況は適切か。
- イ 保健所に係る業務に関する決算は、法令等に準拠し、適正に行われているか。
- ウ 保健所に係る業務の予算書、決算書、帳簿等の記載は、法令等に準拠し、適正に行われているか。
- エ 収入事務及び支出事務は、所定の手続により適正に行われているか。
- オ 人件費支出及び事務手続は、適正に行われているか。
- カ 固定資産の取得、管理維持、廃棄等に関する事務手続は、適正に行われているか。
- キ 契約事務手続は、適正に行われているか。
- ク 各事業は、住民福祉や公益目的に照らして人財投入に見合う価値があるか。
- ケ 各事業は、受益と負担が衡平であるか。
- コ 各事業は、一定の人財投入の中で最大限の効果をあげているか。
- サ 各事業は、目的達成のため最も少なく安い人財の投入であるか。
- シ 各事業の会計事務(契約事務を含む。)の手続は、関係法令・規則等に準拠して適切に行われているか。
- ス 各事業の実施体制は、計画的かつ効果的に整備されているか。
- セ 資産管理は適正になされ、有効に利用されているか。

- ソ 人員配置や情報管理は適切に行われているか。
- タ 各業務が効果的かつ効率的に遂行されているか。
- チ 事業は関係法規に準拠して適切に行われているか。
- ツ 事業は効率性、経済性及び有効性の観点から適切に行われているか。
- テ 事業の効果は適切に把握されているか。
- ト 事業の実績数値が適切に把握され、予算と対比されているか。
- ナ 施設の運営及び財産管理は定めた手続きに基づき適正に行われているか。
- ニ 施設の管理経費の支出事務は適正に行われているか。
- ヌ 施設の利用等に係わる収入事務は適正に行われているか。

(2) 監査手続

ア ヒアリング

監査対象とした各部局の責任者及び担当者に対して、業務概要及び各事業毎の事業費の財源内訳、契約内容、補助金等の助成状況、調達・資産管理状況、千葉県からの移管事業か否か、法定事業か自主事業か、国や県等の計画により、具体的な目標指標、管理指標等が定められている事業か否かについて、ヒアリングを実施した。

イ 資料・文書の閲覧

監査対象とした各部局に対する関連資料を閲覧し、関連する法令・要綱等の内容を検討した。

ウ 運用現場の視察、資産管理の状況確認

監査対象とした各部局の現場を視察し、備品及び手元資産の管理状況を確認した。

4 監査の対象

(1) 監査の対象部局

監査対象部局	
保健所	総務企画課
保健所	保健予防課
保健所	生活衛生課
保健所	生活衛生課動物愛護ふれあいセンター
保健所	地域健康づくり課
保健所	成人健診課
保健所	衛生検査課

(2) 監査対象期間

原則として平成27年度の執行分をベースとし、必要に応じてその前後期間を追加した。

5 外部監査の実施期間

平成28年8月18日から平成29年2月22日まで

6 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等

外部監査人	佐々田 博信	公認会計士
補助者	世羅 徹	公認会計士
同	鎌田 竜彦	公認会計士
同	日野 克紀	公認会計士
同	古澤 哲也	公認会計士
同	矢島 淳太郎	公認会計士
同	大橋 周作	公認会計士
同	笈川 翔太郎	公認会計士
同	丸山 智佳子	公認会計士

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8 監査結果の指摘及び意見について

本報告書では、監査の結果として指摘以外に意見を記載している。指摘は、合規性の観点から当然に是正を求める事項である。また、市の厳しい財政状況に鑑み、地方自治法第2条第14項の趣旨を厳格に解し、経済性、効率性及び有効性の観点から強く対応を求める事項については指摘としている事項もある。

他方、意見は、指摘には該当しないが、組織及び行政運営の合理化に資するために、是正・改善に向けた検討を求める事項である。

報告書中の各項目についての計数は、端数処理の関係で、数値が一致しない場合がある。

第2 柏市の地域健康福祉に関する施策

1 人口の推移と年齢別構成

(1) 柏市の人口

柏市の人口は、首都圏のベッドタウンとして昭和30年代後半から急激に増加してきた。近年、人口の伸びは緩やかになってきているが、現在の人口は、昭和30年当時の人口(柏市と沼南町の人口の合計約5万6千人)の約7倍に達している。

【図表2-1-1 千葉県及び柏市の人口及び世帯数】

(単位：人)

区分	人口	世帯数	人口密度 (1km ² 当たり)
柏市	411,399	173,699	3,585.5
千葉県	6,207,990	2,638,173	1,201.9

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

(2) 人口の年齢別構成

柏市の人口構成については、平成27年4月1日現在の年齢別(3区分)人口構成によると、年少人口が13.2%、生産年齢人口が62.9%、高齢者人口が23.8%となっており、高齢化率は全国及び千葉県と比較して低い水準にある。しかし、今後、全国で高齢化が進行することから、柏市においても、平成42年には市民のおよそ3人に1人が高齢者になると予測されている。

他方、柏市の合計特殊出生率は、全国及び千葉県の水準を下回る状況にあり、少子化は進む傾向にある。

【図表 2 - 1 - 2 人口構成の年次推移】

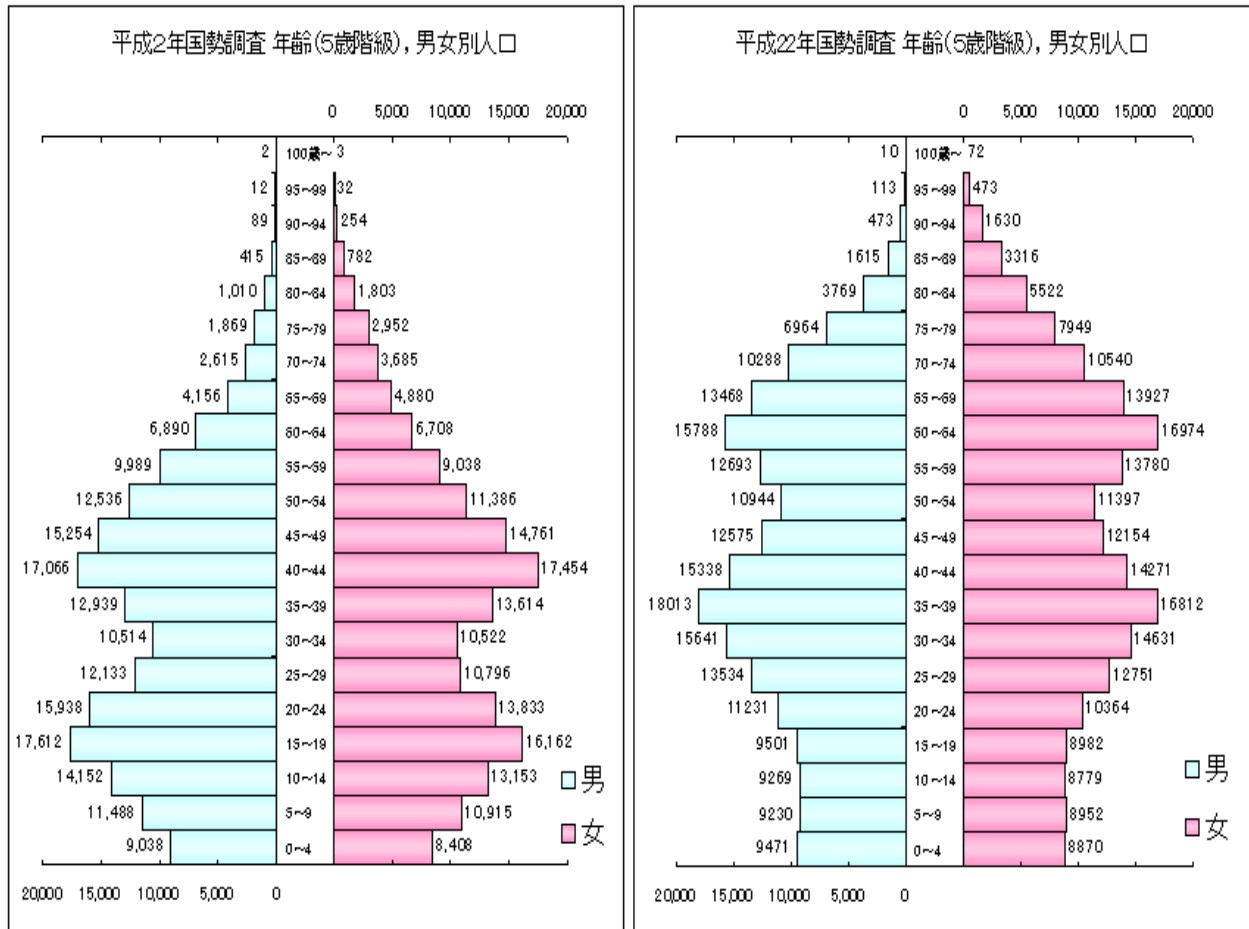
(単位：人、%)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0~14歳	率	15~64歳	率	65歳~	率		率
柏市	2	347,002	67,154	19.4	255,145	73.5	24,559	7.1	144	0.0
	7	362,880	57,572	15.9	271,689	74.9	33,452	9.2	167	0.0
	12	377,778	52,815	14.0	274,812	72.7	46,101	12.2	50	0.0
	17	380,963	51,186	13.4	266,831	70.0	62,383	16.4	563	0.1
	18	382,682	51,793	13.5	268,892	70.3	61,997	16.2	-	-
	19	387,410	52,456	13.5	268,944	69.4	66,010	17.0	-	-
	20	391,544	53,360	13.6	268,573	68.6	69,611	17.8	-	-
	21	396,160	54,103	13.7	268,276	67.7	73,781	18.6	-	-
	22	404,012	54,571	13.5	267,374	66.2	80,129	19.8	1,938	0.0
	23	402,841	55,368	13.7	268,070	66.5	79,403	19.7	-	-
	24	401,927	54,640	13.6	264,453	65.8	82,834	20.6	-	-
	25	402,337	54,298	13.5	260,079	64.6	87,960	21.9	-	-
	26	404,361	54,041	13.4	257,714	63.7	92,606	22.9	-	-
	27	406,835	53,851	13.2	256,053	62.9	96,931	23.8	-	-
千葉県	2	5,555,429	1,034,308	18.6	3,994,245	71.9	509,837	9.2	7,039	0.3
	7	5,797,782	915,719	15.8	4,224,738	72.9	651,789	11.2	5,536	0.1
	12	5,926,285	842,534	14.2	4,235,925	71.5	837,017	14.1	10,809	0.2
	17	6,056,462	819,348	13.5	4,154,600	68.6	1,060,343	17.5	22,171	0.4
	18	6,134,039	832,237	13.6	4,230,544	69.0	1,071,258	17.5	-	-
	19	6,160,519	830,939	13.5	4,201,114	68.2	1,128,466	18.3	-	-
	20	6,199,089	833,409	13.4	4,184,741	67.5	1,180,939	19.1	-	-
	21	6,239,145	835,721	13.4	4,164,546	66.7	1,238,878	19.9	-	-
	22	6,216,289	799,646	12.9	4,009,060	64.5	1,320,120	21.2	87,463	1.4
	23	6,277,160	832,370	13.3	4,138,283	65.9	1,306,507	20.8	-	-
	24	6,258,078	821,274	13.1	4,081,296	65.2	1,355,508	21.7	-	-
	25	6,240,461	811,257	13	4,003,630	64.2	1,425,574	22.8	-	-
	26	6,244,455	803,141	12.9	3,953,803	63.3	1,487,511	23.8	-	-
	27	6,254,359	795,693	12.7	3,911,500	62.5	1,547,166	24.7	-	-

平成 2 年、7 年、12 年、17 年及び 22 年は国勢調査（各年 10 月 1 日現在）、平成 18 年から 21 年、23 年から 27 年は千葉県年齢別・町丁字別人口（各年 4 月 1 日現在）。また、平成 2 年から 12 年は旧柏市域と旧沼南町を合算したものの。

【図表 2 - 1 - 3 年齢 5 歳階級別人口構成比較】

(単位：人)



(出典：平成 2 年、平成 2 2 年国勢調査)

2 基本計画、総合計画、個別計画における地域健康福祉に関わる施策

(1) 柏市第四次総合計画後期基本計画

柏市は、市のあるべき姿とまちづくりの基本的な方向を示した、総合的かつ計画的な市政を行うための方針である「柏市第四次総合計画」を策定し、平成13年度から平成27年度までの15年間を計画期間とする基本構想において、「みんなでつくる 安心、希望、支え合いのまち 柏」を将来都市像に掲げ、地域のより良いまちづくりを、地域社会を構成する様々な主体との協働によって進めていくことの重要性から、市民との協働を施策大綱の第一の柱に据え、各種の取組みを推進している。

そして平成23年3月において、市の健全な財政運営の堅持を基本としつつ、市の直面する様々な課題に的確に対応していくため、今後5年間で特に重点的に取り組むべき5つの重点テーマを掲げ、分野横断的な視点から取り組むべく「柏市第四次計画後期基本計画」を策定し、実行している。

当該5つの重点テーマは、以下の通りである。

- | |
|--------------------------|
| a 笑顔で子育てができるまちづくり |
| b 高齢者が元気なまちづくり |
| c 産業に活気があり人が集まるまちづくり |
| d 市民が安全・安心に暮らせるまちづくり |
| e 人と環境にやさしい低炭素先進都市のまちづくり |

これらは分野横断的な重点テーマであり、市が進める「施策体系別計画」における基本施策を横断的に包括するものである。

保健所が担う施策は「健康」であり、当該施策と重点テーマとの関連は、以下の通りである。

- a 笑顔で子育てができるまちづくり
 - 健康づくりの推進
 - 健康危機管理機能と体制の充実
 - 母子保健の推進
- b 高齢者が元気なまちづくり
 - 健康づくりの推進
 - 健康危機管理機能と体制の充実
- d 市民が安全・安心に暮らせるまちづくり
 - 健康づくりの推進
 - 健康危機管理機能と体制の充実
 - 子育ての環境の充実

「柏市第四次計画後期基本計画」では、上記各施策について、(1)現状と課題 (2)基本方針 (3)今後の取組み(特に優先的に進める取組み) (4)具体的な目標水準について定めている。

そのうち特に、健康危機管理機能と体制の充実 における(3)今後の取組み(特に優先的に進める取組み) において、保健所の取組みについて定められている。

(以下、「柏市第四次計画後期基本計画」より抜粋)

特に優先的に進める取組み

保健所において迅速かつ的確な対応が可能となるよう、健康危機管理体制の強化に優先的に取組みます。

今後の取組み

(1) 健康危機管理体制の充実

- ・市民の健康危機を未然に防止するために、保健所を健康危機管理拠点とし、的確な保健・衛生情報の提供、医療安全相談体制の充実、医療・薬事に関する監視指導の徹底を図ります。また、健康危機が発生した場合には、対応体制の確立、正確な情報の把握、原因究明、住民の健康被害の拡大防止に努めます。
- ・市民や関係機関とのリスクコミュニケーションを図るとともに、定期訓練や研修等により、職員の健康危機管理能力の向上を図ります。

(2) 食の安全・安心の確保

- ・食品営業施設等への監視・指導により、食に関する健康危機事案の発生を防止するとともに、事案発生時には細菌検査、ウィルス検査、食品検査などを行い、被害の拡大防止に努めます。また、食品衛生に関する正しい知識の普及を推進します。

(3) 生活衛生の維持・向上

- ・興行場、旅館、公衆浴場、理容・美容所、クリーニング店などの生活衛生関係施設への監視・指導を充実させることにより、良好な衛生環境を確保します。

(4) 感染症・結核対策の推進

- ・感染症や結核についての予防啓発を行うとともに、発生の早期発見と治療及びまん延防止を図ります。

(5) 動物愛護と適正飼養の推進

- ・動物愛護フェスティバルや広報活動を通じて、動物愛護及び適正飼養の普及を図るとともに、本市の動物愛護事業の拠点である動物愛護センターの整備を推進します。また、動物による危害防止に努め、市民と動物が共生できる住みよいまちづくりを目指します。

また、各施策における（４）具体的な目標水準は、以下の通りとなっている。

（以下、「柏市第四次計画後期基本計画」より抜粋）

【図表 2 - 2 - 1 「健康づくりの推進」における具体的な目標水準】

指標の名称	現状値	平成 27 年度末 目標値	指標の説明
がん検診受診登録者数	133,974 人 (平成 22 年 4 月)	180,864 人	がん検診の受診行動に結びつく啓発活動の成果を測る指標です。
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の比率	25.4% (平成 20 年度)	19.0% (平成 20 年度比 25%)	柏市国保特定健康診査受診者のうちのメタボリックシンドローム該当者及び予備群の比率で、生活習慣病対策による効果を測る指標です。

【図表 2 - 2 - 2 「健康危機管理機能と体制の充実」における具体的な目標水準】

指標の名称	現状値	平成 27 年度末 目標値	指標の説明
監視指導を行っている食品営業施設の比率	42% (平成 22 年 3 月)	60%	市内の食品営業施設の監視指導状況から、食の安全対策の充実度を測る指標です。
衛生検査の実施件数	17,680 件 (平成 21 年度)	19,500 件	衛生検査の実施件数から、健康危機管理に関する充実度を図る指標です。
感染症予防啓発活動の実施回数	8 回 (平成 21 年度)	20 回	社会福祉施設等への予防啓発活動の実施状況から、感染症への予防活動の充実度を測る指標です。

【図表 2 - 2 - 3 「母子保健の推進」における具体的な目標水準】

指標の名称	現状値	平成 2 7 年度末 目標値	指標の説明
新生児訪問の訪問率	60% (平成 21 年度)	70%	母子の健康状態を把握するための新生児訪問を行った比率から、母子保健事業の充実度を測る指標です。
外来療育サービス 利用件数	5,612 件 (平成 21 年度)	15,000 件	柏市こども発達センターの外来療育サービス利用件数から、発達障害児への療育支援事業の充実度を測る指標です。

また、平成 2 7 年 4 月に公表された「第四次総合計画第六次実施計画改訂版」においては、上記具体的な目標水準に対する進捗状況が示されている。

【図表 2 - 2 - 4 「健康づくりの推進」における後期基本計画の具体的な目標水準に対する進捗状況】

指標の名称	後期基本計画 策定時の値	現行の進捗値	平成 2 7 年度末 最終目標値
がん検診受診登録者数	133,974 人 (平成 22 年 4 月)	121,003 人 (平成 27 年 3 月 23 日現在)	180,864 人
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の比率	25.4% (平成 20 年度)	24.3% (平成 25 年度)	19.0% (平成 20 年度比 25%)

【図表 2 - 2 - 5 「健康危機管理機能と体制の充実」における具体的な目標水準】

指標の名称	後期基本計画 策定時の値	現行の進捗値	平成 27 年度末 最終目標値
監視指導を行っている 食品営業施設の比率	42% (平成 22 年 3 月)	28.5% (平成 27 年 2 月末)	60%
衛生検査の実施件数	17,680 件 (平成 21 年度)	18,230 件 (平成 27 年 3 月 25 日 現在)	19,500 件
感染症予防啓発活動の 実施回数	8 回 (平成 21 年度)	6 回 (平成 27 年 1 月末)	20 回

【図表 2 - 2 - 6 「母子保健の推進」における具体的な目標水準】

指標の名称	後期基本計画 策定時の値	現行の進捗値	平成 27 年度末 最終目標値
新生児訪問の訪問率	60% (平成 21 年度)	66% (平成 27 年 1 月末)	70%
外来療育サービス 利用件数	5,612 件 (平成 21 年度)	10,541 件 (平成 27 年 2 月末)	15,000 件

(2) 柏市地域健康福祉計画

地域健康福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けるものである。

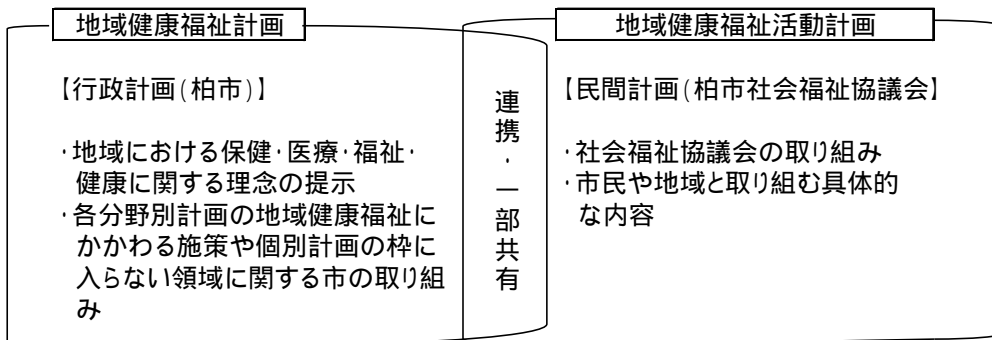
本計画は、地域健康福祉に関する理念の提示や方向性を定めることを主たる役割としている。これに基づき、地域で起きている健康福祉課題について、地域に主眼を置き、そこに住む様々な世代の人々とともに解決をしていくことを目的としている。

(3) 柏市地域健康福祉計画と柏市地域健康福祉活動計画との関係

「地域健康福祉活動計画」は、市民や地域と取り組む具体的な内容が盛り込まれた民間計画であり、柏市社会福祉協議会が作成している。社会福祉協議会とは、社会福祉法の中で地域福祉の推進を図る中核として位置付けられている社会福祉法人である。

この「地域健康福祉活動計画」と地域健康福祉計画は車の両輪のような関係であり、社会福祉協議会と柏市とが連携して地域健康福祉を進めていく必要がある。

【図表 2 - 2 - 7 両計画の関係】



(4) 柏市健康増進計画

我が国では、健康増進に係る取り組みとして、国民の健康の増進の総合的な推進を図るために、「第1次国民健康づくり対策」(昭和53年～)、「第2次国民健康づくり対策『アクティブ80ヘルスプラン』」(昭和63年～)、「第3次国民健康づくり対策『21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)』」(平成12年～)と数次にわたり、展開してきた。

合わせて、生活環境の改善や医学の進歩などにより、平均寿命が延び、世界一の長寿国となっている。しかし、一方では、食生活の変化や運動不足などにより、がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病などのいわゆる「生活習慣病」が増加している。そして、平均寿命の延伸に伴って、高齢化が進み、「生活習慣病」の後遺症や合併症により、要介護者も増加している。

そこで、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「主要な生活習慣病の発病予防と重症化予防」、「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」、「健康を支え、守るための環境整備」、「栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善」を基本的な方向性とした、「第4次国民健康づくり対策」が平成25年度から始まっている。

国民健康づくり対策を中核とする国民の健康づくり・疾病予防を積極的に推進するために、平成14年8月に制定された健康増進法では、「市町村は、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるもの」(第8条第2項 抜粋)と規定している。

柏市では、平成16年に前述した「柏市地域健康福祉計画」を策定し、「だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、いきいきと暮らせるまち 柏」の実現を目指し、市民の健康増進に係る取り組みを推進してきたところであるが、平成25年4月において、「健康増進法」及び「国民健康づくり対策」の趣旨に沿い、市民の健康増進施策の更なる積極的な推進を図るため、健康増進分野に特化した計画として、「柏市健康増進計画」を策定した。

当該計画は、市民一人一人が「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という意識を

持って、主体的に健康づくりに取り組むための指針となるものであるとともに、個人の健康づくりを地域・行政・学校・企業などが一体となり、社会全体で支援していくための諸活動の指針となるものである。

そして当該計画は、平成25年度から平成34年までの10年間を計画期間とし、中間年となる平成29年度において中間評価を行い、計画の進捗状況、新たな国・県等の動向、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととなっている。

ア 方向性と基本目標

当該計画では、「まちを構成する『行政』『地域』『企業』等の全ての組織及び『全ての市民』が連携・協働し、生涯健康で元気に暮らせる社会形成を目指す」ことを計画の方向性とし、その方向性のもと、「健康寿命の延伸」、「生活習慣病の発病予防及び重症化予防の徹底」を計画の基本目標としている。

そして当該基本目標に対する目標値を設定することで、計画の方向性及び目標をより明確にするとともに、計画の進捗状況の把握や管理をし、計画の推進、中間見直し、最終評価、次期計画の策定等において総括的な評価を行うこととしている。

また、基本目標を達成するため、様々な領域において健康目標を設定し、その実現に向けた取組みを行うこととしている。

【図表 2 - 2 - 8 基本目標に対する目標値】

指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成34年度)	
健康寿命	男性	79.40歳 (平成22年度)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	
	女性	83.67歳 (平成22年度)		
死亡者数	循環器疾患	794人	730人	
	がん	946人	880人	
肥満の割合	成人男性 [BMIが25.0以上] ※1	23.1%	20%以下	
	児童・生徒 [標準体重の+20%以上]	小学生	6.2%	4%以下
		中学生	7.8%	5%以下
運動習慣者の割合※2 [成人]		46.4%	64%	
睡眠による休養を十分にとれていない人の割合 [成人]		49.7%	40%以下	
喫煙率 [成人]		16.3%	12%以下	
毎日飲酒・多量飲酒する人の割合 ※3 [成人]		5.0%	4%	
過去1年間に歯科健康診査を受診した人の割合 [成人]		56.4%	65%	
メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群)の該当者の割合 [40歳以上]	男性	23.1%	17%	
	女性	7.5%	6%	

(出典：平成25年度柏市健康増進計画)

- 1 BMI = 体重 (kg) ÷ (身長 (m) × 身長 (m)) で算出した肥満度を示す指数で、25.0以上で「肥満」と判定される
- 2 運動習慣者 = 1回30分以上の運動を、週2回以上実施し、1年以上継続している人
- 3 多量飲酒 = ビールの中瓶にして1日3本(純アルコール量60g)以上の飲酒

イ 重点分野の設定

当該計画の基本目標を達成するため、生活習慣及び生活習慣病について、9つの重点分野を設定している。また、各重点分野において健康目標を設定し、その実現に向けた取り組みを行っている。

【図表 2 - 2 - 9 重点分野】

重点分野	分野の特徴
「栄養・食生活」	・生活習慣の基礎を形成するものです ・生活の質の維持向上に関与するものです
「身体活動・運動」	
「休養・こころの健康」	
「喫煙」	・生活習慣病の発症及び重症化に影響を与えるものです
「飲酒」	
「歯・口腔の健康」	
「糖尿病」	・健康寿命の短縮に影響を与える生活習慣病です
「循環器疾患」	
「がん」	

ウ ライフステージ区分の設定

当該計画の基本目標を設定するため、重点分野に加え、「人生の節目」、「社会的な立場」、「主な生活の場」、「身体的な特徴」、「ライフスタイル」などに応じた、6つのライフステージ区分を設定している。また、各ライフステージ区分において健康目標を設定し、その実現に向けた取り組みを行っている。

【図表 2 - 2 - 10 ライフステージ区分】

ライフステージ区分	区分年齢	区分の特徴
「乳幼児期」	概ね 0～5歳	家庭での生活習慣を形成する時期です
「学童期」	概ね 6～12歳	家庭での生活習慣が確立される時期です
「思春期」	概ね 13～19歳	生活習慣が固まる時期ですが、不規則な生活習慣が始まる時期でもあります
「成年期」	概ね 20～39歳	多忙、単身生活などにより、生活習慣に問題がある場合の多い時期です
「壮年期」	概ね 40～64歳	生活習慣病の発症及び重症化が多くなる時期です
「高齢期」	概ね 65歳～	精神的、身体的な老化が進み、健康問題が大きくなる時期です

エ 健康目標の設定

当該計画の基本目標を達成するため、9つの重点分野ごと、6つのライフステージ区分ごとに健康目標を設定し、設定した健康目標により、それぞれの取組みの進捗状況の把握や管理をし、取組みの推進、中間見直し、最終評価、次期計画の策定時において総括的な検証を行うこととなっている。

(5) 柏市保健所運営基本計画

既述した柏市第四次総合計画後期基本計画において、急激に進む少子高齢化社会の進行と経済環境の悪化を背景に、健康と支え合いのまちづくりの骨格が示されたことを踏まえ、柏市保健所では市民の健康・安全・安心の暮らしのため中核市保健所としての機能と役割を最大限に発揮できるよう、平成23年3月に保健サービスの将来的な方向を示した「地域保健構想」(平成18年3月策定)を「柏市保健所運営基本計画」として改訂し、さらに当該計画の計画期間の中間年度にあたる平成26年2月において、保健所設置以来の社会情勢や保健所運営の課題等を踏まえて再改訂が行われている。

ア 保健所運営基本計画に基づく進捗検証

保健所運営基本計画策定後、2年間の取組みを振り返り、経過・結果・成果の検証が行われ、「広報活動」、「健康危機管理能力の向上の取組み」、「【ウェルネス柏】の総合保健医療福祉施設の機能を生かす」、「質の高い地域保健サービスの提供を計画・実行できる職員を育成」について検証がされた。

その結果、期待される効果を発揮するための課題として、市職員の人材育成と配置、情報の収集・提供、市民と双方向のコミュニケーション形成、健康危機管理体制の強化の4点に集約された。

イ 中間見直し時における改訂の視点

これまでの「柏市の地域保健の最近の動向」及び「保健所運営基本計画に基づく進捗検証」から、今後の少子高齢・核家族化の進展、要援護者等情報弱者の増加を想定した健康危機管理の拠点としての機能の強化が求められ、また、生活習慣病の増加、自殺者の問題、疾病構造の変化に伴い、「健康で活力ある生活を送る」ための主体的な健康づくりと地域相互支援が求められていること、さらには、近年の新型インフルエンザ等感染症、震災及び放射線対策等の健康危機管理拠点づくり等、保健所運営を一層強化し、これを担うべき保健所の人材育成を継続していく必要があることから、以下の視点からの改訂がされている。

- a 市民に身近でわかりやすい保健所
- b 市民協働による健康づくり拠点としての保健所
- c 健康危機管理拠点としての保健所
- d 保健所運営を担う人材育成

ウ 改訂後計画における目標

改訂後計画においては、保健所設置以来、5年間の課題等を検証した前述の4つの「改訂の視点」を踏まえ、市民との協働、地域の限りある医療機関・保健医療福祉関係機関・NPO等との連携を推進していくことを基本的な考え方として、以下の2点の目標を設定している。

- a 健康危機管理の拠点としての一層の機能強化を図り、市民の安全・安心な暮らしのため
- b 「柏市地域健康福祉計画」及び「柏市次世代育成行動計画」と連動しながら誰もが健やかで活力ある暮らしのため

エ 施策の体系

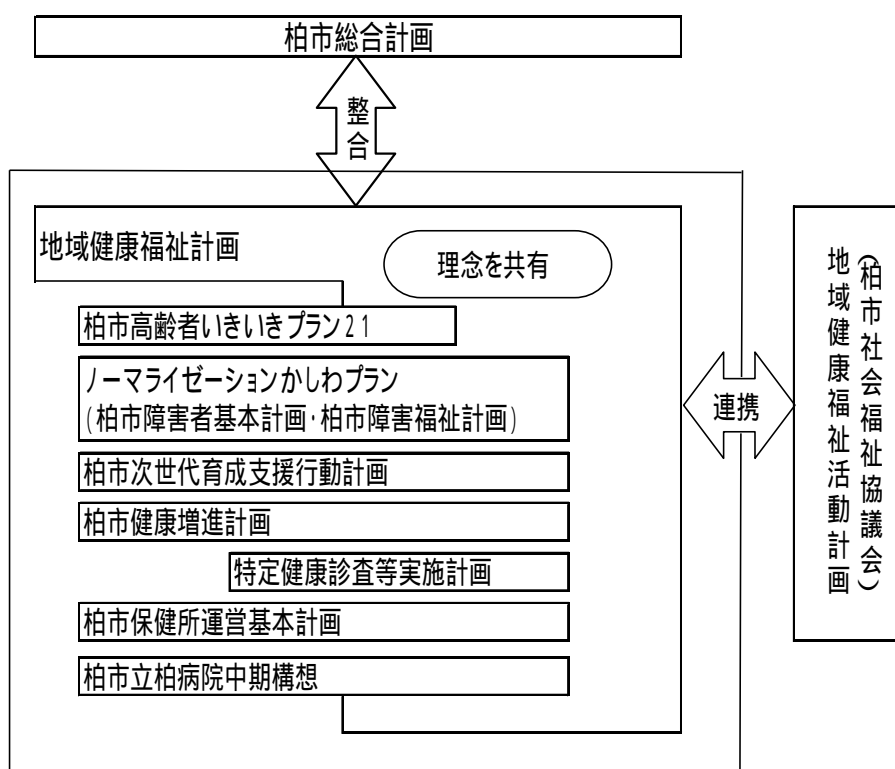
- a 安全・安心な暮らしのために
 - 市民が身近に感じる保健所を目指して
 - 健康危機管理機能の強化と体制整備
- b 健やかで活力のある暮らしのために
 - 市民一人一人が積極的な健康づくりに取り組めるために
 - 病気になったとしても安心して地域で暮らしていくために
- c 計画の運用・管理
 - 市民に期待される保健所の職員であるために
 - 計画の着実な推進にあたって

(6) 各計画の関係

柏市では様々な分野の施策を展開しているが、市民が生活する地域は一つであることから、地域を切り口として分野横断的な視点で見ていくことが必要である。

そのため、各計画は、柏市の総合計画と整合を図るとともに、柏市の保健・医療・福祉に関する理念を共有し、それらの分野別計画との整合が図られている。また、地域健康福祉計画においては、各分野別計画の地域健康福祉に関わる施策や個別計画の枠に入らない領域について記載している。

【図表 2 - 2 - 1 1 各計画の関係図】



第3 柏市保健所の概要

1 保健所についての法律の定め

保健所については、地域保健法において、以下の定めがある。

第5条 保健所は、都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

2 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第12号に規定する区域及び介護保険法(平成9年法律第123号)第118条第2項に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。

第6条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 五 医事及び薬事に関する事項
- 六 保健師に関する事項
- 七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 九 歯科保健に関する事項
- 十 精神保健に関する事項
- 十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- 十二 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- 十三 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

第7条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
- 二 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと。
- 四 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。

柏市は保健所政令市であり、保健所政令市とは、地域保健法第5条第1項に基づき、都道府県に代わって保健所を設置するとともに、知事に代わって市長又は保健所長が許認可及びその他の事務を行う市をいう。

柏市（基礎自治体）は、千葉県（広域自治体）から対物保健分野（許認可事務や規制行政等）を中心とする専門的・指導的機関としての保健所事務の移譲を受け、既存の直接的な対人保健分野サービスに携わる保健センター事務と統合することで、保健サービスのワンストップ化、標準事務処理時間の短縮、総合的な保健・医療・福祉政策の展開、健康危機管理上の迅速な対応等を可能にするため、地域保健法施行令第1条第3号による保健所政令市（中核市移行後は同条第2号による指定）に移行した。近年、行政の各主体（国、広域自治体、基礎自治体）や行政と民間の役割分担に関して「補完性の原則」が提唱されており、これと符合するものである。「補完性の原則」とは、「住民に身近な行政は、出来る限り、より住民に身近な地方自治体たる市町村が担うことが望ましい。」という原則であり、具体的には、個人、家庭、地域等では解決できない問題を政府が解決しようとする時、政府の中でまず取り組むべき主体は、住民に最も近い基礎自治体（市町村）、次いで広域自治体（都道府県）、次いで中央省庁（国）ということになる。

2 保健所の概要

（1）沿革

- | | | |
|-------|-----|--|
| 平成17年 | 4月 | 保健福祉部保健福祉総務課内に保健所準備室を設置（6名体制）
千葉県庁及び千葉県柏健康福祉センター（柏保健所）に職員各1名を研修生として派遣 |
| 平成18年 | 3月 | 「柏市地域保健構想」を策定 |
| | 4月 | 保健所準備室を保健所準備課に組織改正（12名体制）
千葉県から職員1名の派遣を受入れ
千葉県柏健康福祉センター（柏保健所）への研修派遣職員を6名に増員
千葉県・柏市中核市移行準備連絡協議会及び下部組織の保健所設置準備部会を設置 |
| | 9月 | 保健所準備課の職員を増員（17名体制） |
| | 10月 | 千葉県柏健康福祉センター（柏保健所）への研修派遣職員を11名に増員 |
| 平成19年 | 2月 | 総務省移譲事務事前ヒアリング
厚生労働省移譲事務事前ヒアリング |
| | 4月 | 保健所準備課の職員を増員（26名体制）
千葉県からの派遣職員を1名増員
千葉県動物愛護センター東葛飾支所に職員1名を研修生として派遣
千葉県柏健康福祉センター（柏保健所）への研修派遣職員を17 |

		名に増員
	6月	市議会で中核市指定の申出を議決
	7月	千葉県議会で中核市指定の同意を議決
	10月	市長から総務大臣に中核市指定の申出
	11月	閣議決定・中核市指定に関する政令の公布
平成20年	3月	千葉県知事から市長に事務を引継ぎ(事務引継書に調印) 柏市保健所施設として使用するため千葉県柏健康福祉センター (柏保健所)の施設を改修 保健所敷地内に動物一時預かり施設を設置
	4月	中核市に移行,保健所を設置(110名体制) 旧千葉県柏健康福祉センター(柏保健所)の施設を借用して保健 所業務を開始
	7月	医療安全相談窓口を設置
平成22年	1月	柏市柏下65番地1に「総合保健医療福祉施設(ウェルネス柏)」 竣工
	4月	ウェルネス柏にて保健所業務を開始
平成23年	2月	これまでの保健所最上位計画であった「柏市地域保健構想」を改 訂し,名称も改め「柏市保健所運営基本計画」として策定
	3月	「柏市がん対策基本条例」を制定
	8月	船橋市と「保健所職員の人事交流に関する協定」を締結
平成24年	4月	船橋市保健所と人事交流開始(1名ずつ)
	5月	船橋市と「健康危機発生時における保健所業務相互支援に関する 協定」を締結
平成25年	4月	「柏市健康増進計画」を策定
	9月	国と人事交流開始
平成26年	2月	「柏市保健所運営基本計画」改訂
	4月	「動物愛護ふれあいセンター」を設置
平成28年	4月	「柏市母子保健計画」を策定

(2) 条例等法規

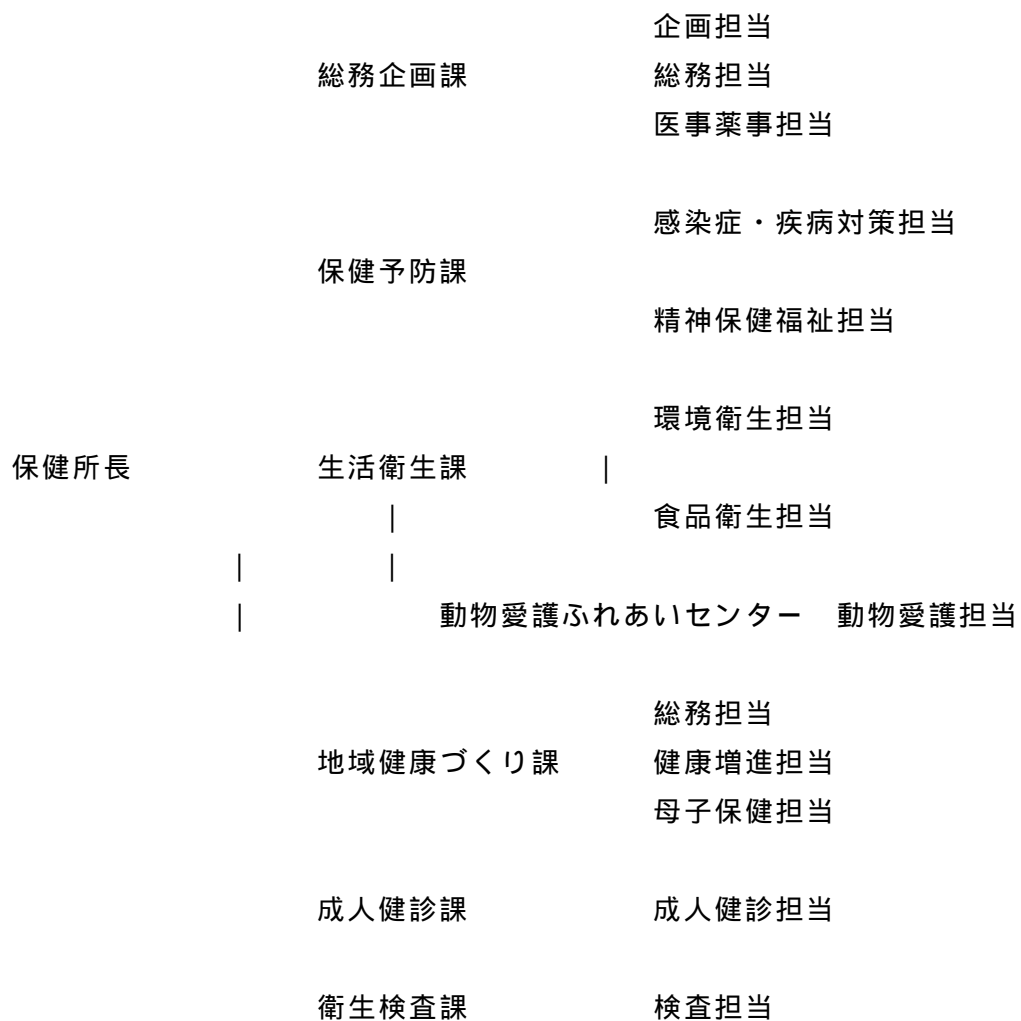
【図表3-1-1 各課事業毎の根拠法令・条例等】

課	NO	事業名	根拠法令 条例等
総務企画課	1	がん対策	がん対策基本法、健康増進法、柏市がん対策基本条例、千葉県がん対策推進条例
総務企画課	2	保健所企画広報事業	地域保健法、地域保健対策の推進に関する基本的な指針
総務企画課	3	医師臨床研修・実習生受け入れ	医師法16条の2、地域保健対策の推進に関する基本指針、保健師助産師看護師学校養成所指定規則
総務企画課	4	健康危機管理	地域保健対策の推進に関する基本的な指針、食品衛生法、感染症の予防及び感染症の患者に対する法律、薬事法、毒物及び劇物取締法、水道法、公衆浴場法 等
総務企画課	5	厚生統計事業	地域保健法第6条1項第2号及び第7条第1項第1号
総務企画課	6	医療職免許事業	医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師・助産師・看護師法・医療法 等 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
総務企画課	7	柏市保健衛生審議会の運営事業	地域保健法第11条、柏市保健所条例第4条
総務企画課	8	医療機関等の開設許可等及び立 入検査	医療法、あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師等に関する法律、柔道整復師法等、千葉県知事の権限に属する事務の 処理の特例に関する条例
総務企画課	9	薬事毒劇物指導事業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法 千葉県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例
総務企画課	10	医療安全相談事業	医療法第6条第9項、第6条第11項第1号
保健予防課	1	結核予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等
保健予防課	2	感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等
保健予防課	3	エイズ・性感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等
保健予防課	4	特定疾患治療研究事業・難病支 援対策事業	難病の患者に対する医療等に関する法律、千葉県特定疾患治療研究事業実施要綱 等
保健予防課	5	柏市肝炎ウイルス検査	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等
保健予防課	6	精神保健福祉の推進	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等
地域健康づくり課	1	予防接種等事業	予防接種法、柏市予防接種等実施要領、柏市任意予防接種費助成金交付要領
地域健康づくり課	2	不妊に悩む方への特定治療支援 事業	不妊に悩む方への特定治療支援事業
地域健康づくり課	3	受胎調節実地指導印象交付事業	母体保護法等
地域健康づくり課	4	未熟児・多胎児等支援事業	母子保健法第19条
地域健康づくり課	5	発達支援相談	母子保健法、児童福祉法、発達障害者支援法
地域健康づくり課	6	小児慢性特定疾病医療支援事業	児童福祉法
地域健康づくり課	7	養育医療給付事業	母子保健法第20条
地域健康づくり課	8	免許関係事務(管理栄養士・栄養 士・調理師)	栄養士法第4条、
地域健康づくり課	9	給食施設指導事業	健康増進法第22条
地域健康づくり課	10	栄養改善事業	健康増進法17条、健康増進法26条、健康増進法31条、健康増進法32条、柏市工健康増進計画、地域健康法第6条
地域健康づくり課	11	母子保健食育	母子保健法第2、14条、健康増進法第17条
地域健康づくり課	12	国民健康・栄養調査	健康増進法第10条
地域健康づくり課	13	母子歯科保健事業「歯っぴいか ムかしわっ子作戦！」	歯科口腔保健法、母子保健法、健康増進法、健康日本21、柏市健康増進計画
地域健康づくり課	14	母子歯科保健事業「歯っぴいか ムかしわっ子作戦... (2歳の歯 ピカランド及びフッ化物歯面塗 &)	歯科口腔保健法、母子保健法、健康増進法、健康日本21、柏市健康増進計画
地域健康づくり課	15	成人歯科保健事業(かむ歯科相 談室)	歯科口腔保健法、健康増進法第4条、健康日本21、柏市健康増進計画
地域健康づくり課	16	成人歯科保健事業(歯周疾患検 診)	歯科口腔保健法、健康増進法第19条の2、健康日本21、柏市健康増進計画
地域健康づくり課	17	成人歯科保健事業(その他歯科 保健事業・教育事業)	歯科口腔保健法、健康日本21、柏市健康増進計画、地域保健法第6条、健康増進法第4条
地域健康づくり課	18	柏市口腔衛生大会補助金	歯科口腔保健法
地域健康づくり課	19	幼児健康診査(1歳6か月児健康 診査・3歳児健康診査)	母子保健法第12条、第13条発達障害者支援法第5条、児童虐待防止法第4条、第5条
地域健康づくり課	20	妊婦・乳児一般健康診査助成事 業	母子保健法第13条
地域健康づくり課	21	ママパパ学級	母子保健法、健やか親子21
地域健康づくり課	22	新生児・産婦訪問指導	母子保健法第10,11,17条、児童虐待防止法第5条、児童福祉法第12条
地域健康づくり課	23	柏市こんには赤ちゃん事業	児童福祉法第6条の3、第10条、第21条の10、児童虐待防止法第4,5条、母子保健法第9条、第10条
地域健康づくり課	24	子育て支援事業(母と子のつど い)	母子保健法第9条、第10条
地域健康づくり課	25	妊婦届出の受理と母子健康手帳 交付関係	母子保健法第15,16条、柏市第四次総合計画後期基本計画、健やか親子21
地域健康づくり課	26	1歳6か月児健康診査事業事後 集団指導事業(ひよこルーム)	母子保健法、発達障害者支援法、児童虐待防止法
地域健康づくり課	27	子育て電話相談(にこにこダイヤ ルかしわ)	母子保健法第9条「知識の普及」、第10条「保健指導」、児童福祉法第12条の6
地域健康づくり課	28	特定妊婦・要支援家庭への支援 事業	柏市児童虐待及びいじめ防止条例、母子保健法第9,10条、児童福祉法第6条、児童虐待の防止等に関する法律、子ど も子育て支援法 等
地域健康づくり課	29	対人保健サービスにかかる人材 育成	地方公務員法、地域保健法、保健師助産師看護師法、地域活動における保健師活動に関する指針(厚生労働省)、保 健所運営基本計画、柏市人材育成基本方針、保健所人材育成基本方針
地域健康づくり課	30	柏市保健衛生審議会母子保健専 門分科会	地域保健法第11条、柏市保健所条例第4条

課	NO	事業名	根拠法令 条例等
地域健康づくり課	31	柏市保健衛生審議会健康増進専門分科会	地域保健法第11条, 柏市保健所条例第4条, 健康日本21, 第四次総合計画後期計画, 柏市健康増進計画
地域健康づくり課	32	健康づくり業務庁内連絡会	健康日本21, 健康増進法, 地域保健法, 第四次総合計画後期計画, 柏市健康増進計画
地域健康づくり課	33	柏地域職域連携推進協議会	健康増進法, 地域保健法, 地域・職域連携推進事業実施要綱, 柏市健康増進計画, 柏地域・職域連携推進協議会要綱
地域健康づくり課	34	柏市民健康づくり推進員活動	地域保健法, 健康増進法, 児童福祉法, 柏市地域健康福祉計画, 高齢者いきいきプラン, 次世代育成支援行動計画, 柏市民健康づくり推進員規則, 柏市民健康づくり推進員連絡協議会会則
地域健康づくり課	35	地域ウォークの推進	健康増進法, 健康日本21, 柏市第四次総合計画, 柏市健康増進計画
地域健康づくり課	36	健康相談	健康増進計画, 健康増進法第4章保健指導等第17条
地域健康づくり課	37	思春期保健事業	母子保健法, すこやか親子21, 次世代育成支援計画
地域健康づくり課	38	タバコ対策	健康増進法, 健康日本21, 柏市ポイ捨て禁止条例, 柏市健康増進計画
地域健康づくり課	39	健康教育	健康日本21, 健康増進法, 地域保健法, 第四次総合計画, 後期計画, 地域健康福祉計画, 高齢者いきいきプラン, 次世代育成支援行動計画, 柏市健康増進計画
生活衛生課	1	食品営業施設監視指導事業	食品衛生法第52条第1項・柏市食品衛生法施行条例
生活衛生課	2	食鳥検査事業	食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関する法律第15条
生活衛生課	3	生活衛生施設監視指導事業	理容師法第13条, 美容師法第14条, クリーニング業法第10条, 興行場法第5条, 公衆浴場法第6条, 旅館業法第7条, 水道法第20条の15など
生活衛生課	4	家庭用品整理指導事項	有害物質を含有する家庭用品の規則に関する法律第7条
生活衛生課	5	生活衛生行政推進事業	なし
生活衛生課	6	生活衛生思想普及啓発事業	なし
動物愛護ふれあいセンター	1	畜犬登録事業	狂犬病予防法4条5条
動物愛護ふれあいセンター	2	狂犬病等発症予防事業	狂犬病予防法第6条, 柏市動物の愛護及び管理に関する条例10条
動物愛護ふれあいセンター	3	動物取扱業及び特定動物飼養の監視・指導事業	動物の愛護及び管理に関する法律第24条, 第33条
動物愛護ふれあいセンター	4	動物愛護事業	動物の愛護及び管理に関する法律
動物愛護ふれあいセンター	5	動物愛護ふれあいセンター管理運営事業	動物の愛護及び管理に関する法律
成人健診課	1	女性の基本35	柏市女性の基本35実施要綱
成人健診課	2	柏市健康診査(無保険者)	健康増進法第19条の2
成人健診課	3	がん検診・胃がん検診	がん対策基本法第12条, 13条, 健康増進法第19条の2, がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(厚生労働省健康局通知), 柏市がん対策基本条例
成人健診課	4	がん検診・大腸がん検診	がん対策基本法第12条, 13条, 健康増進法第19条の2, がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(厚生労働省健康局通知), 柏市がん対策基本条例
成人健診課	5	がん検診・子宮頸がん検診	がん対策基本法第12条, 13条, 健康増進法第19条の2, がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(厚生労働省健康局通知), 柏市がん対策基本条例
成人健診課	6	がん検診・乳がん検診	がん対策基本法第12条, 13条, 健康増進法第19条の2, がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(厚生労働省健康局通知), 柏市がん対策基本条例
成人健診課	7	がん検診・結核肺がん検診	がん対策基本法第12条, 13条, 健康増進法第19条の2, がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(厚生労働省健康局通知), 柏市がん対策基本条例, 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2
成人健診課	8	がん検診推進事業(子宮頸がん, 乳がん, 大腸がん無料検診)	がん検診推進事業実施要綱, 働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業実施要綱(厚生労働省健康局長通知), 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業
成人健診課	9	中央保健センター等管理運営事業	地域保健法, 柏市保健センター条例
成人健診課	10	沼南保健センター管理運営事業	地域保健法, 柏市保健センター条例
成人健診課	11	健康づくり相談	健康増進法17条の1
成人健診課	12	成人保健事業ー健康づくり普及・啓発	健康増進法(第19条の2, 第17条の1), がん対策基本法(12条, 13条), 柏市がん対策基本条例
成人健診課	13	肝炎ウイルス検査	健康増進法第19条の2
衛生検査課	1	依頼検査・行政検査事業	地域保健法第6条, 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条, 第15条, 第17条及び第53条の13, 食品衛生法第28条及び第29条, 医療法第25条, 柏市公衆浴場法等施行規則第13条

(3) 組織

【図表 3 - 2 - 1 柏市保健所の組織図】



(平成28年3月31日現在)

(4) 職員

【図表3-2-2 柏市保健所の所属別・担当別・職種別職員定数】

(単位：人)

所属担当		職種	医 師	薬 劑 師	獣 医 師	保 健 師	齒 科 衛 生 士	栄 養 士	臨 床 検 査 技 師	診 療 放 射 線 技 師	精 神 保 健 福 祉 士	化 学 技 師	一 般 事 務
保健所長(1)			1										
総務企画課 (10)	次長兼課長												1
	統括リーダー												1
	専門監				1								
	企画												2
	総務												2
	医事薬事			3									
保健予防課 (18)	課長		1										
	専門監				2					1			
	感染症・疾病対策				6					1			2
	精神保健福祉				1						4		
生活衛生課 (15)	課長			1									
	副参事											1	
	統括リーダー												1
	環境衛生			1	1								1
	食品衛生			1	7			1					
動物愛護ふれ あいセンター (6)	所長			1									
	動物愛護			5									
地域健康づく り課 (42)	課長				1								
	専門監				3								
	統括リーダー												1
	総務				3	1	1						5
	健康増進				7	1	2						
	母子保健				15	1	1						
成人健診課 (9)	課長												1
	専門監				1								
	統括リーダー												1
	成人健診				5								1
衛生検査課 (8)	課長								1				
	検査			3					3			1	

合計(109)	2	8	15	45	3	5	4	2	4	2	19
---------	---	---	----	----	---	---	---	---	---	---	----

派遣職員を含み、育休代替任期付採用職員及び再任用職員は含まず。(平成28年3月31日現在)

(5) 事務分掌

【図表3-2-3 柏市保健所の所属別・担当別事務分掌】

所属	担当	分 掌 事 務
総務企画課		1 保健福祉部,保健所及び子ども部内の組織,定員,予算及び人材育成に係る調整に関する事。
	企画担当	2 地域保健に係る企画立案及び調整に関する事。 3 医療連携の推進に関する事。 4 地域保健に係る調査研究に関する事。 5 地域保健関係職員の人材育成に関する事。 6 健康危機対策の総括に関する事。
	総務担当	7 部内の事業調整に関する事。 8 保健統計に関する事(他の部署の所管に属するものを除く)。 9 柏市保健衛生審議会に関する事。 10 部内の庶務に関する事。
	医事薬事担当	11 医療法(昭和23年法律第205号)に関する事。 12 医療安全相談に関する事。 13 医療関係従事者の免許に関する事。 14 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)に関する事。 15 あん摩マッサージ指圧師,はり師,きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に関する事。 16 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)に関する事。 17 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)に関する事。 18 医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に関する事。 19 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に関する事。 20 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)に関する事。 21 薬物乱用防止対策に関する事。 22 内部精度管理の総括に関する事。 23 保健師法助産師法看護師法に関する事 24 歯科衛生士法に関する事
保健予防課	感染症・疾病対策担当	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に関する事。 2 検疫法(昭和26年法律第201号)に関する事。 3 感染症の予防に関する知識の普及及び啓発に関する事。 4 柏市感染症診査協議会に関する事。 5 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)その他の疾病対策に関する事。 6 難病相談に関する事。 7 療育医療に関する事。
	精神保健福祉担当	8 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に関する事。 9 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和36年法律第103号)に関する事。 10 精神保健福祉に係る相談支援及び啓発に関する事。

生活衛生課	環境衛生担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 理容師法(昭和22年法律第234号),美容師法(昭和32年法律第163号)及びクリーニング業法(昭和25年法律第207号)に関する事。 2 興行場法(昭和23年法律第137号),旅館業法(昭和23年法律第138号)及び公衆浴場法(昭和23年法律第139号)に関する事。 3 水道及び飲料水の衛生に関する事。 4 温泉法(昭和23年法律第125号)に関する事。 5 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に関する事。 6 遊泳用プールの衛生に関する事。 7 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)に関する事。 8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に関する事。 9 環境衛生に係る検査に関する事。
	食品衛生担当	<ul style="list-style-type: none"> 10 食品衛生に関する事。 11 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に関する事。 12 と畜場法(昭和28年法律第114号)に関する事。
生活衛生課動物愛護ふれあいセンター	動物愛護担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に関する事。 2 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び柏市動物の愛護及び管理に関する条例(平成19年柏市条例第55号)に関する事。 3 柏市動物愛護ふれあいセンターの管理及び運営に関する事。
地域健康づくり課	総務担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 予防接種に関する事。 2 不妊に悩む方への特定治療支援事業に関する事。 3 母体保護法(昭和23年法律第156号)に関する事。 4 対人保健サービスの調整に関する事。 5 対人保健サービスの人材育成に関する事。 6 栄養士法(昭和22年法律第245号)及び調理師法(昭和33年法律第147号)に関する事。 7 栄養関係事業の総括に関する事。 8 歯科保健事業の総括に関する事。 9 健康都市連合に関する事。 10 健康増進施策の企画及び調整に関する事。 12 健康づくりに係る食育の推進に関する事。 99 課の庶務に関する事。
	健康増進担当	<ul style="list-style-type: none"> 11 健康教育及び健康相談に関する事。 13 保健栄養事業及び栄養改善指導事業に関する事。 14 国民健康・栄養調査に関する事。 15 成人歯科保健事業に関する事。 16 たばこ対策に関する事。 17 柏市民健康づくり推進員に関する事。 18 思春期保健の推進に関する事。

母子保健担当	<ul style="list-style-type: none"> 19 小児慢性特定疾病医療支援事業に関する事。 20 養育医療及び低出生体重児に関する事。 21 母子保健の普及啓発に関する事。 22 母子保健相談支援に関する事。 23 妊産婦及び新生児の訪問指導並びに乳児家庭全戸訪問事業に関する事。 24 妊娠届出及び母子健康手帳の交付に関する事。 25 幼児健康診査に関する事。 26 妊婦・乳児一般健康診査に関する事。 27 母子保健法（昭和40年法律第141号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に係る専門相談支援に関する事。 28 発達に係る相談支援に関する事。 29 保健栄養事業及び栄養改善指導事業に関する事 30 母子歯科保健事業に関する事。
成人健診課	<p>成人健診担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 成人健診事業の体制整備に関する事。 2 成人健診の啓発、実施及び評価に関する事（千葉県肝炎治療特別促進事業に基づく検診を除く。） 3 柏市中央保健センター及び柏市沼南保健センターの管理及び運営に関する事。 4 その他成人健診事業に関する事。
衛生検査課	<p>検査担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 感染症の検査に関する事。 2 臨床検査に関する事。 3 食品衛生検査に関する事。 4 環境衛生検査に関する事。

（ 6 ） 施設

（ア） 柏市保健所

a 所在地

柏市柏下 6 5 番地 1（ウェルネス柏内）

b 構造・規模

土地：7, 259.82㎡（市所有）

建物：延床面積 9, 920.57㎡

（うち保健所分 3, 425.35㎡）

鉄筋コンクリート造 地上5階建て

（イ） 動物愛護ふれあいセンター

a 所在地

柏市風早二丁目 4 番地 3

b 構造・規模

土地：2, 153.19㎡

建物：延床面積 656㎡

鉄筋コンクリート造 地上1階建て

(ウ) 中央保健センター（柏市保健勤労会館 1 階）

a 所在地

柏市柏下 6 6 番地 1

b 構造・規模

土地：2,287.69 m²

建物：延床面積 1,171.12 m²

鉄筋コンクリート一部鉄骨造

(エ) 沼南保健センター

a 所在地

柏市大島田 2 1 番地 2

b 構造・規模

土地：671.03 m²

建物：延床面積 870.36 m²

鉄筋コンクリート造

(7) 附属機関

(ア) 柏市保健衛生審議会

a 設置の目的

保健所の適正な運営に資するために設置

b 設置根拠

柏市保健所条例第 4 条

c 所掌事務及び権限

次に掲げる事項の調査審議のほか、保健、医療及び生活衛生に関する重要な事項について市長への意見具申を行う。

地域保健法第 4 条第 1 項に規定する基本指針に係る事項であって市長の権限に属するものに係る企画、実施及び評価に関する事項

動物の愛護及び管理に関する法律第 5 条第 1 項に規定する基本指針に係る事項であって市長の権限に属するものに係る企画、実施及び評価に関する事項

その他保健所の運営等に関する事項

d 組織

委員数

20 名以内

選任区分

- ・ 学識経験を有する者
- ・ 民間関係団体の構成員
- ・ 関係行政機関の職員
- ・ その他市長が適当と認める者

特別委員

専門的な事項を調査審議させるため必要があるときに特別委員を置くことができ、その者の委嘱に係る当該専門的な事項に関する調査審議が終了したときは解任される。

部会及び分科会

特定の事項を調査審議するため必要に応じて設置する。平成28年3月31日現在、次の部会及び分科会を設置している。

- ・ 保健所運営部会
- ・ 保健医療部会
- ・ 健康増進専門分科会
- ・ 母子保健専門分科会

会長及び副会長

委員の互選により会長及び副会長を各1名置いている。

(イ) 柏市感染症診査協議会

a 設置の目的

感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ること

b 設置根拠

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という)第24条第6項及び柏市感染症診査協議会条例第1条

c 所掌事務

一類感染症から三類感染症までの患者又は無症状病原体保菌者に対する就業制限に関する審議

一類感染症又は二類感染症の患者に対する入院の勧告に関する審議

入院の勧告を受けて入院している一類感染症又は二類感染症の患者に対する入院期間の延長に関する審議

結核患者の医療費の公費負担に関する審議

市長が緊急を要するため委員長の意見を持って協議会の意見として就業制限の通知をした場合にする、その通知の内容についての協議会に対する報告に関し、意見を述べること

感染症法第19条の規定により市長が応急入院の勧告又は応急入院の措置をしたときの協議会に対する報告に関し、意見を述べること

d 組織

委員数

5名

選任区分

次の者のうちから市長が任命。ただしその過半数は医師であること

- ・ 感染症指定医療機関の医師
- ・ 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者（感染症指定医療機関の医師を除く）
- ・ 法律に関し学識経験を有する者
- ・ 医療及び法律以外の学識経験を有する者

（ウ） 柏市予防接種調査会

a 設置の目的

予防接種による健康被害又はその疑いのある場合に、疾病の状況及び診療内容に関する資料を収集し、予防接種健康被害救済制度の対象として申請するか審議すること

b 設置根拠

柏市附属機関設置条例第2条

c 所掌事務

予防接種の適性かつ円滑な処理についての調査及び審議並びに答申に関する事務

d 組織

委員数

6名

選任区分

- ・ 一般社団法人柏市医師会の会長の職にある者
- ・ 一般社団法人柏市医師会の予防接種担当理事の職にある者
- ・ 一般社団法人柏市医師会の予防接種関係の専門委員会の委員長の職にある者
- ・ 予防接種の専門知識を有する医師
- ・ 保健所の長の職にある者

3 歳入歳出の状況

(1) 歳入と歳出の内容

ア 歳入

平成27年度における柏市保健所の業務に係る歳入の款項目節、内容及び予算所属は、次の通りである。

款	項	目	節	内容	予算所属	
使用料及び手数料	使用料	衛生手数料	保健衛生手数料	畜犬登録手数料	動物愛護ふれあいセンター	
				飲食店営業許可申請等手数料	生活衛生課	
				理容所検査手数料		
				温泉利用許可申請等手数料		
				興業場営業許可申請等手数料		
				旅館業許可申請等手数料		
				公衆浴場営業許可申請等手数料		
				化製場設置許可申請等手数料		
				美容所検査手数料		
				クリーニング所検査手数料		
				建築物管理事業登録申請等手数料		
				診療所開設許可申請等手数料	総務企画課	
				薬局開設許可申請等手数料		
				犬・猫の引取り等手数料	動物愛護ふれあいセンター	
				動物取扱業登録申請等手数料		
				食鳥検査等手数料	生活衛生課	
				ふぐ営業認証申請等手数料		
				証明書発行手数料	総務企画課 生活衛生課 衛生検査課	
				腸内細菌検査手数料		衛生検査課
				水質検査手数料		
HIV抗体検査成績証発行手数料	保健予防課					
国庫支	国庫負担金	衛生費国庫負担金	予防費負担金	感染症予防事業費等負担金	保健予防課	
				結核児童療育費国庫負担金		
				結核医療費負担金		

出 金				感染症発生動向調査事業費 負担金		
			保健指導 費負担金	母子保健衛生費負担金 小児慢性特定疾病医療費国庫負 担金	地域健康 づくり課	
	国庫 補助金	衛生費国 庫補助金	予防費補 助金	結核医療費補助金	保健予防課	
				エイズ対策促進事業費補助金		
				特定感染症検査等事業費補助金	保健予防課 地域健康 づくり課	
			感染症対策特別促進事業費補助 金（肝炎対策事業）	保健予防課		
			感染症対策特別促進事業費補助 金（特定感染症対策事業）			
			難病特別対策推進事業費補助金			
			特定感染症検査等事業費補助金 （エイズ検査）			
			保健所総 務費補助 金	社会保障・税番号制度システム 整備費補助金	保健衛生施設等施設・設備整備 費国庫補助金	総務企画課
			保健指導 費補助金	小児慢性特定疾病医療支援事業 費補助金	母子保健衛生費補助金（不妊に 悩む方への特定治療支援事業）	地域健康づ くり課
	健康増進 費補助金	子ども・子育て支援交付金（こ んにちは赤ちゃん事業）	健康的な生活習慣づくり重点化 事業	地域健康づ くり課		
		がん検診推進事業補助金			成人健診課	
	国庫 委託金	衛生費国 庫委託金	保健所総 務費委託 金	各種統計調査委託金	総務企画課	
			健康増進 費委託金	各種統計調査委託金	地域健康づ くり課	
	県 支	県負担金	衛生費県 負担金	保健指導 費負担金	千葉県未熟児養育医療費負担金	地域健康づ くり課

出 金	県補助金	衛生費県 補助金	予防費補 助金	地域自殺対策緊急強化基金事業 費補助金	保健予防課
			健康増進 費補助金	健康増進事業補助金	地域健康づ くり課 成人健診課
				子ども・子育て支援交付金 (こんにちは赤ちゃん事業)	地域健康づ くり課
	県委託金	衛生費県 委託金	保健衛生 費委託金	県条例特例事務交付金	総務企画課
			健康増進 費委託金	環境保健サーベイランス調査委 託金	地域健康づ くり課
				乳幼児栄養調査委託金 県民健康・栄養調査委託金	
諸 収 入	雑入	雑入	衛生費 雑入	調理実習参加負担金	地域健康づ くり課
				養育医療保護者徴収金	
				石綿健康被害救済給付業務委託 費	成人健診課
				療育医療保護者徴収金	保健予防課

イ 歳出

平成27年度における柏市保健所の業務に係る歳出の款項目と事業名及び予算所属は、次の通りである。

款	項	目	事業名	予算所属
衛 生 費	保健衛生費	予防費	予防接種事業	地域健康づ くり課
			結核予防事業	保健予防課
			感染症予防事業	
			エイズ予防対策事業	
			精神保健福祉事業	
			難病支援対策事業	
			肝炎ウィルス検査事業	
		保健所総務費	保健所運営事業	総務企画課 保健予防課 生活衛生課 地域健康づ くり課 衛生検査課
		保健所企画広報活動事業	総務企画課	

		保健衛生審議会事業	総務企画課 地域健康づくり課
		厚生統計調査事業	総務企画課
	医薬費	医療職免許事業	総務企画課
		医療安全支援センター事業	
		薬事毒劇物指導事業	
	生活衛生費	調理師・栄養士免許事業	地域健康づくり課
		食品衛生指導事業	生活衛生課
		食鳥検査事業	
		環境衛生指導事業	
	動物愛護管理費	動物愛護事業	動物愛護ふれあいセンター
		動物取扱業及び特定動物飼養の監視・指導事業	
		狂犬病等発症予防事業	
		畜犬登録事業	
	保健指導費	特定相談事業	地域健康づくり課
		公費負担医療事業	
		思春期保健事業	
	健康増進費	健康増進事業	地域健康づくり課
		栄養指導事業	
		柏市民健康づくり推進活動事業	
		母子健康診査事業	
		子育て支援事業	
		保健栄養事業	
		歯科保健指導事業	
		健康診査事業	成人健診課
		がん検診事業	
		ウォーキング推進事業	地域健康づくり課
		健康に関する施設の管理運営事業	成人健診課
	成人保健事業		
	衛生検査費	衛生検査事業	衛生検査課

(2) 最近3年度の推移

ア 歳入

歳入の款別の決算推移は、次の通りである。

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
使用料及び手数料	50,221	51,808	52,287
国庫支出金 1	118,335	123,743	125,564
県支出金	26,363	75,455	58,048
財産収入		1,512	
諸収入	3,524	4,006	5,338
市債 2	132,200	144,000	
合計	330,645	400,526	241,239

- 1 小児慢性特定疾病医療費国庫負担金が、平成26年度の5,791千円から平成27年度に48,791千円へと増加している。
- 2 動物愛護ふれあいセンター設立に伴う合併特例債の発行である。

イ 歳出

(ア) 項別

歳出の項別の決算推移は、次の通りである。

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予防費	830,639	900,035	899,009
保健所総務費	75,374	88,009	101,401
医薬費	1,221	1,430	2,417
生活衛生費	3,566	3,304	3,394
動物愛護管理費	184,638	192,750	30,290
保健指導費	155,920	179,423	187,338
健康増進費	751,094	806,021	849,523
衛生検査費	13,832	11,504	12,554
合計	2,016,288	2,182,478	2,085,930

項別の増減内容については、(イ) 事業別 の決算推移参照

平成23年度における予防費の増加を受けて歳出決算額全体が増大し、その後予防費は減少傾向にあるものの、健康増進費等は増加傾向にあり、歳出決算額総額は20億円台で推移している。

(イ) 事業別

歳出の事業別の決算推移は、次の通りである。

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(予防費)			
予防接種事業	794,693	878,407	876,748
結核予防事業	19,916	14,236	16,205
感染症予防事業	2,018	2,361	2,227
エイズ予防対策事業	2,823	2,798	1,191
精神保健福祉事業	2,002	1,891	1,807
特定疾患治療研究事業	9	9	-
緊急肝炎ウイルス検査事業	9,174	331	-
難病支援対策事業	-	-	593
肝炎ウイルス検査事業	-	-	235
合計	830,639	900,035	899,009
(保健所総務費)			
保健所運営事業	73,169	85,511	95,562
保健所企画広報活動事業	1,575	217	3,367
保健衛生審議会事業	332	211	1,309
厚生統計調査事業	297	2,067	1,161
合計	75,374	88,009	101,401
(医薬費)			
医療職免許事業	182	221	194
医療安全支援センター事業	993	1,003	1,935
薬事毒劇物指導事業	46	205	287
合計	1,221	1,430	2,417
(生活衛生費)			
調理師・栄養士免許事業	19	30	33
食品衛生指導事業	1,575	1,699	1,430
食鳥検査事業	1,003	507	736

環境衛生指導事業	968	1,067	1,194
合計	3,566	3,304	3,394
(動物愛護管理費)			
動物愛護事業	162,545	176,793	13,418
動物取扱業及び特定動物飼養 の監視・指導事業	63	74	80
狂犬病等発症予防事業	17,634	12,214	12,639
畜犬登録事業	4,394	3,667	4,151
合計	184,638	192,750	30,290
(保健指導費)			
特定相談事業	1,215	1,251	1,249
公費負担医療事業	153,132	176,667	185,903
難病相談事業	1,504	1,350	-
思春期保健事業	68	154	185
合計	155,920	179,423	187,338
(健康増進費)			
健康増進事業	2,394	2,737	2,901
栄養指導事業	835	743	999
柏市民健康づくり推進活動事 業	12,803	12,771	11,952
母子健康診査事業	323,406	343,168	329,654
子育て支援事業	10,228	11,711	12,763
保健栄養事業	233	416	448
歯科保健指導事業	13,877	11,556	12,079
健康診査事業	5,086	56,185	53,197
がん検診事業	352,091	321,147	353,089
ウォーキング推進事業	725	771	778
健康に関する施設の管理運営 事業	14,151	29,152	54,740

成人保健事業	15,258	15,659	16,917
合計	751,094	806,021	849,523
(衛生検査費)			
衛生検査事業	13,832	11,504	12,554
合計	13,832	11,504	12,554
歳出合計	2,016,288	2,182,478	2,085,930

4 県内他中核市との比較

ここでは、柏市と同規模の県内他中核市として船橋市を選定のうえ、比較を試みる。

(1) 人口及び世帯数

【図表 3 - 4 - 1 柏市及び船橋市の人口及び世帯数】

(単位：人)

区分	人口	世帯数	人口密度 (1 km ² 当たり)
柏市	411,399	173,699	3,585.5
船橋市	622,823	271,786	7,274.3

(平成 27 年 10 月 1 日現在 出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報、平成 28 年度船橋市保健所事業年報)

(2) 歳出決算額

(単位：千円)

	柏市	船橋市
予防費	899,009	1,603,839
保健所総務費 1	101,401	1,053,337
医薬費	2,417	-
生活衛生費 2	3,394	35,263
動物愛護管理費	30,290	-
保健指導費	187,338	-
健康増進費 2	849,523	1,286,438
衛生検査費	12,554	-
保健施設費	-	112,221
合計	2,085,930	4,091,098

- 1 船橋市では、「保健衛生総務費」及び「保健所費」
- 2 船橋市では、「環境衛生費」
- 3 船橋市では、「保健活動費」

予防費を除いて歳出項目が異なるために単純比較は出来ないものの、歳出総額全体で見ても、船橋市の方が柏市よりも多額となっている。

(3) 組織及び担当業務

ア 担当部署比較

【図表 3 - 4 - 2 柏市及び船橋市の担当部署】

柏市	船橋市
総務企画課	総務課
保健予防課	保健予防課
生活衛生課(含・動物愛護ふれあいセンター)	衛生指導課(含・動物愛護指導センター)
地域健康づくり課	地域保健課、健康づくり課
成人健診課	健康づくり課(特定健診・がん検診係)
衛生検査課	総務課(検査係)

イ 総務企画課（柏市）と総務課（船橋市）

【図表3 - 4 - 3 柏市及び船橋市の総務担当部署】

総務企画課（柏市）	総務課（船橋市）
1 保健福祉部，保健所及び子ども部内の組織，定員，予算及び人材育成に係る調整に関すること。	
（企画担当） 2 地域保健に係る企画立案及び調整に関すること。 3 医療連携の推進に関すること。 4 地域保健に係る調査研究に関すること。 5 地域保健関係職員の人材育成に関すること。 6 健康危機対策の総括に関すること。	（総務企画係） 1 地域保健思想の普及及び向上に関すること。 2 地域保健に係る企画調整に関すること。 3 地域保健に係る調査及び研究に関すること。 4 地域保健に係る統計情報の提供に関すること。 5 災害時支援対策に関すること。 6 地域保健関係職員の育成に関すること。 7 学生実習指導の受入れに関すること。 8 地域保健推進協議会に関すること。 9 健康危機管理の統括に関すること。 10 保健福祉センターの管理に関すること。 11 保健所内他の課の所管に属しない事項に関すること。 12 保健所の庶務に関すること。
（総務担当） 7 部内の事業調整に関すること。 8 保健統計に関すること（他の部署の所管に属するものを除く） 9 柏市保健衛生審議会に関すること。 10 部内の庶務に関すること。	
（医事薬事担当） 11 医療法（昭和23年法律第205号）に関すること。 12 医療安全相談に関すること。 13 医療関係従事者の免許に関すること。 14 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）に関すること。 15 あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に関すること。 16 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）に関すること。 17 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）に関すること。 18 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に関すること。 19 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に関すること。 20 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）に関すること。 21 薬物乱用防止対策に関すること。 22 内部精度管理の総括に関すること。 23 保健師法助産師法看護師法に関すること 24 歯科衛生士法に関すること	（医事薬事係） 13 医療法，医師法，歯科技師法及び歯科衛生士法に関すること。 14 あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法に関すること。 15 保健師，助産師，看護師等の身分に関すること。 16 死体解剖保存法に関すること。 17 診療放射線技師法，歯科技工士法，臨床検査技師等に関する法律，理学療法士及び作業療法士法及び視能訓練士法に関すること。 18 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律，毒物及び劇物取締法，覚せい剤取締法及び薬剤師法に関すること。

ウ 保健予防課（柏市、船橋市ともに）

【図表 3 - 4 - 4 柏市及び船橋市の保健予防担当部署】

柏市	船橋市
<p>（感染症・疾病対策担当）</p> <p>1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に関する こと。</p> <p>2 検疫法（昭和26年法律第201号）に関する こと。</p> <p>3 感染症の予防に関する知識の普及及び啓発に 関すること。</p> <p>4 柏市感染症診査協議会に関する こと。</p> <p>5 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26年法律第50号）その他の疾病対策に関する こと。</p> <p>6 難病相談に関する こと。</p> <p>7 療育医療に関する こと。</p>	<p>（疾病対策係）</p> <p>1 難病対策に関する こと。</p> <p>2 難病患者援助金に関する こと。</p> <p>3 小児慢性特定疾病に関する こと。</p> <p>4 肝炎対策に関する こと。</p> <p>5 原子爆弾被爆者に対する援助に関する法律に 関すること。</p> <p>6 原爆被爆者見舞金に関する こと。</p> <p>7 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進 に関する法律に関する こと。</p> <p>（結核感染症係）</p> <p>8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律に関する こと。</p> <p>9 結核対策に関する こと。</p> <p>10 エイズ対策に関する こと。</p>
<p>（精神保健福祉担当）</p> <p>8 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 和25年法律第123号）に関する こと。</p> <p>9 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等 に関する法律（昭和36年法律第103号）に関する こと。</p> <p>10 精神保健福祉に係る相談支援及び啓発に関す ること。</p>	<p>（精神保健福祉係）</p> <p>11 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に 関すること。</p> <p>12 精神障害者社会復帰事業に関する こと。</p> <p>13 地域活動支援センターに関する こと。</p>

エ 生活衛生課（柏市）と衛生指導課（船橋市）

【図表 3 - 4 - 5 柏市及び船橋市の衛生担当部署】

生活衛生課（柏市）	衛生指導課（船橋市）
<p>（環境衛生担当）</p> <p>1 理容師法（昭和22年法律第234号）、美容師法 （昭和32年法律第163号）及びクリーニング業法 （昭和25年法律第207号）に関する こと。</p> <p>2 興行場法（昭和23年法律第137号）、旅館業法 （昭和23年法律第138号）及び公衆浴場法（昭和 23年法律第139号）に関する こと。</p> <p>3 水道及び飲料水の衛生に関する こと。</p> <p>4 温泉法（昭和23年法律第125号）に関する こと。</p> <p>5 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する 法律（昭和48年法律第112号）に関する こと。</p> <p>6 遊泳用プールの衛生に関する こと。</p> <p>7 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140 号）に関する こと。</p> <p>8 建築物における衛生的環境の確保に関する法 律（昭和45年法律第20号）に関する こと。</p> <p>9 環境衛生に係る検査に関する こと。</p>	<p>（環境指導係）</p> <p>1 興行場法、公衆浴場法、旅館業法、理容師法、 美容師法及びクリーニング業法に関する こと。</p> <p>2 温泉法に関する こと。</p> <p>3 化製場等に関する法律に関する こと。</p> <p>4 水道法に関する こと。</p> <p>5 建築物における衛生的環境の確保に関する法 律に関する こと。</p> <p>6 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する 法律に関する こと。</p> <p>7 船橋市小規模水道条例に関する こと。</p> <p>8 遊泳用プールの衛生に関する こと。</p> <p>9 飲用井戸等の相談及び指導に関する こと。</p> <p>10 公衆浴場への助成及び指導に関する こと。</p>
<p>（食品衛生担当）</p> <p>10 食品衛生に関する こと。</p>	<p>（食品指導係）</p> <p>11 食品衛生法、ふぐの取扱い等に関する条例、食</p>

<p>11 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に関する事 こと。</p> <p>12 と畜場法（昭和28年法律第114号）に関する事 こと。</p>	<p>鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に 基づく許認可等に関する事 こと。</p> <p>12 食品表示法（他の課の所管に属するものを除 く。）に関する事 こと。 （食品監視係）</p> <p>13 食品衛生法、ふぐの取扱い等に関する条例、食 鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、 食品表示法（他の課の所管に属するものを除く。） に基づく監視指導に関する事 こと。</p>
<p>（動物愛護ふれあいセンター）</p> <p>13 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に関する 事 こと。</p> <p>14 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法 律第105号)及び 柏市動物の愛護及び管理に関する 条例(平成19年柏市条例第55号)に関する事 こと。</p> <p>15 柏市動物愛護ふれあいセンターの管理及び運 営に関する事 こと。</p>	<p>（動物愛護指導センター）</p> <p>14 狂犬病予防法に関する事 こと。</p> <p>15 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事 こと。</p> <p>16 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に関 する事 こと。</p>

オ 地域健康づくり課（柏市）と地域保健課、健康づくり課（船橋市）

【図表3-4-6 柏市及び船橋市の健康づくり担当部署】

地域健康づくり課（柏市）	地域保健課、健康づくり課（船橋市）
<p>（総務担当）</p> <p>1 予防接種に関する事 こと。</p> <p>2 不妊に悩む方への特定治療支援事業に関する 事 こと。</p> <p>3 母体保護法(昭和23年法律第156号)に関する事 こと。</p> <p>4 対人保健サービスの調整に関する事 こと。</p> <p>5 対人保健サービスの人材育成に関する事 こと。</p> <p>6 栄養士法(昭和22年法律第245号)及び調理師法 (昭和33年法律第 147号)に関する事 こと。</p> <p>7 栄養関係事業の総括に関する事 こと。</p> <p>8 歯科保健事業の総括に関する事 こと。</p> <p>9 健康都市連合に関する事 こと。</p> <p>10 健康増進施策の企画及び調整に関する事 こと。</p> <p>12 健康づくりに係る食育の推進に関する事 こと。</p> <p>99 課の庶務に関する事 こと。</p>	<p>（予防接種係）</p> <p>1 予防接種に関する事 こと。</p> <p>2 予防接種委員会に関する事 こと。</p> <p>3 千葉県市町村総合事務組合に関する事(住民 の予防接種事故の救済措置に関する事に限 る。)</p> <p>（特定保健指導係）</p> <p>4 特定保健指導に関する事 こと。</p> <p>5 国民健康保険に係る保健事業(他の課の所管に 属するものを除く。)に関する事 こと。</p> <p>6 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく 健康診査事業等（(他の課の所管に属するもの を除く。）に関する事 こと。</p>
<p>（健康増進担当）</p> <p>11 健康教育及び健康相談に関する事 こと。</p> <p>13 保健栄養事業及び栄養改善指導事業に関する 事 こと。</p> <p>14 国民健康・栄養調査に関する事 こと。</p> <p>15 成人歯科保健事業に関する事 こと。</p> <p>16 たばこ対策に関する事 こと。</p> <p>17 柏市民健康づくり推進員に関する事 こと。</p> <p>18 思春期保健の推進に関する事 こと。</p>	<p>（健康増進係）</p> <p>7 健康手帳、健康相談、健康教育、訪問指導に関 する事 こと。</p> <p>8 栄養指導及び栄養保健指導に関する事 こと。</p> <p>9 食育推進事業に関する事 こと。</p> <p>10 食生活改善推進事業に関する事 こと。</p> <p>11 調理師免許に関する事 こと。</p> <p>12 栄養士の身分に関する事 こと。</p> <p>13 食品の表示（保健事項に限る。）に関する事 こと。</p> <p>14 地域保健及び職域保健の連携推進に関する事 こと。</p> <p>15 保健センターに関する事 こと。</p> <p>16 その他疾病予防に関する事 こと。</p>

<p>(母子保健担当)</p> <p>19 小児慢性特定疾病医療支援事業に関する事 20 養育医療及び低出生体重児に関する事 21 母子保健の普及啓発に関する事 22 母子保健相談支援に関する事 23 妊産婦及び新生児の訪問指導並びに乳児家庭 全戸訪問事業に関する事 24 妊娠届出及び母子健康手帳の交付に関する 事 25 幼児健康診査に関する事 26 妊婦・乳児一般健康診査に関する事 27 母子保健法(昭和40年法律第141号)、児童福祉 法(昭和22年法律第164号)及び児童虐待の防止等 に関する法律(平成12年法律第82号)に係る専門 相談支援に関する事 28 発達に係る相談支援に関する事 29 保健栄養事業及び栄養改善指導事業に関する 事 30 母子歯科保健事業に関する事</p>	<p>(母子保健係)</p> <p>17 母子保健法に基づく健康診査に関する事 18 母子健康手帳に関する事 19 乳児家庭全戸訪問事業に関する事 20 不妊治療費等助成事業に関する事 21 養育医療・療育及び自立支援事業(育成医療に 限る。)に関する事 22 歯科保健事業に関する事</p>
--	--

カ 成人健診課(柏市)と健康づくり課(船橋市)

【図表3-4-7 柏市及び船橋市の成人健診担当部署】

成人健診課(柏市)	健康づくり課(船橋市)
<p>(成人健診担当)</p> <p>1 成人健診事業の体制整備に関する事 2 成人健診の啓発、実施及び評価に関する事 (千葉県肝炎治療特別促進事業に基づく検診を 除く。) 3 柏市中央保健センター及び柏市沼南保健セン ターの管理及び運営に関する事 4 その他成人健診事業に関する事</p>	<p>(特定健診・がん検診係)</p> <p>1 特定健康診査に関する事 2 国民健康保険に係る保健事業(他の課の所管に 属するものを除く。)に関する事 3 健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく 健康診査事業等((他の課の所管に属するものを 除く。)に関する事 4 各種がん検診に関する事 5 定期結核健康診断に関する事 6 各種検診結果の処理に関する事 7 後期高齢者医療の被保険者に対する保健事業 の受託に関する事</p>

キ 衛生検査課(柏市)と総務課(船橋市)

【図表3-4-8 柏市及び船橋市の検査担当部署】

衛生検査課(柏市)	総務課(船橋市)
<p>(検査担当)</p> <p>1 感染症の検査に関する事 2 臨床検査に関する事 3 食品衛生検査に関する事 4 環境衛生検査に関する事</p>	<p>(検査係)</p> <p>1 臨床検査に関する事 2 細菌検査及びウイルスに検査に関する事 3 食品衛生検査に関する事 4 環境衛生検査に関する事</p>

(4) 人員

【図表 3 - 4 - 9 柏市及び船橋市の人員対比】

(単位：人)

	柏市	船橋市
医師	2	3
薬剤師	8	17
獣医師	15	18
保健師	45	83
歯科衛生士	3	7
栄養士	5	16
臨床検査技師	4	3
診療放射線技師	2	3
精神保健福祉士	4	2
化学技師	2	1
衛生検査技師	-	1
社会福祉士	-	1
理学療法士	-	2
作業療法士	-	1
技能員	-	4
一般事務	19	38
合計	109	200

第4 監査の結果及び意見

1 総評

保健所は専門家が多いこともあり、業務を遂行することに主眼をおかれている感がある。市民サービスを向上させるために、真摯に取り組まれている姿勢は評価できる。しかしながら、監査を行う中でやりすぎ感のある事業もあり、限られた財源や人員のなか、市民サービスをいつまでも拡大できることもなく、一定の市民サービスが整っている現状では、事業の有効性や効率性などを勘案しながら、常に見直しを行うという意識が重要である。

その際、行政経営の観点は重要であり、例えば事務事業評価結果を保健所で有効に活用することが考えられる。事業目的の再確認、事業内容の再考、事業費や人員の配分、事業の改善、事業の優先順位などを検討するためのツールとなっているため、記載することを目的にせず、有効に事務事業シートも活用すべきである。

そのような考えのもと、ここでは監査の結果をまとめている。

本包括外部監査では、中核市移行前に比して増大した保健所業務が適切に遂行できているかどうか、千葉県のサポートなく自立的に実施できるかについて、合規性・経済性・効率性・有効性の観点から、保健所に関わる財務事務が適切に執行されているかを検討した。中核市移行から8年余経過した現時点において、柏市保健所の運営は軌道に乗り、保健所業務も概ね適切に遂行されているものの、**指摘13項目、意見32項目**が発見された

なお、各所管課の義務的事務については合規性、任意的事務については経済性・効率性・有効性の観点からの確認を、備品や現金の手元資産の管理については合規性(財務規則への準拠性、横領など不正発生を防止する体制の整備状況の適切性)の確認を主眼としている。

合規性の観点からは、物品管理その他の法規準拠性への抵触、現金その他手元資産の管理の適切性を欠くもの等が発見された。特に備品の管理シールの貼付漏れや備品台帳に一式単位で登録している等により現物との照合が困難という事項が散見されている。

【図表4-0-1 合規性の観点からの結果及び意見】

タイトル	課・テーマ	内容	指摘	意見	ページ数
食品衛生監視指導計画に対応する実施状況のまとめ	生活衛生課	柏市のホームページにおいて、年初に公表された食品衛生監視指導計画に対応する実施状況であることを明確にするを求めるもの			98
庁内便による現金の送付	動物愛護ふれあいセンター	庁内便にて現金を送付することは避け、原則として、近隣の金融機関の預金口座へ入金することを求めるもの			106

ママバッキングにおける実習費の管理方法について	地域健康づくり課	職員が一時的にでも金銭を預かるような状況が存在する場合、不正防止の観点から管理体制を構築することが重要であり、資金管理の方法について、課内で方針を定め、統一的、継続的な対応を求めるもの			130
物品一覧表の記載項目	備品及び手元資産の管理	物品一覧表について、適切な物品管理を行うために、取得年月日や設置場所の記載を行うことを求めるもの			194
オートレフラクトメータ	備品及び手元資産の管理	オートレフラクトメータ（重要物品）の管理シールに不備があり、適切な資産管理を行うために、正しいシールを貼付することを求めるもの			196
倒像鏡	備品及び手元資産の管理	倒像鏡（一般備品）の管理シールが貼付けられておらず、適切な資産管理を行うために、正しいシールを貼付することを求めるもの			196
幼児食（3～5才児）献立例模型	備品及び手元資産の管理	幼児食（3～5才児）献立例模型（一般備品）一式登録となっており、対象資産を明確にするために、分離・処分可能な単位毎にシールを貼付することを求めるもの			196
薬品棚	備品及び手元資産の管理	薬品棚（一般備品）の管理シールが1つにまとまっており、対象資産を明確にするために、分離・処分可能な単位毎にシールを貼付することを求めるもの			197
人工呼吸器一式	備品及び手元資産の管理	人工呼吸器一式（重要物品）の資産貸付について、貸付先と現物確認の取り決めを行うことを求めるもの			197
アイソレータ-CIB-2000S用消耗部材	備品及び手元資産の管理	アイソレータ-CIB-2000S用消耗部材（一般備品）の管理シールに段ボールに貼られていたため、現物にシールを貼付することを求めるもの			198
沐浴指導用人形	備品及び手元資産の管理	沐浴指導用人形（一般備品）について、管理シールの貼付けがされていなかったため、現物にシールを貼付することを求めるもの			199
生化学自動分析機・動物用モニター・小	備品及び手元資産の管理	生化学自動分析機・動物用モニター・小動物専用X線診断装置（いずれも重要物品）について、管理シールの貼付けがされてい			199

動物専用 X 線 診断装置		なかったため、現物にシールを貼ることを 求めるもの			
備品廃棄にお ける柏市財務 規則の遵守不 徹底	備品及び手元 資産の管理	備品の廃棄につき、柏市財務規則を遵守し た手続が行われていなかったため、当該規 則を遵守した手続を踏むことを求めるもの			200
不使用物品の 返納について	備品及び手元 資産の管理	物品を使用しない場合、速やかに返納の手 続を行うことを求めるもの			202
薬品の管理に ついて	備品及び手元 資産の管理	動物愛護ふれあいセンターの治療処置室に 使用期限切れ薬品が保管されていることか ら、定期的な棚卸及び使用期限切れ薬品を 処分・交換する対応を求めるもの			202
薬品の管理に ついて	備品及び手元 資産の管理	衛生検査室において使用期限切れ薬品が保 管されていることから、誤使用を防ぐため の注意喚起の表示を行う等の対策を講じる ことを求めるもの			202

経済性・効率性の観点からは、業務改善等の業務の最適化や無駄の排除に向けた取組みが求められるもの、外部化も視野に入れた抜本的な業務手法の見直しが求められるもの等が発見された。

業務の量と質の観点から全体最適を図った保健所の人員配置の達成が望まれるが、そもそも定型業務など難易度が低く付加価値を生まない業務（市民サービス向上、職員満足度向上等）については、費用対効果を鑑みて業務委託するなど外部化が求められること、非定型業務など業務の質からして正職員の対応が馴染むとしても、これまでの業務のやり方に固執して無駄にやりすぎる傾向もあることから、効率化の徹底が求められるなどの事項が発見されている。

【図表 4 - 0 - 2 経済性・効率性の観点から結果及び意見】

タイトル	課・テーマ	内容	指摘	意見	ページ数
保健所情報シ ステムの更新	総務企画課	保健所情報システムの更新に際して管理の 最適化を求めるもの			54
総務企画課の 体制について	総務企画課	専門性を重視した人材の配置、及び定型業 務の外部委託、医務担当のマニュアルの整 備による非定型業務への注力によって、業 務の効率化を求めるもの			74
指定難病に係 る特定医療費	保健予防課	事務処理業務フローが確立し業務を定型化 できる状況になった段階で、費用対効果を			87

受給者証の更新手続等に関する事務処理の外部委託		鑑みて、外部委託を検討することを求めるもの			
環境衛生職員の育成	生活衛生課	立入検査の現場において、例えば2人1組で行動することで、立入監視技術の伝承による人材育成を進め、将来は電子化等による情報の共有化という面で職員全体のレベルアップ及び事務処理時間短縮を求めるもの			98
畜犬登録の鑑札・狂犬病予防注射済票の交付等事務の外部委託等	動物愛護ふれあいセンター	畜犬登録の鑑札・狂犬病予防注射済票の交付等事務を動物病院等に外部委託することを求めるもの			105
2歳の歯ピカランドの開催日程	地域健康づくり課	2歳の歯ピカランドについて対象者が参加しやすいような開催場所の工夫、及び歯科クリニック等への委託を検討することを求めるもの			136
保健所の人員配置	人員体制と人材育成	業務の量と質の観点から、全体最適を図った保健所の人員配置を達成することを求めるもの			182

有効性の観点からは、事業等の方針の明確化や方針そのものの転換の検討が求められるもの等が発見された。

例えば事業等の成果が指標に表れていない場合にその要因分析を行っていない、結果として必要となるターゲット層へのアピールができない、また、事業等の方針転換も図ることができない、更にはそもそも事業等の方針が不明確であるため要因分析にも至っていないというような事項が発見されている。

【図表4 - 0 - 3 有効性の観点から結果及び意見】

タイトル	課・テーマ	内容	指摘	意見	ページ数
事務事業シート内でのコストの把握の仕方について	総務企画課	事務事業シートにおいて事業の実態を適切に表示し、各事業を適切に管理・評価するために、間接的な人件費コストについても適切に把握できるように職員数のカウント方法を柏市保健所内で統一することを求めるもの			54
難病対策地域協議会の設置に向けての検討	保健予防課	難病対策地域協議会の設置に向けての検討を進め、積極的に難病患者の支援体制を整備していくことを求めるもの			86
精神保健福祉事業の人員体制強化	保健予防課	精神障害者及び職員への安全配慮のために、複数の職員で対応できるように人員体制を強化することを求めるもの			87
狂犬病対応ガイドラインの策定	動物愛護ふれあいセンター	他自治体からの協力や情報交換を受けながら、独自の狂犬病対応ガイドラインの策定を求めるもの			105
課題分析について	地域健康づくり課	柏市健康増進計画の課題を解決するための重要な世代については、より詳細な分析をし具体的な施策を立て、実行することを求めるもの			119
柏市民健康づくり推進員の欠員について	地域健康づくり課	柏市民健康づくり推進員の活動は歴史ある柏市独自の重要な活動であるため、地域格差も最小限にし、本来目的としている活動が十分にできるように工夫することを求めるもの			122
ウォーキングパスポートの運用	地域健康づくり課	ウォーキングパスポートを誰でも容易に使用方法や記載方法が理解でき、使い勝手が良く、多くの市民に使用してもらうような配布方法の工夫を求めるもの			124
不妊治療に対する施策の位置づけ	地域健康づくり課	不妊施策について柏市としてどのような方針で臨み、また、施策に対する進捗管理を行うかについて、その位置づけを明確にすることを求めるもの			125

受講率の向上に向けた改善	地域健康づくり課	ママパパ学級について、参加率が下がっている理由を分析し、平日に参加が困難な妊婦等に対しても参加の機会を設け、参加を促すことを求めるもの			129
柏市財務規則上の委任事務の名称の見直しについて	地域健康づくり課	ママババクッキングの実習費徴収について、母子保健事業にもかかわらず財務規則上で「健康増進事業徴収金の収納」と過去の名称が残っているため、財務規則上の名称を変更することを求めるもの			130
事業目標の異なる事業の整理	地域健康づくり課	事業目標の異なる事業について、情報提供・相談機能とコミュニティ醸成機能に事業内容を分割することを求めるもの			134
効率的な事業実施に向けた事業方法の見直し	地域健康づくり課	多大な労力を投じているにも関わらず、参加率が芳しくない事業について、事業の効率性として、改善が必要であり、現状の枠組みにとらわれずに、積極的な見直しを求めるもの			135
幼稚園・保育園歯科保健指導の方法	地域健康づくり課	健康増進計画の課題である「歯・口腔の健康づくりに関する知識の普及」の対応目標値を達成していくために、すべての園に指導を受ける機会を提供し、それを効果的・効率的に行うことを求めるもの			137
歯周疾患検診受診券の有効期限と送付時期	地域健康づくり課	歯周疾患検診受診券の有効期限と送付時期について、送付時期を工夫するなど受診の公平性を確保することを求めるもの			139
歯周疾患検診の委託医療機関	地域健康づくり課	歯周疾患検診の委託医療機関について、利便性の高い駅前の医療機関とは個別に委託契約をするなど、当該事業による受診率を上げ、当該事業の有効性をより高めていくことを求めるもの			140
歯科の講座開催先	地域健康づくり課	成人歯科保健指導・健康教育において、依頼があった団体等のみならず、依頼がない団体等に積極的に告知、アピールし、広く歯科健康について啓発活動をする必要があることを求めるもの			141

がん検診の受診率向上に向けた分析	成人健診課	がん検診の登録申込増加に向けて、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Act（改善）を意識した分析を行うことを求めるもの			152
がん検診の同日実施	成人健診課	がん検診の受診率向上の方策の1つとして、受診者の利便性向上の面から、受入可能な検診会場で検診を行う際に、同時実施の検討を求めるもの			152
沼南保健センターの有効活用	成人健診課	沼南保健センターについて、統廃合を含めた全体的な検討を求めるもの			154
検査使用料の定期的な見直しについて	衛生検査課	検査料の見直しは基準で定められているため、水質検査の検査手数料の見直しを今後定期的実施することを求めるもの			170
健康目標指標の分類と指標達成のための取組み主体の明示	目標進捗管理	より実効性のあるPDCAサイクルを進めるため、健康目標指標を性質ごとに分類するとともに、分類に応じて市民を含めて取組み主体を明示することを求めるもの			176
県職員の派遣終了を見据えた対応	専門職員の配置	県職員の派遣継続など人材確保策を検討すると同時に、継続しないことも視野に入れて、保健所業務を担う専門職の育成に努めることを求めるもの			184

2 保健所全体

(1) 意見

(意見) 保健所情報システムの更新

【現状及び課題】

柏市保健所の職員は、業務を実施するにあたり、保健所情報システムを使用している。当システムは、平成 20 年の保健所の設立前から準備を進め、プロポーザルでベンダーと契約して設置してから、継続的に使用しているものである。現在、サーバー等機器賃貸借契約はリース会社と競争入札で、保守管理業務委託契約はベンダーと随意契約を締結し、各課においてサブシステムを使用している。

当契約について、システムを所管する総務企画課において保守管理業務委託については一元管理を実施している一方で、一部のクライアントやプリンターについては、サブシステムを使用する各課において個別にリース会社と賃貸借契約を締結して使用している状況である。

各課で個別に賃貸借契約を締結している状況は保健所全体としての運営上、非効率であり、また、資産の管理が各課に求められるため、適切になされないおそれがある。

【改善提案】

柏市保健所が作成したシステム更新計画によると、平成 30 年 10 月に全システムについて契約の一元化を実施する予定である。これを機に保健所情報システムの契約締結に合わせて資産管理を総務企画課が一元的に実施することが望まれる。

また、現状のサブシステムが保有する各機能について、機能ごとに個別にその必要性を検討し、検討結果に基づく機能の改廃を適切に実施する必要がある。これらにより、個々のシステムに関する有効性の向上やシステムに関する費用の効率化を検討した上で、更新後のシステムの管理の最適化を図れるような計画を策定されたい。

(意見) 事務事業シート内でのコストの把握の仕方について

【現状及び課題】

事務事業シートは、柏市が実施している事業内容を広く外部に知らしめる情報公開の意義があるほか、各担当部課内において改革改善に活用されるために作成されている。また、職員の間では、保健所各課の事業内容の把握や、財政部門の予算策定のための参考資料として活用されている。

事務事業シート内のコストの欄は以下のような記載となっている。ここで事業費については確定決算の基づく実績値が入力されるが、人件費については実績値を各事業に按分するのではなく、職員平均単価×職員数(人工)によって計算された値が入力される。そのため、保健所の実施する事業に係る事務事業シートの人件費の合計と保健所における総人件費は一致しないことになる。

6 コスト										
項目			平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
職員数(人)	行一	行二	0.70	0.00	0.70	0.00	0.70	0.00	0.70	0.00
	再フ	再他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
人件費(千円)			5,390		5,390		5,250		5,250	
事業費(千円)			565		2,067		1,166		2,699	
合 計(千円)			5,955		7,457		6,416		7,949	
特記事項										

(出典 平成27年度事務事業シート(一部) 事業名:厚生統計事業 担当部局課:保健所総務企画課)

事務事業シートでの人件費の算定は「職員平均単価×職員数」とすることが全庁的なルールとなっており、事務事業シートの人件費を確定決算に基づく実績値に近似させ、もってコスト面で各事業を適切に管理、評価するためには、単価については、シート運用の便宜上、人員構成による影響を排した職員平均単価を利用することは理解できる。

しかしながら、職員数については、すべての業務に対するコストを把握できるように、各課で十分に吟味できるようなカウント方法とすべきである。また、柏市保健所においては、対象事業に関係する窓口対応・請求業務など庶務に要する職員数も含めてカウントしている課もあれば、庶務を除き当該事業に直接関連する職員数のみカウントしている課もあり、職員数のカウント方法が統一されていない。

【改善提案】

庶務についても間接的な人件費コストが発生している以上、対象となる事業に関して、それらを含めた全てコストが把握できるように職員数のカウント方法を柏市保健所内で統一すべきである。また、各課において、全職員と事務事業のマトリックスによる人件費の配分表などを用いて計算し、正確性を期すべきである。

なお、現行の事務事業シート内の職員数のカウント方法として統一化されている事項として、管理職や育休中の職員数、時間外の作業に相当する部分は含めない等がある。当該事項はもとより、確定した決算に基づく実績の人件費を各事業に按分しない以上、保健所の実施する事業に係る事務事業シートの人件費の合計と保健所における総人件費が完全に一致することは困難であるが、事務事業シートを本来の目的に沿って有効に活用するためには、人件費を含めた全てのコストが網羅的かつ正確に把握できるように運用することが期待される。その結果、業務量と人員数が比較でき、適正人員数の検討に活かすなど、本来の目的を達成することが期待できる。

3 総務企画課

(1) 業務概要

総務企画課は、地域保健に係る企画調整、がん対策、健康危機管理の総括、柏市保健衛生審議会の運営、医療従事者の育成、医務及び薬務、保健所の庶務等を所管している。

ア 事業一覧

事業名	種別	性質	根拠法令条例等
がん対策	義務的 事務	計画策定・会議 運営	がん対策基本法,健康増進法,柏市がん対策基本条例,千葉県がん対策推進条例
保健所企画広報事業	義務的 事務	内部管理	地域保健法,地域保健対策の推進に関する基本的な指針
医師臨床研修・実習生 受入れ	義務的 事務	内部管理	医師法16条の2,地域保健対策の推進に関する基本指針,保健師助産師看護師学校養成所指定規則
健康危機管理	義務的 事務	内部管理	地域保健対策の推進に関する基本的な指針,食品衛生法,感染症の予防及び感染症の患者に対する法律,薬事法,毒物及び劇物取締法,水道法,公衆浴場法など
厚生統計事業	義務的 事務	調査	地域保健法第6条1項第2号及び第7条第1項第1号
医療職免許事業	義務的 事務	交付・台帳管理	医師法,歯科医師法,薬剤師法,保健師・助産師・看護師法・医療法等 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
柏市保健衛生審議会の 運営事業	義務的 事務	計画策定・会議 運営	地域保健法第11条、柏市保健所条例第4条
医療機関等の開設許可 等及び立入検査	義務的 事務	審査・許認可・ 指導・措置	医療法,あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師等に関する法律,柔道整復師法等,千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
薬事毒劇物指導事業	義務的 事務	審査・許認可・ 指導・措置	医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律,毒物及び劇物取締法 千葉県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例
医療安全相談事業	任意的 事務	サービス提供	医療法第6条第9項,第6条第11項第1号

イ 主要な事業の説明と実績状況

(ア) 地域保健に係る企画調整

地域保健に係る企画調整については、地域保健における課題の解決のため、保健所内の他課との連携による事業計画の立案、調査及び研究の推進、保健・医療・福祉の連携の促

進、人口動態調査並びに各種厚生統計調査等の業務を行っている。また、人材育成の一環として、千葉県からの人材支援を受けている。

a 人口動態統計

平成26年の出生数は3,178人で前年より121人減少した。出生率(人口千対)は7.9(県7.6全国8.0)で前年より減少した。平成26年の死亡数は2,933人で前年より36人減少した。死亡率(人口千対)は7.3(県8.8全国10.1)で前年から減少した。

【図表4-1-1 人口動態総覧・対県・全国比較】

(単位：人)

		実 数						前年との差		
		柏 市		千 葉 県		全 国		柏 市	千 葉 県	全 国
		平成26年 (A)	平成25年 (B)	平成26年 (C)	平成25年 (D)	平成26年 (E)	平成25年 (F)	A-B	C-D	E-F
出	生	3,178	3,299	46,749	48,343	1,003,539	1,029,816	121	1,594	26,277
死	亡	2,933	2,969	53,975	53,603	1,273,004	1,268,436	36	372	4,568
乳 児	死 亡	9	8	104	110	2,080	2,185	1	6	105
新 生 児	死 亡	5	3	53	50	952	1,026	2	3	74
自 然	増 加	245	330	7,226	5,260	269,465	238,620	85	1,966	30,845
死 産	総 数	77	69	1,143	1,130	23,524	24,102	8	13	578
	自 然	28	31	600	573	10,905	10,938	3	27	33
	人 工	49	38	543	557	12,621	13,164	11	14	543
周 産 期	死 亡	13	12	202	168	3,750	3,862	1	34	112
妊 娠 満 2 2 週 以 後 の	死 産	8	11	159	138	3,039	3,110	3	21	71
早 期 新 生 児	死 亡	5	1	43	30	711	752	4	13	41
婚	姻	1,926	2,062	30,578	31,375	643,749	660,613	136	797	16,864
離	婚	723	767	10,642	11,290	222,107	231,383	44	648	9,276

(注)「平成26年人口動態統計の概況(確定数)表6人口動態総覧・対全国比較,表9人口動態総覧、保健所・市町村別」より。

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

【図表 4 - 1 2 人口動態年次推移（3年間）】

区 分		平成26年	平成25年	平成24年	
人	口（人）	408,198	406,395	404,578	
出	生（人）	3,178	3,299	3,291	
	男	1,595	1,692	1,628	
	女	1,583	1,607	1,663	
	2500g未満（再掲）	285	258	297	
死	亡（人）	2,933	2,969	2,979	
	男	1,620	1,587	1,643	
	女	1,313	1,382	1,336	
出	生 率（人口千対）	7.9	8.3	8.3	
死	亡 率（人口千対）	7.3	7.5	7.5	
乳	児 死 亡（出生千対）	2.8	2.4	0.9	
新	生 児 死 亡（出生千対）	1.6	0.9	0.9	
死	産率（出産千対）	自 然	8.6	9.2	11.9
		人 工	15.1	11.3	13.0
周	産 期 死 亡 率（出産千対）	4.1	3.6	5.7	
婚	姻 率（人口千対）	4.8	5.2	5.2	
離	婚 率（人口千対）	1.81	1.93	1.77	

- (注) 1. 人口千対分母に用いた人口は、各年3月31日住民基本台帳人口である。
2. 出生・死亡・婚姻・離婚率は人口千対、乳児・新生児死亡率は出生千対、死産率は出産(出生+死産)千対、周産期死亡率は出産(出生+妊娠満22週以後の死産)千対である。
3. 数値：人口は千葉県毎月常住人口10月1日現在(22年は国勢調査)、その他は千葉県ホームページ人口動態統計の概況(確定数)表9 人口動態総覧、保健所・市町村別、千葉県衛生統計年報 第3-2表、第6表より。

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

b 死因別死亡状況

平成26年の死因順位は、第1位が悪性新生物、第2位が心疾患、第3位が肺炎となっている。

【図表4-1-3 主要死因別死亡状況】

順位	平成26年 柏市					平成25年 柏市					平成24年 柏市					平成26年 千葉県				
	死因	総数	男	女	率(人口十萬対)	死因	総数	男	女	率(人口十萬対)	死因	総数	男	女	率(人口十萬対)	死因	総数	男	女	率(人口十萬対)
1	悪性新生物	920	561	359	225.4	悪性新生物	936	593	343	230.3	悪性新生物	941	589	352	232.6	悪性新生物	16,068	9,681	6,387	259.3
2	心疾患	498	245	253	122.0	心疾患	517	254	263	127.2	心疾患	486	240	246	120.1	心疾患	9,502	4,722	4,780	153.3
3	肺炎	315	195	120	77.2	肺炎	298	162	136	73.3	肺炎	286	150	136	70.7	肺炎	5,389	3,021	2,368	87.0
4	脳血管疾患	257	133	124	63.0	脳血管疾患	246	113	133	60.5	脳血管疾患	281	137	144	69.5	脳血管疾患	4,705	2,399	2,306	75.9
5	老衰	146	37	109	35.8	老衰	149	31	118	36.7	老衰	113	30	83	27.9	老衰	3,077	750	2,327	49.6
6	その他の呼吸器系の疾患	115	65	50	28.2	その他の呼吸器系の疾患	120	60	60	29.5	その他の呼吸器系の疾患	108	59	49	26.7	その他の呼吸器系の疾患	2,132	1,234	898	34.4
7	自殺	73	49	24	17.9	不慮の事故	102	52	50	25.1	不慮の事故	80	49	31	19.8	不慮の事故	1,370	831	539	22.1
8	不慮の事故	58	34	24	14.2	自殺	73	53	20	18.0	自殺	78	57	21	19.3	自殺	1,215	825	390	19.6
9	その他の消化器系の疾患	47	17	30	11.5	腎不全	50	26	24	12.3	肝疾患	44	30	14	10.9	腎不全	905	457	448	14.6
10	大動脈瘤及び解離	46	21	25	11.3	大動脈瘤及び解離	45	23	22	11.1	大動脈瘤及び解離	39	22	17	9.6	その他の消化器系の疾患	903	425	478	14.6

(注) 1. 死亡原因一覧表は、千葉県健康福祉部 千葉県衛生統計年報 第13-1表死因分類、性・年齢(5歳階級)別(県全数)・保健所別による。

2. 人口十萬対に用いた人口は、各年10月1日毎月常住人口である(平成22年は国勢調査である)。

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

c 衛生統計・調査

平成27年度に実施された厚生労働省の調査（総務企画課が所掌している統計調査）は次の通りである。

【図表4-1-4 衛生統計調査状況】

調査名	調査の目的	対象
人口動態調査 (指定統計第5号)	出生・婚姻・離婚・死亡・死産を動態統計的に把握し、人口及び厚生行政施策の基礎資料を得る	市内全域
国民生活基礎調査	保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得る	全国無作為抽出 市内2地区 131世帯
2015年社会保障・人口問題基本調査「第15回出生動向基本調査」	他の公的統計では把握することのできない結婚ならびに夫婦の出生力に関する実情と背景を定時的に調査・計量し、関連諸施策ならびに将来人口推計をはじめとする人口動態把握に必要な基礎資料を得ることを目的として5年ごとに実施	全国無作為抽出 市内1地区 60世帯
医療施設動態調査	医療施設の分布，設備の実態及び診療を調査する	医療法に基づく開設，廃止，変更等の届出を受理又は処分をした医療施設
病院報告	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び病院の従業者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る	市内全ての病院
衛生行政報告例年 度報	中核市における衛生行政の実態を把握する	衛生検査，公衆浴場，食品，環境衛生等に関する事項
地域保健・健康増進 事業報告	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体ごとに把握することにより、地域保健対策の効率・効果的な推進のための基礎資料を得る	検診，母子保健，健康増進，精神保健福祉，難病，環境衛生，試験検査等に関する事項
特定保険医療材料 再生医療等製品価 格調査	健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の改正の基礎資料を得る	保険医療機関等に販売する医療機器販売業者21施設

（出典：平成27年度柏市保健所事業年報）

（イ）がん対策

がん対策については、平成23年3月に制定された「柏市がん対策基本条例」に基づき

進めている。また、平成22年1月に「柏市保健衛生審議会・がん対策専門分科会報告書」で示された「予防と啓発」「検診・早期発見」「治療から緩和ケアまで」「地域相互支援」の4つの枠組み毎に施策を展開している。

a 柏市がん対策検討会議

がん対策を効果的に推進するため、庁内関係課、関係機関で構成されたがん対策検討会議を設置し、次の通り開催している。

【図表4-1-5 柏市がん対策検討会議】

日 程	内 容
平成27年5月25日	平成26年度実施状況，スケジュール等情報共有
平成27年10月6日	柏市議会議員参加、柏市のがん対策について
平成28年2月16日	各部署報告と取組み内容の検討，がんサポートハンドブックについて

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

b 議会への報告

柏市がん対策基本条例に基づき、柏市議会第2回定例会にて前年度の取組みを報告している。

(ウ) 健康危機管理の総括

健康危機管理の総括については、所内各課が所管する健康危機事案について、緊密な連携を図りながら必要な対策を講じている。平成27年度においては、健康危機訓練として、メール伝達訓練、研修会の開催、防護服の着脱訓練等を実施している。

(エ) 柏市保健衛生審議会の運営

柏市保健衛生審議会の運営については、事務局として会の円滑な運営に努め、適切な保健所の業務運営に資している。

【図表4-1-6 柏市保健衛生審議会の開催状況】

区分	開催日	主な審議事項
全 体 会	平成27年11月26日	柏市保健衛生審議会の今後の運営について 他2件
	平成28年2月18日	柏市保健所運営基本計画の進捗状況について 他2件
健康増進 専門分科会	平成27年8月27日	柏市健康増進計画の進捗状況について
母子保健 専門分科会	平成27年5月1日	柏市母子保健計画の策定について 柏市親と子の健康度調査アンケートについて

	平成 27 年 9 月 1 日	柏市の母子保健の実態検証 柏市母子保健計画の評価指標となる項目及び目標値の検討
	平成 27 年 10 月 27 日	母子保健計画（案）について 母子保健計画の推進及びその評価について 他 2 件
	平成 28 年 1 月 28 日	パブリックコメントの結果報告 母子保健計画修正方針の決定について 他 2 件

（出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報）

（オ）医療従事者の育成

医療従事者の育成については、医療従事者を志す学生を受け入れ、学生実習を実施し、医療の担い手の確保・育成に努めている。

a 医師臨床研修の実施状況

平成 27 年度は実施なし。

b 学生実習の実施状況

地域の保健・医療を担う従事者の育成を図るため、医師、保健師、管理栄養士等を目指す学生を受け入れ、実習を行っている。

【図表 4 - 1 - 7 保健所実習の実施状況】

区分	学校・学科名	人数	実習期間	日数
医師	東京医科歯科大学 医学部	2 名	平成 27 年 5 月 27 日	1 日
	千葉大学 医学部	3 名	平成 27 年 7 月 6 日～7 日	2 日
	獨協医科大学 医学部	1 名	平成 27 年 11 月 10 日～13 日	4 日
保健師	順天堂大学 医療看護学部 看護学科	4 名	平成 27 年 11 月 16 日～27 日	9 日
高校生	千葉県立東葛飾高等学校 医歯薬コース	47 名	平成 27 年 7 月 24 日～10 月 3 日	16 日

（出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報）

(カ) 医務及び薬務

医務、薬務関係については、医師、看護師、薬剤師等の免許関係業務、病院、診療所、薬局等の監視指導を実施し、安心・安全な医療の確保に努めている。

a 医療関係施設の現況

管内の医療機関数は、平成27年度末現在、病院18施設(4,924床)、一般有床診療所8施設(105床)、一般無床診療所244施設、歯科診療所210施設で合計480施設である。

【図表 4 - 1 - 8 医療関係施設数・病床数】

(単位：床、施設)

項目 年度	施設数												病床数							
	病院	一般診療所		歯科診療所		助産所		施術所				歯科 技工所	病院					診療所		
	計	有 床	無 床	有 床	無 床	有 床	無 床	あん摩・ 指圧	はり	きゅう	柔道 整復	計	一般	療養	結核	精神	感染症	一般	療養	
25年度	17	8	243	0	211	0	8	170	171	167	151	51	4,650	2,911	411	0	1,328	0	100	0
26年度	18	9	241	0	208	0	9	177	181	176	160	54	4,809	3,016	411	0	1,382	0	115	0
27年度	18	8	244	0	210	0	8	176	182	179	166	55	4,924	3,131	411	0	1382	0	105	0

(注) 1. 施術所数は、業務の種類ごとに計上している。

2. 病床数は、使用許可済数を計上している。

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

b 医師，看護師等の状況

管内の状況は、平成26年12月31日現在、医師991名、歯科医師313名、薬剤師925名、業務に従事している保健師102名、同じく助産師33名、看護師3,201名、准看護師753名となっている。

【図表4-1-9 管内における医師、看護師等の状況】

		人数（下段：人口10万対）（単位：人）						
		医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
平成 二十六 年度	管内	991 (243.9)	313 (77.0)	925 (227.7)	102 (25.1)	33 (8.1)	3,201 (787.9)	753 (185.3)
	千葉県	11,735 (189.4)	5,143 (83.0)	12,776 (206.2)	1,856 (29.9)	1,335 (21.5)	38,739 (625.1)	10,706 (172.8)
	全国	311,205 (244.9)	103,972 (81.8)	288,151 (226.7)	48,452 (38.1)	33,956 (26.7)	1,086,779 (855.2)	340,153 (267.7)
平成 二十四 年度	管内	926 (230.2)	285 (70.8)	846 (210.3)	197 (49.0)	54 (13.4)	2,689 (669.0)	714 (177.6)
	千葉県	11,075 (177.5)	5,115 (82.0)	12,305 (197.2)	1,908 (30.5)	1,207 (19.3)	35,433 (566.2)	11,000 (175.8)
	全国	303,268 (237.8)	102,551 (80.4)	280,052 (219.6)	47,279 (37.1)	31,835 (25.0)	1,015,744 (796.6)	357,777 (280.6)
平成 二十一 年度	管内	862 (213.4)	280 (69.3)	851 (210.6)	86 (21.3)	22 (5.4)	2,547 (630.4)	718 (177.7)
	千葉県	10,584 (170.3)	4,951 (79.6)	12,254 (197.1)	1,820 (29.3)	1,121 (18.0)	32,552 (523.7)	11,634 (187.2)
	全国	295,049 (230.4)	101,576 (79.3)	276,517 (215.9)	45,028 (35.2)	29,672 (23.2)	952,723 (744.0)	368,148 (287.5)

（注）保健師，助産師，看護師及び准看護師数は，医療従事者数である。

（出典：平成27年度柏市保健所事業年報）

c 医療施設立入検査

医療法その他の法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ適切な管理を行っているか否かについて検査することにより、科学的でかつ適正な医療を行うにふさわしいものとするため、計画的に実施している。

平成27年度は病院18施設、有床診療所1施設の立入検査を実施している。検査の結果、改善指導を行った不適合事項として、医療法で定める看護師数の不足等があった。

d 医療従事者免許の取扱い

医師法その他の医療関係法令の規定に基づき、免許の申請、籍訂正の申請、書換交付の申請及び再交付の申請等を受理し、千葉県知事に進達している。

【図表4-1-10 各種免許取扱い件数の推移】

(単位：件)

免許種類		取扱件数	件 数		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度
厚生 労働 大臣	医 師		33	26	23
	歯 科 医 師		9	8	4
	薬 剤 師		87	73	73
	保 健 師		35	55	38
	助 産 師		11	11	6
	看 護 師		260	304	291
	理 学 療 法 士		39	51	61
	作 業 療 法 士		23	18	25
	臨 床 検 査 技 師		25	22	16
	診 療 放 射 線 技 師		8	16	19
	衛 生 検 査 技 師		2	1	1
	視 能 訓 練 士		1	4	3
	歯 科 技 工 士		2	2	0
知事	准 看 護 師		38	42	32
	登 録 販 売 者		36	38	41
総 数			609	671	633

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

e 薬事監視

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、薬局、医薬品販売業者及び医療機器販売・貸与業者等に対して薬事監視を実施している。平成27年度は374件の監視を実施し、77件の違反が認められた。主な違反は薬局における掲示等であった。

【図表4-1-11 薬事監視状況】

業種	区分	許可・届出施設数	立入検査施行施設数	違反発見施設数	違反発見数															処分件数					告 発 件 数	
					無許可・無届数	無承認品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告等	毒劇薬の譲渡等	毒劇薬の貯蔵陳列	販売体制等の不備	薬局における掲示等	構造設備の不備	薬局等の管理	管理者の義務	休業止等の届出	開設者の遵守事項	その他	指導	説諭	報告書	誓約書	始末書		行政処分
総数		1217	374	77	2	-	-	3	4	-	3	15	33	2	-	25	8	19	12	74	-	1	-	2	-	-
医薬品	薬局	134	50	38	-	-	-	3	2	-	3	15	21	1	-	14	5	9	2	37	-	1	-	-	-	-
	製造業薬局	10	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造販売業薬局	10	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	店舗販売業	61	29	20	-	-	-	-	2	-	-	-	12	1	-	8	3	2	3	20	-	-	-	-	-	-
	卸売販売業	34	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	業務上取扱施設	-	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療機器	販売業	高度管理医療機器等	213	47	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	6	4	11	-	-	-	-	-	-
		管理医療機器	503	91	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	貸与業	高度管理医療機器等	89	24	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	3	6	-	-	-	-	-	-
		管理医療機器	163	91	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	業務上取扱施設	-	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

f 毒物劇物監視

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業者等に対して実施している。平成27年度は一斉取締り期間を中心に立入調査を行い、38件の監視を実施し、14件の違反が認められた。

【図表4-1-12 毒物劇物監視状況】

区分	項目	許可・届出施設数	立入検査施行施設数	違反発見施設数	違反項目										処分件数			告発件数
					無登録	登録基準	取扱責任者	貯蔵陳列場所	貯蔵陳列場所の表示	譲渡交付手続	不良表示品	不正表示	特定毒物不法所持	その他	指導	説諭	てん末書・報告書	
総数		116	38	14	-	-	-	8	2	7	-	-	-	-	14	-	-	-
販売業	一般販売業	96	10	8	-	-	-	4	1	4	-	-	-	-	8	-	-	-
	農薬用品目販売業	13	9	4	-	-	-	3	-	2	-	-	-	-	4	-	-	-
	特定品目販売業	4	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-
業務上取扱者	令第41条第1項の者	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	令第41条第2項の者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	令第41条第3項の者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	令第41条第4項の者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	法第22条第5項の者	-	18	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

g 不正大麻・けし撲滅運動

大麻取締法及びあへん法で一般に栽培が禁止されている「大麻」と「けし」について、平成27年5月1日から6月30日までの2か月間にわたり実施した「不正大麻・けし撲滅運動」期間中に、8か所において不正けし120本を発見し、速やかにこれを抜去する等所要の措置を講じている。

h 薬物乱用防止対策

全国で検挙された薬物事犯の多くが覚せい剤によるものであった。一方、大麻事犯においては、依然として若年層が高い比率を占めている状況である。

管内27名の薬物乱用防止指導員は、千葉県薬物乱用防止指導員柏市地区協議会を結成し、地域啓発活動を実施している。「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び麻薬・覚せい剤乱用防止運動期間中には、地区協議会が中心となり、千葉県医薬品配置協会、柏市スカウト連絡協議会、更生保護女性会、保護司会の協力を得て、下表の通り薬物乱用防止の街頭啓発活動を実施している。また、指導員の研さんのための研修会を行っている。

【図表4-1-13 薬物乱用防止運動】

事業名	事業の内容	啓発対象	参加者数
6・26 ヤング街頭 キャンペーン (柏駅前)	平成27年6月28日 ・リーフレット, ティッシュ, 絆創膏, うちわの配布及び呼びかけを行い, 広く一般に啓発を図った。	一般住民	24名
麻薬・覚せい剤乱用防止 街頭キャンペーン (柏駅前)	平成27年11月15日 ・リーフレット, ティッシュ, 紙茱の配布及び呼びかけを行い, 広く一般に啓発を図った。	一般住民	35名

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

(キ) その他

保健所全体の庶務を実施している。また、福島第一原子力発電所の事故を原因とする放射線による健康への影響について、市民の不安軽減を図るため、内部被ばく測定のためのホールボディカウンター測定費用の一部助成をしている。併せて平成27年7月からは、甲状腺超音波検査費用を一部助成する事業を開始している。

a 放射線に係る健康相談

福島第一原子力発電所の事故を原因とする放射線による健康への影響について、相談窓口を設け対応している。

【図表 4 - 1 - 1 4 放射線に係る相談件数】

(単位：件)

相談内容 年 度	放射 線量	除染	外遊び	水・ 井戸	食品	被ばく 検査	妊娠・ 母乳	健康 一般	ヨウ 素剤	医療 被ばく	その他	合計
平成 25 年度	5	4	1	2	6	32	1	17	0	46	12	126
平成 26 年度	5	1	1	1	7	27	2	14	0	18	0	76
平成 27 年度	0	0	0	0	2	104	0	1	0	16	0	123

(出典：平成 2 7 年度柏市保健所事業年報)

b ホールボディカウンターによる内部被ばく測定費用一部助成事業

放射線影響による健康不安軽減のため、ホールボディカウンターによる内部被ばく測定費用の一部を助成する事業を実施している。

【図表 4 - 1 - 1 5 助成者数及びその測定結果】

(単位：人)

年齢区分	助成者数	放射性セシウム 1 3 4		放射性セシウム 1 3 7		検出された方の 預託実効線量(mSv)		
		検出せず	検出	検出せず	検出	0.1mSv 未満	0.1 ~ 1mSv 未満	1mSv 以上
平成 25 年度	112	112	0	102	10	10	0	0
平成 26 年度	21	21	0	20	1	1	0	0
平成 27 年度	3	3	0	3	0	0	0	0

(出典：平成 2 7 年度柏市保健所事業年報)

c 甲状腺超音波(エコー)検査測定費用一部助成事業

放射性ヨウ素の初期被ばくに対する市民の不安を軽減するため、甲状腺の超音波検査費用の一部を助成する事業を実施している。

【図表4 - 1 - 16 助成者数及びその判定結果】

(単位：人)

年齢区分	助成者数	A 1	A 2	B	C
		結節やのう胞が認められないもの	結節（5.0ミリメートル以下）またはのう胞（20.0ミリメートル以下）を認めたもの	結節（5.1ミリメートル以上）またはのう胞（20.1ミリメートル以上）を認めたもの	甲状腺の状態などから判断して、二次検査が必要なもの
平成 27 年度	754	247	473	14	20

平成 27 年 7 月 1 日より事業を開始したため、平成 27 年度は平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 3 月 17 日申請者分のみ。

C 判定については、結節やのう胞に限らず、比較的良好に見られる甲状腺の疾患が疑われる場合も含まれる。

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

【図表4 - 1 - 17 B・C判定者の2次検査結果】

(単位：人)

検査結果	1次検査結果	
	B	C
異常なし	1	3
悪性ないし悪性疑い	0	0
がん以外の甲状腺疾患	4	13
経過観察	2	0
合計	7	16

平成 27 年度受検者のみ。

がん以外の甲状腺疾患名は腺腫様甲状腺腫、胸腺迷入、コロイドのう胞等。

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

(2) 予算決算推移

ア 過去3年間の事業費の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額(千円)	33,478	31,127	37,145
決算額(千円)	28,890	27,380	35,165

(出典: 行政改革推進課提出資料)

イ 主な事業費の内訳(平成27年度)

費目	金額(千円)
賃金	1,385
旅費	552
需用費	5,917
役務費	2,276
備品購入費	183
委託料	12,105
負担金・寄附金	197
医療扶助	-
その他	12,546
合計	35,165

(出典: 行政改革推進課提出資料)

ウ 事業費の財源充当の状況(平成27年度)

財源	金額(千円)
一般財源等	30,561
国庫支出金	3,198
県支出金	-
使用料・手数料	235
諸収入	22
繰越金	1,148
合計	35,165

(出典: 行政改革推進課提出資料)

(3) 監査手続

実施した監査手続は以下の通りである。

- ・業務概要のヒアリングを実施し、その内容を把握した。
- ・各事業毎の事業費の財源内訳、契約内容、補助金等の助成状況、調達・資産管理状況、千葉県からの移管事業か否か、法定事業か自主事業か、国や県等の計画により、具体的な目標指標、管理指標等が定められているか否かについて、ヒアリングを実施した。
- ・関連資料を閲覧し、関連する法令・要綱等の内容を検討した。

(4) 結果及び意見

(意見) 総務企画課の体制について

【現状及び課題】

医事薬事担当の人員体制は、3名の専門職(薬剤師)である。平成27年度においては、医療監視として市内19の医療機関を、薬事監視としては374施設、毒物劇物監視として38施設に、それぞれ指導を行っている。その他、新規開設や変更、違反行為が疑われる等の事例が生じた場合、適宜訪問し実地で確認を行うとともに高い専門性を要する処分・指導等行う必要があることから、その準備にも相当の時間を要している。業務に関する深い知識はもとより、多くの経験を踏まえ、強制力を行使することがあることから、間違いがあってはならず、そうした観点から複数の職員による対応が望まれるが、それが行われていない状況にあり、少人数による厳しい業務運営となっている。また、医務担当のマニュアルについても整備されていない。

【改善提案】

柏市の規模からすると、明確に役割等を分担することは困難とも思えるが、専門性を重視した人材の配置を考慮し、複数人で動けるよう、人員体制の強化が望まれる。また、定型業務は外部委託し、医療・薬事監視など専門性を要する非定型業務に専門職が注力することができれば業務の効率化も期待できる。さらに、県を参考するなど医務担当のマニュアルを整備することが望ましい。

4 保健予防課

(1) 業務概要

保健予防課は、感染症対策事業、特定疾患治療研究事業その他の疾病対策、精神保健福祉事業を所管している。

感染症（結核含む）対策事業については「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、予防活動やまん延防止活動を行っている。感染症対策は、発生時の積極的疫学調査や接触者健診、患者の治療の完遂の管理等の発生のみならず、まん延防止策のみでなく、感染症発生動向調査や国が策定する基本方針、エイズ・性感染症及びインフルエンザ、麻しん・風しん等の特定感染症予防指針等に基づき、発生・拡大を防止するための平常時対策を実施している。

特定疾患治療研究事業では、平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下、難病法という）が成立し、平成27年1月1日より医療費の助成対象となる疾患「指定難病」患者からの指定難病にかかる医療費「特定医療費」の助成の申請窓口等の業務を行っている。

また、その他疾病対策として、ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療を目的として、B型・C型肝炎ウイルス検査や相談事業を実施している(*)。

精神保健福祉事業については、こころの健康相談及びアルコール悩み事相談を始めとする相談・訪問活動を行っているほか、アルコール家族教室等による家族支援、アルコール・デイケアクラブや酒害教室、HAPPY プログラム等による当事者への支援を行っている。また、市民講座や出前講座等による啓発普及活動や、精神保健福祉ボランティア講座を開催し、精神保健福祉分野に興味や理解を持つ市民の増加を狙っている。

なお、精神保健福祉法に基づく医療及び保護に関する業務については、千葉県松戸保健所と連携し、受療援助や退院後の生活支援等を行っている。

ア 事業一覧

事業名	種別	性質	根拠法令条例等
結核予防事業	義務的 事務	教育	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等
感染症予防事業	義務的 事務	講座・育成	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等
エイズ・性感染症予防 事業	義務的 事務	啓発・イベ ント	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等
特定疾患治療研究事 業・難病支援対策事業	義務的 事務	個人・団体 等への助成	難病の患者に対する医療等に関する法律、千葉県特定疾患治療研究事業実施要綱 等
柏市肝炎ウイルス検査 (*)	義務的 事務	健康診査・ 検診	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等

精神保健福祉の推進	義務的	相談	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等
	事務		

(*)肝炎ウイルス検査や相談事業は、平成28年度から「エイズ・性感染症予防事業」内に組み込んで実施している

イ 主要な事業の説明と実績状況

(ア) 結核予防事業

結核予防事業は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に基づき、結核患者の治療中断や脱落防止及び喀痰塗沫陽性患者からの社会への感染拡大の防止(まん延防止)、市民や医療機関及び関係機関への結核に関する知識の普及啓発により、結核の早期発見、早期受診・診断及び患者の治療完遂を図ることを目的としている。

- ・ 結核患者への適切な医療の提供と支援
- ・ 結核の感染源の追求と拡散防止(接触者調査及び健診等)
- ・ 結核の普及啓発(結核予防週間等での重点啓発、関係機関への講義等)
- ・ 結核の早期発見・早期治療(結核予防補助金)
- ・ 高齢者やハイリスク者対策(社会福祉施設等への監査同行による指導及び啓発等)

【図表4-2-1 管内結核患者登録者数の年次推移】

(単位：人)

区分		年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
管内人口			405,658	404,578	406,395	408,198	411,399
新登録患者総数			63	61	53	42	46
登録者総数			147	145	134	124	115
結核死亡者数	管内		2	7	2	3	6
	千葉県		67	73	69	83	-
結核死亡率 (人口10万対)	管内		0.5	1.7	0.5	0.7	1.5
	千葉県		1.28	1.4	1.3	1.6	-
罹患率 (人口10万対)	管内		15.5	15.1	13.0	10.3	11.2
	千葉県		16.3	14.1	14.8	13.8	14.1
有病率 (人口10万対)	管内		10.4	8.9	8.4	6.9	7.5
	千葉県		11.4	8.9	9.5	8.8	9.2

人口は各年10月1日千葉県常住人口による

千葉県のデータには千葉市を除く

新登録患者及び登録者数は、無症状病原体保有者・疑似症患者を除く

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

(イ) 感染症予防事業

感染症予防事業では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第3条の国及び地方公共団体の責務を果たすことにより、感染症の発生予防及びまん延の防止を図り、公衆衛生の向上・増進に寄与することを目的としている。事業内容としては以下の通りである。

- ・感染症発生時の緊急対応や感染拡大防止(積極的疫学調査や二次感染拡大防止のための保健指導、接触者健診等)
- ・サーベイランス(感染症発生動向調査事業)による市民、関係機関等への情報還元による感染症予防のための普及啓発の実施
- ・感染症予防啓発事業(講演会、社会福祉法人監査同行による感染症対策指導等)
- ・防護服着脱訓練・患者運搬訓練
- ・病原体定点における検体の採取・搬送

平成25～27年度にかけて、柏市では1類及び2類(結核を除く)は発生していない。新型インフルエンザ等感染症も発生していない。以下のように3類、4類、5類感染症は発生している(なお、以下の感染症発生状況表において4類及び5類については3年間で発生した疾患のみ引用しているので連番になっていない)。

【図表4-2-2 3類感染症発生状況】

(単位：人)

病類 年	総数	コレラ	細菌性赤痢	腸管出血性 大腸菌感染症	腸チフス	パラチフス
平成25年	9	-	-	7	1	1
平成26年	10	-	4	6	-	-
平成27年	26	-	1	25	-	-

平成19年4月1日に2類感染症から3類感染症に移行した疾患である

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

【図表 4 - 2 - 3 4 類感染症発生状況】

(単位：人)

疾患名		平成 2 5 年	平成 2 6 年	平成 2 7 年
1	E 型肝炎	-	-	1
2	A 型肝炎	-	1	-
9	マラリア	-	-	1
23	デング熱	-	1	-
39	レジオネラ症	2	2	7
40	レプトスピラ症	-	1	-

(出典：平成 2 7 年度柏市保健所事業年報)

【図表 4 - 2 - 4 5 類感染症発生状況

(感染症発生動向調査事業に基づく全数把握対象感染症)】

(単位：人)

疾患名		平成 2 5 年	平成 2 6 年	平成 2 7 年
1	アメーバ赤痢	7	5	8
2	ウイルス性肝炎(E 型肝炎, A 型肝炎を除く)	1	-	-
3	急性脳炎(ウエストナイル脳炎, 西部ウ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウ脳炎, 日本脳炎, ヘルペス脳炎, リトバレ熱を除く)	-	1	-
5	クロイツフェルト・ヤコブ病	-	2	1
6	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	-	-	1
7	後天性免疫不全症候群	7	2	4
10	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	-	3
12	侵襲性肺炎球菌感染症	1	6	1
14	梅毒	10	6	6
15	破傷風	1	1	-
18	風しん	59	1	-
19	麻しん	1	-	-
20	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌			6

平成 2 0 年 1 月から風しんと麻しんは定点把握疾患から全数把握対象疾患となっている

侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症は平成 2 5 年 4 月から届出対象となっている

(出典：平成 2 7 年度柏市保健所事業年報)

**【図表 4 - 2 - 5 5 類感染症発生状況
(感染症発生動向調査事業に基づく定点把握対象疾患状況)】**

(単位：人)

疾 患 名		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
1	R S ウイルス感染症	67	75	120
2	咽頭結膜熱	208	140	266
3	A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎	761	727	2021
4	感染性胃腸炎	4,200	3,196	3,427
5	水痘	365	367	311
6	手足口病	792	277	1,096
7	伝染性紅斑	62	220	423
8	突発性発しん	213	219	243
9	百日咳	6	2	8
10	ヘルパンギーナ	307	341	461
11	流行性耳下腺炎	43	438	358
12	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び 新型インフルエンザ等感染症を除く)	2,424	5,672	3,391
13	急性出血性結膜炎	1	1	1
14	流行性角結膜炎	37	22	53
15	性器クラミジア感染症	63	59	75
16	性器ヘルペスウイルス感染症	9	17	52
17	尖圭コンジローマ	20	9	54
18	淋菌感染症	11	9	29

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

(ウ) エイズ・性感染症予防事業

エイズ・性感染症予防事業では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第3条の国及び地方公共団体の責務を果たすことにより、感染症の発生予防及びまん延の防止を図り、公衆衛生の向上・増進に寄与することを目的としている。事業内容としては以下の通りである。

- ・早期発見・早期治療によるエイズ・性感染症のまん延防止(HIV等抗体検査・相談事業の実施)
- ・サーベイランス(感染症発生動向調査事業)
- ・普及啓発(講演会、予防教育の実施、ホームページ・広報等による情報提供、キャンペーン等)

- ・患者の在宅療養支援（電話相談・訪問指導等）

【図表 4 - 2 - 6 エイズ予防啓発に係る講演会・講習会等実施状況】

実施日	場所	活動内容	テーマ	対象	参加人員
H27.4月、6月	アミュゼ柏、 商工会議所	講習会	理美容講習会	理美容組合	323
H27.9月～12月	市内サポート校	講義	性感染症に関する講義	大学生	221
H27.10月	柏市保健所	研修会	性同一性障害の現状に関する講義	思春期保健関係者	33

（出典：平成27年度柏市保健所事業年報）

【図表 4 - 2 - 7 エイズ相談受付状況】

（単位：件）

平成25年度	電話相談	81	46	127	531
	来所相談	233	120	353	
	その他	33	18	51	
平成26年度	電話相談	119	73	192	942
	来所相談	435	265	700	
	その他	33	17	50	
平成27年度	電話相談	349	161	510	1,242
	来所相談	467	216	683	
	その他	33	16	49	

「その他」については、平成24年度よりエイズカウンセラーによる専門相談件数を計上している

（出典：平成27年度柏市保健所事業年報）

（エ）特定疾患治療研究事業・難病支援対策事業

特定疾患治療研究事業・難病支援対策事業では、難病患者の医療費の負担軽減、適切な医療の普及、安定した療養生活の実現を目的としている。

難病患者が難病法に基づき、千葉県が実施する特定医療費（指定難病）支給認定制度を利用して、よりよい医療を受けられるよう、当事業の申請受付、千葉県への進達、受給者証の発送等の業務を行っている。

難病支援としては、個別ケースの検討、難病支援関係者との連携、訪問相談、医療講演会・医療相談会、訪問指導、窓口相談を行っている。

特定疾患治療研究費受給者及び特定医療費（指定難病）受給者総数の推移は以下の通りである。なお、平成27年1月1日に施行された難病法により、特定疾患治療研究事業から特定医療費（指定難病）助成制度に制度移行されている。

【図表4-2-8 特定疾患治療研究費受給者（総数）の推移】

	平成25年度	平成26年度 1	平成27年度 2
特定疾患治療研究費受給者（総数）	2,794	3,006	3

1 平成26年度の数値は12月31日までの受給者数

2 制度移行対象外となった疾患（スモン）の受給者数

（出典：平成27年度柏市保健所事業年報）

【図表4-2-9 特定医療費（指定難病）受給者（総数）の推移】

	平成26年度	平成27年
特定医療費（指定難病）受給者（総数）	2,745	3,008

平成27年7月1日から196疾患が追加された

（出典：平成27年度柏市保健所事業年報）

（オ）精神福祉保健事業

精神福祉保健事業では、一人でも多くの市民が精神障害に関する正しい知識を理解し、早期の相談・受診をすることができること、精神障害者が一人でも多く社会参加及び個々の自立が達成されること、精神障害者の適正な医療を図ること、市民地域機関が一体となって自殺予防のために行動「気づき」「繋ぎ」「見守り」ができる地域をつくることを目的としている。事業内容としては以下の通りである。

- ・嘱託医・精神保健福祉士等による精神保健福祉相談（電話、面談、訪問）実施
- ・アルコール家庭教室の開催
- ・社会復帰相談指導事業（アルコール・デイケアクラブ、酒害教室）の開催
- ・市民講座・出前講座等での普及啓発の実施
- ・ボランティアや自助グループ支援事業
- ・精神保健福祉連絡協議会や精神保健福祉担当者連絡会議の開催
- ・精神保健福祉法23条などにかかる通報処理及び受療勧奨
- ・管内精神科病院から諸届けの受理・確認及び実地指導・審査への同行

精神保健福祉相談・訪問指導状況として、精神科医師によるこころの健康相談を月4回、アルコール悩みごと相談を月1回、定例で実施している。また、職員による相談（面接・電話）、訪問は随時行っている。

【図表 4 - 2 - 1 0 面接相談・訪問の件数（延数）】

（単位：件）

種別 区分	総 数	精神障害に関する 相談				中毒性精神障害 に関する相談			心 の 健 康 相 談	思 春 期 の 相 談	老 年 期 の 相 談	ギ ャ ン ブ ル	摂 食 障 害	て ん か ん の 相 談	そ の 他 の 相 談	
		診 療 に 関 す る こ と	社 会 復 帰 等	生 活 支 援	そ の 他 の 相 談	ア ル コ ー ル	覚 せい 剤	そ の 他 の 中 毒								
平成 25年度	1,694	177	35	844	138	359	8	7	36	64	16	-	-	-	10	
平成 26年度	1,288	198	50	615	167	106	5	10	40	31	51	3	1	-	11	
平成 27年度	1,357	191	73	655	81	184	1	8	38	26	93	1	0	0	6	
相 談	計	803	81	27	375	51	146	1	7	29	20	61	1	0	0	4
	男	400	23	17	170	25	113	0	7	16	12	16	0	0	0	1
	女	403	58	10	205	26	33	1	0	13	8	45	1	0	0	3
訪 問	計	554	110	46	280	30	38	0	1	9	6	32	0	0	0	2
	男	275	47	25	144	12	35	0	1	2	2	7	0	0	0	0
	女	279	63	21	136	18	3	0	0	7	4	25	0	0	0	2

平成26年度より、ギャンブル・摂食障害、平成27年度よりてんかんを加えている

（出典：平成27年度柏市保健所事業年報）

【図表 4 - 2 - 1 1 電話相談の件数（延数）】

（単位：件）

年度	延件数	男性	女性	不明
平成25年度	6,797	2,516	4,266	15
平成26年度	7,248	2,389	4,805	54
平成27年度	6,660	2,452	4,161	47

（出典：平成27年度柏市保健所事業年報）

【図表 4 - 2 - 1 2 援助の内容（延数）】

（単位：件）

内容 区分	総 数	医学的 指導	受療 援助	生活 支援・ 生活 指導	社会 復帰 援助	紹介 連絡	方針 協議 関係 機関 調整 ・	そ の 他
平成 25 年度	2,041	83	145	1,115	180	113	323	82
平成 26 年度	1,566	73	128	679	73	236	246	131
平成 27 年度	1,826	63	138	766	67	362	349	81
相 談	1,059	38	34	409	24	294	211	49
訪 問	767	25	104	357	43	68	138	32

援助内容は重複あり

（出典：平成 2 7 年度柏市保健所事業年報）

精神科医療事務等として、精神保健福祉法第 2 2 条、2 3 条、2 4 条の 2 の申請・通報を受理して千葉県松戸保健所に伝達、診察への協力等を行い、被通報者の速やかな医療が図られるよう努めている。また、管内精神科病院からの届出等にも対応している。

【図表 4 - 2 - 1 3 保護申請及び警察官通報件数】

（単位：件）

種別 年度	一般人（法 22 条申請）	柏警察署（法 23 条通報）
平成 25 年度	0	122
平成 26 年度	0	97
平成 27 年度	0	97

（出典：平成 2 7 年度柏市保健所事業年報）

【図表 4 - 2 - 1 4 管内精神科病院からの届出等の状況】

(単位：件)

区分 年度	医療保護入院届 (保護者の同意)	医療保護入院届 (扶養義務者の同意)	応急入院届	仮退院届	医療保護入院者の 退院届	措置症状消退届	措置入院定期 病状報告書	定期病状報告書 医療保護入院
	平成 25 年度	502	152	0	0	538	23	4
平成 26 年度	460		0	0	489	8	2	557
平成 27 年度	551		0	0	519	20	9	558

(出典：平成 2 7 年度柏市保健所事業年報)

社会復帰活動等(当事者・家族等の支援)として、アルコール・デイケアクラブやアルコール家族教室等がある。

アルコール・デイケアクラブは、アルコール依存症者を対象に、酒害教育やミーティングを通して、飲まない生活を維持し、新たなライフスタイルの形成を図ることを目的として、月 3 回、講義やミーティング、スポーツ等を実施している。

また、アルコール家族教室では、アルコール問題を抱える家族を対象に、講義やミーティングを通して、依存症の理解や家族の健康度を高め、家族システムの病理の改善と本人の回復を図ることを目的として、月 1 回の頻度で酒害についての講義とミーティングを実施(6回1クールで2クール実施)している。

【図表 4 - 2 - 1 5 アルコール・デイケアクラブの活動状況】

(単位：回・人)

年 度	開催回数	参加者数	
		実人数(男・女)	延人数(男・女)
平成 2 5 年度	35	14 (7・7)	182 (77・105)
平成 2 6 年度	34	11 (6・5)	118 (68・50)
平成 2 7 年度	32	8 (5・3)	60 (14・46)

(出典：平成 2 7 年度柏市保健所事業年報)

【図表 4 - 2 - 1 6 アルコール家族教室の実施状況】

(単位：回・人)

年 度	開催回数	実施内容	参加者数	
			実人数	延人数
平成 2 5 年度	10	「アルコール依存症とは」「家族の回復」などをテーマに実施。 偶数月は専門医による助言あり。	10	36
平成 2 6 年度	12		20	71
平成 2 7 年度	12		19	81

(出典：平成 2 7 年度柏市保健所事業年報)

(2) 予算決算推移

ア 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度
当初予算額 (千円)	40,982	34,277	34,641
決算額 (千円)	39,120	26,682	29,566

(出典：行政改革推進課提出資料)

イ 主な事業費の内訳 (平成 2 7 年度)

費目	金額 (千円)
賃金	6,654
旅費	391
需用費	1,869
役務費	629
備品購入費	139
委託料	940
負担金・寄附金	2,821
医療扶助	7,504
その他	8,614
合計	29,566

(出典：行政改革推進課提出資料)

ウ 事業費の財源充当の状況（平成27年度）

財源	金額（千円）
一般財源等	20,720
国庫支出金	8,818
県支出金	22
使用料・手数料	-
諸収入	5
繰越金	-
合計	29,566

（出典：行政改革推進課提出資料）

（3） 監査手続

実施した監査手続は以下の通りである。

- ・業務概要のヒアリングを実施し、その内容を把握した。
- ・各事業毎の事業費の財源内訳、契約内容、補助金等の助成状況、調達・資産管理状況、千葉県からの移管事業か否か、法定事業か自主事業か、国や県等の計画により、具体的な目標指標、管理指標等が定められているか否かについて、ヒアリングを実施した。
- ・関連資料を閲覧し、関連する法令・要綱等の内容の検討をした。

（4） 結果及び意見

（意見） 難病対策地域協議会の設置に向けての検討

【現状及び課題】

難病法第32条において、努力義務ではあるものの、難病対策地域協議会の設置が示されている。また、「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成27年9月15日厚生労働省告示第375号）においても、「早期に難病対策地域協議会を設置するよう努める」としているが、柏市においては同協議会が設置されていない。

【改善提案】

現状では、難病対策地域協議会の設置は義務とはされていない。平成26年度の調査によると、難病対策地域協議会の実施率は、都道府県保健所で52.9%、保健所設置市（特別区含む）で19.4%と、全体としても低い状況にある（『難病対策地域協議会』を効果的に実施するために）（平成27年度8月厚生労働省公表）。

そもそも難病法は近年施行された法律であり、特定医療費（指定難病）支給認定制度も開始されて間もない状態である。柏市は千葉県が実施する支給認定制度の申請受付窓口等という立場からして、難病支援対策については国や県の動きを受けて対応しなければならないということは事実である。

しかしながら、助成対象疾患が拡大する中、支援を必要としている多くの患者に向き合うためには、まずは各種関連団体から意見聴取を行うなど難病対策地域協議会の設置に向けての検討を進めるべきである。難病の患者や家族、関係機関や団体、医療・福祉・教育・雇用の関連職種その他により、情報の共有と緊密な連携を図ることで、積極的に難病患者の支援体制を整備していくことが望まれる。

これにより、難病相談支援や助成対象者の全体数把握のみならず、災害時におけるガイドライン作成をふくむ在宅難病患者の要援助者の把握、広報による活動状況報告など、支援体制の拡大に繋がることが期待される。

（意見） 指定難病に係る特定医療費受給者証の更新手続等に関わる事務処理業務の外部委託

【現状及び課題】

毎年6月から9月末にかけて指定難病に係る特定医療費受給者証の更新手続業務が集中する期間において、保健予防課では、臨時の事務職員3～4名を動員して、3,000件程度の申請書類を処理している。書類の種類も数も多く、ウェルネス柏内の会議室など事務処理する場所すら確保できない状態である。指定難病は拡大傾向にあり、作業量の増大も懸念される。

【改善提案】

特定医療費（指定難病）支給認定制度の改正から日が浅く、医療費助成の申請受付や千葉県への進達方法について、事務処理業務フローが確立していない状況である。事務処理業務フローが確立し、業務を定型化できる状況になった段階で、費用対効果を鑑みて、外部委託を検討されたい。

（意見） 精神保健福祉事業の人員体制強化

【現状及び課題】

精神保健福祉事業の人員体制は、柏市の北側担当2名、南側担当2名の専門職（精神保健福祉士）、市内全域を担当する専門職1名（保健師）を割り当てており、その他時短の専門職（精神保健福祉士）1名、事務職（臨時職員）1名、管理職の専門職（保健師）等である。相談訪問合わせて年間（延べ）援助件数は2,000件程度、その他随時の電話対応等で時間を取られる中で、1人で訪問するケースも少なくない状況である。

【改善提案】

特に年間100件程度発生する受療援助の場合は、遠方の病院まで長時間かけて車で連れて行く場合もあるが、精神障害者及び職員への安全配慮のために、複数の職員で対応できるように人員体制を強化することが望まれる。

5 生活衛生課

(1) 業務概要

生活衛生課は、生活衛生関係営業施設の許可・確認・監視指導、水道施設・特定建築物・プール・畜舎等の衛生管理指導、食品営業施設の許可・監視指導、食鳥検査、これらの業務に併せて広く市民に関連情報の提供及び啓発事業等を行っている。

ア 事業一覧

事業名	種別	性質	根拠法令条例等
食品営業施設監視指導事業	義務的 事務	審査・許認可・指導・措置	食品衛生法第52条第1項・柏市食品衛生法施行条例
食鳥検査事業	義務的 事務	審査・許認可・指導・措置	食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関する法律第15条
生活衛生施設監視指導事業	義務的 事務	審査・許認可・指導・措置	理容師法第13条、美容師法第14条、クリーニング業法第10条、興行場法第5条、公衆浴場法第6条、旅館業法第7条、水道法第20条の15など
家庭用品整理指導事項	義務的 事務	審査・許認可・指導・措置	有害物質を含有する家庭用品の規則に関する法律第7条
生活衛生行政推進事業	任意的 事務	審査・許認可・指導・措置	なし
生活衛生思想普及啓発事業	任意的 事務	啓発・イベント	なし

イ 主要な事業の説明と実績状況

(ア) 食品営業施設監視・指導事業

食品営業施設監視・指導事業では、食品の流通の多様化及び食品関係施設の業態の変化に対応し、飲食店、食品販売店、公設市場、大規模小売店舗、食品製造施設及び集団給食施設等の監視指導を行い、食品に起因する事故の未然防止を図るとともに、収去検査（食品衛生法第28条に基づく食品等の抜き取り検査）及び現場検査を実施し、不良食品の排除を行っている。また、食品衛生責任者の養成及び食品衛生指導員の活用により、営業者自身による自主管理体制の確立を図るとともに、食品衛生思想の向上を図っている。

a 食品営業施設と監視指導の実施状況

平成27年度末現在、営業許可を要する施設は5,598件、許可を要しない施設は2,

737件、ふぐ営業認証施設は48件となっている。また、平成27年度では、許可を要する施設2,098件、許可を要しない施設1,143件の監視指導が実施された。

【図表4-3-1 許可を要する食品営業施設の状況】

(単位：件)

業種	区分	施設数	許可件数		件数 不許可	廃業 件数	監視 件数	件数 無許可	交付 指導 票	口頭 説諭
			継続	新規						
総計		5,598	561	574	-	518	2,098	6	5	7
飲食店営業		3,283	321	362	-	292	1,024	4	3	5
	一般食堂・レストラン等	1,263	121	142	-	104	477	2	-	-
	仕出し屋・弁当屋	228	26	18	-	10	114	1	4	-
	旅館	36	6	2	-	4	29	-	-	-
	その他	1,756	168	200	-	174	404	-	1	-
菓子(パンを含む)製造業		374	38	47	-	35	143	1	1	-
乳処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳さく取処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品製造業		3	-	-	-	-	-	-	-	-
集乳業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類販売業		356	31	32	-	26	369	-	1	2
魚介類せり売り営業		1	-	-	-	-	2	-	-	-
魚肉ねり製品製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の冷凍又は冷蔵業		4	1	-	-	-	13	-	-	-
かん詰又はびん詰食品製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
喫茶店営業		459	52	44	-	81	86	-	-	-
あん類製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業		42	5	4	-	4	14	-	-	-
乳類販売業		619	67	44	-	48	148	-	-	-
食肉処理業		15	1	1	-	2	41	-	-	-
食肉販売業		349	35	39	-	25	128	1	-	-
食肉製品製造業		6	1	-	-	-	24	-	-	-
乳酸菌飲料製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業		1	-	-	-	1	-	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ製造業		6	-	-	-	-	1	-	-	-
醤油製造業		1	-	-	-	-	1	-	-	-
ソース類製造業		5	-	1	-	-	3	-	-	-
酒類製造業		2	1	-	-	-	2	-	-	-

豆腐製造業	14	2	-	-	-	12	-	-	-
納豆製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
めん類製造業	15	2	-	-	-	6	-	-	-
そうざい製造業	32	3	-	-	2	57	-	-	-
添加物製造業	4	-	-	-	2	2	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	2	1	-	-	-	2	-	-	-
氷雪製造業	3	-	-	-	-	3	-	-	-
氷雪販売業	1	-	-	-	-	17	-	-	-

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

【図表4-3-2 許可を要しない食品関係営業施設の状況】

(単位：件)

業種	区分	施設数	監視件数	指導票交付	口頭説諭
総計		2,737	1,143	-	-
給食施設	学校	18	11	-	-
	病院・診療所	10	7	-	-
	事業所	10	-	-	-
	その他	35	19	-	-
			73	37	-
乳さく取業		-	-	-	-
食品製造業		141	4	-	-
野菜果物販売業		204	65	-	-
そうざい販売業		476	373	-	-
菓子(パンを含む)販売業		658	69	-	-
食品販売業(上記以外)		769	526	-	-
添加物(第7条第1項の規定により規格の定められたものを除く)の製造業		-	-	-	-
添加物販売業		161	31	-	-
氷雪採取業		2	2	-	-
器具容器包装等製造又は販売業		253	36	-	-

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

【図表 4 - 3 - 3 ふく営業施設の状況】

(単位：件)

業種	区分	施設数	認証件数	不認証件数	廃止件数	監視件数	指導票交付	口頭説諭
総計		48	6	-	3	82	-	-
飲食店営業		46	6	-	3	80	-	-
魚介類販売業		2	-	-	-	2	-	-
水産加工・その他		-	-	-	-	-	-	-

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

b 収去試験検査の状況

平成 27 年度では、年間計画に基づき 234 検体の食品等を収去し、成分規格、規格基準、使用基準について 1,912 項目の検査が実施された。

【図表 4 - 3 - 4 収去試験検査の状況】

収去品目	区分	収去検体数	収去項目数	不適検体数
総計		234	-	-
魚介類		21	-	-
冷凍食品		-	-	-
無加熱摂取冷凍食品		-	-	-
凍結直前に加熱された 加熱後摂取冷凍食品		-	-	-
冷凍直前未加熱の 加熱後摂取冷凍食品		-	-	-
生食用冷凍鮮魚介類		-	-	-
魚介類加工品 (かん詰・びん詰を除く)		-	-	-
肉・卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)		35	-	-
乳製品		-	-	-
乳類加工品(アイスクリーム類を除きマーガリンを含む)		-	-	-
アイスクリーム類・氷菓		5	-	-
穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)		6	-	-
野菜類果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)		77	-	-
菓子類		10	-	-
清涼飲料水		4	-	-
酒精飲料水		-	-	-

氷雪	-	-	-
水	-	-	-
缶詰びん詰食品	-	-	-
その他の食品	72	-	-
添加物	-	-	-
化学的合成品及びその製剤	-	-	-
その他の添加物	-	-	-
器具及び容器包装	-	-	-
おもちゃ	-	-	-
【乳類】 牛乳	4	-	-
その他	-	-	-

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

(イ) 食鳥検査事業

食鳥検査事業では、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、食鳥処理場に対して食鳥検査や監視指導等を行っている。

柏市には、年間処理羽数が30万羽を超える大規模食鳥処理場が1施設、年間処理羽数が30万羽以下の認定小規模食鳥処理場も1施設あり、前者については、食鳥検査員が食鳥検査を、後者については食鳥処理衛生管理者が、認定を受けた確認規程に基づき異常の有無を確認している。

また、これらの食鳥処理場に対して計画的に立入検査及び巡回指導等を実施し、衛生管理の向上を図っている。

平成27年度の大規模食鳥処理場における食鳥検査羽数は2,917,561羽(すべてプロイラー)、認定小規模食鳥処理場における確認羽数(処理羽数)は5,730羽(すべてプロイラー)であった。

(ウ) 生活衛生施設監視・指導事業

生活衛生施設監視・指導事業では、生活衛生関係営業施設の許可・確認・監視指導を推進するとともに、営業者等に対し感染症や衛生対策が求められているレジオネラ症等の予防対策の普及・啓発を行っている。

a 営業関係施設

生活衛生関係営業施設について、新規営業の許可、確認業務を行うとともに、立入検査を実施し、施設の維持管理の徹底及び自主管理の推進を図るための指導を行っている。

平成27年度では、1,064件の営業関係施設のうち606件の立入検査を行っている。

【図表 4 - 3 - 5 生活衛生関係営業施設数及び立入検査実施状況】

(単位：件)

区 分	施設総数	許認可件数	廃止件数	対前年度 増 減	立入検査 件 数
総 計	1,064	65	74	△9	606
理容所	253	6	4	2	-
美容所	547	47	48	△1	535
クリーニング所	184	8	16	△8	-
一般	57	1	3	△2	-
取次所	124	7	13	△6	-
無店舗取次店	3	-	-	-	-
旅館	45	3	4	△1	42
ホテル	7	-	-	-	5
旅館	36	3	3	-	35
簡易宿所	2	-	1	△1	2
下宿	-	-	-	-	-
公衆浴場	29	1	2	△1	18
一般公衆浴場	2	-	-	-	2
その他の公衆浴場	27	1	2	1	16
興行場	6	-	-	-	6

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

b 化製場等施設

化製場等施設について、畜舎等への立入検査を実施し、適正管理の実施指導、周辺環境の汚染防止を行っている。

平成 27 年度では、19 件の施設のうち 17 件の立入検査を行っている。

【図表 4 - 3 - 6 化製場等施設数及び立入検査状況】

(単位：件)

区 分	施設数	許可件数	廃止件数	対前年度増減	立入検査件数
総 計	19	4	2	2	17
化製場	-	-	-	-	-
魚介類・鳥類等 製造貯蔵施設	-	-	-	-	-
死亡獣畜取扱場	-	-	-	-	-
畜舎及び家きん舎	19	4	2	2	17

死亡獣畜取扱場外 処理	-	-	-	-	-
----------------	---	---	---	---	---

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

c 水道施設

水道施設について、専用水道及び小規模専用水道を中心に施設の立入検査を実施し、維持管理の徹底を図ることで安全な飲用水を確保している。

平成27年度では、696件の施設のうち、100件の立入検査を行っている。

【図表4-3-7 水道施設数及び立入検査状況】

(単位：件)

種別	区分	施設数	確認・届出 件数	廃止件数	対前年度 増減	立入検査 件数
総計		696	14	8	6	100
水道事業		(1)	-	-	-	-
	用水供給	-	-	-	-	-
	上水道	(1)	-	-	-	-
	簡易水道	-	-	-	-	-
専用水道		70	2	3	△1	68
	自己水源	63	2	3	△1	61
	受水	7	-	-	-	7
簡易専用水道		575	12	4	8	18
	20m ³ を超えるもの	326	7	3	4	8
	10m ³ を超え20m ³ まで	249	5	1	4	10
小規模水道		51	-	1	△1	14
	小規模専用水道	10	-	-	-	10
	小規模簡易専用水道	41	-	1	1	4

()内は国所管施設。「対前年度増減」は変更による増減も含む。

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

d 建築物

建築物の衛生的環境の確保を目的として、多数の人が使用し、または利用する百貨店等の特定建築物への立入検査を実施し、衛生的な環境を確保するとともに環境衛生事業登録事業者に対して立入検査を実施し、適正な業務の遂行を指導している。

平成27年度では、99件の特定建築物の施設のうち42件の立入検査を実施している。また、39件の建築物管理事業者のうち4件の立入検査を実施している。

【図表 4 - 3 - 8 特定建築物数及び立入検査状況】

(単位：件)

区 分	施設数	届出件数	廃止件数	対前年度 増 減	立入検査 件 数
総 計	99	4	3	1	42
興行場	1(1)	-	1	△1	-
百貨店	28	-	-	-	15
店舗	12	3	-	3	7
もっばら事務所	13(5)	-	-	-	2
その他の事務所	18	-	-	-	5
学校	9(3)	-	-	-	4
旅館	10(1)	1	1	-	9
集会場	6(5)	-	-	-	-
図書館	-	-	-	-	-
博物館	-	-	-	-	-
美術館	-	-	-	-	-
遊技場	2	-	1	1	-
その他の建築物	-	-	-	-	-

()内は、国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するものの再掲。

「対前年度増減」は、用途変更による増減を含む。

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

【図表 4 - 3 - 9 建築物管理事業の登録及び立入検査状況】

(単位：件)

区 分	総 計	建築物清掃業	測定業	建築物空気環境	ダクト清掃業	建築物空気調和用	水質検査業	建築物飲料水	貯水槽清掃業	建築物飲料水	清掃業	建築物排水管	こん虫等防除業	建築物ねずみ・	総合管理業	建築物環境衛生
登録総数	39	8	2	-	-	3	15	2	2	7						
登録	3	-	-	-	-	-	1	1	1	-						
期限満了	4	1	-	-	-	-	2	1	-	-						
登録廃止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
立入検査件数	4	-	-	-	-	1	1	1	1	-						

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

e 遊泳用プール

遊泳用プールについては、柏市遊泳用プール指導要綱に基づき、施設の調査、指導を実施し、適正な維持管理を図っている。

平成27年度では、25件の施設のうち、24件の検査指導を実施している。

【図表4-3-10 遊泳用プール施設数及び検査指導件数】

(単位：件)

区 分	総数	営業用	事業用	その他
施設数	25(17)	23(16)	1	1(1)
検査指導件数	24(15)	23(15)	1	-(-)

()内は、通年プール施設の再掲

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

f 温泉法関係施設

温泉を利用する施設に立入検査を実施し、衛生管理の指導をしている。

平成27年度では、4件の施設のうち4件の立入検査を行っている。

【図表4-3-11 温泉許可等状況】

(単位：件)

掘削許可	動力許可	採取許可	利 用 許 可				レジオネラ属 菌 検 査 件 数
			施設数	許可	廃止	立入検査 件 数	
-	1	-	4	-	1	4	4

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

(2) 予算決算推移

ア 過去3年間の事業費の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額(千円)	352,246	10,263	12,625
決算額(千円)	193,774	172,941	12,554

(出典: 行政改革推進課提出資料)

イ 主な事業費の内訳(平成27年度)

費目	金額(千円)
賃金	5,861
旅費	397
需用費	1,852
役務費	311
備品購入費	220
委託料	3,286
負担金・寄附金	498
医療扶助	-
その他	127
合計	12,554

(出典: 行政改革推進課提出資料)

ウ 事業費の財源充当の状況(平成27年度)

財源	金額(千円)
一般財源等	10,690
国庫支出金	-
県支出金	-
使用料・手数料	1,819
諸収入	43
繰越金	-
合計	12,554

(出典: 行政改革推進課提出資料)

(3) 監査手続

実施した監査手続は以下の通りである。

- ・業務概要のヒアリングを実施し、その内容を把握した。
- ・各事業毎の事業費の財源内訳、契約内容、補助金等の助成状況、調達・資産管理状況、千葉県からの移管事業か否か、法定事業か自主事業か、国や県等の計画により、具体的な目標指標、管理指標等が定められているか否かについて、ヒアリングを実施した。

- ・関連資料を閲覧し、関連する法令・要綱等の内容を検討した。

(4) 結果及び意見

(意見) 食品衛生監視指導計画に対応する実施状況のまとめ

【現状及び課題】

食品衛生法第24条第4項では、食品監視指導計画の公表を、同条第5項では、同計画の実施状況の公表を求めている。

柏市のホームページにおいて、食品衛生監視計画は公表されているが、同計画に対応する実施状況となっていない。柏市のホームページにおいて、夏季及び年末一斉監視指導の実施結果は公表されており、また、柏市保健所事業年報において、立入検査及び収去検査の実施状況等の概要は公表されているが、これらが年初に公表された食品衛生監視指導計画に対応する実施状況かどうか分かり難い状態である。

【改善提案】

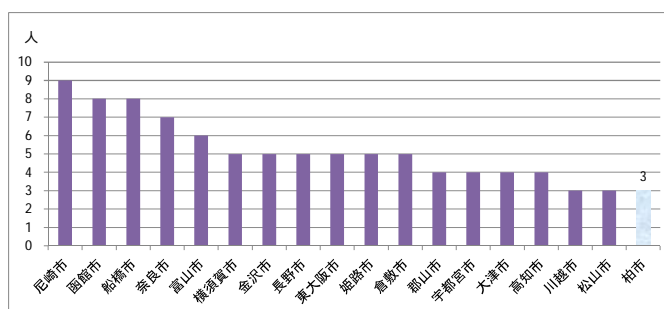
年初に公表された食品衛生監視指導計画に沿って実施したことを容易に把握するために、同計画に対応する実施状況であることを明確にすることが望まれる。

(意見) 環境衛生職員の育成

【現状及び課題】

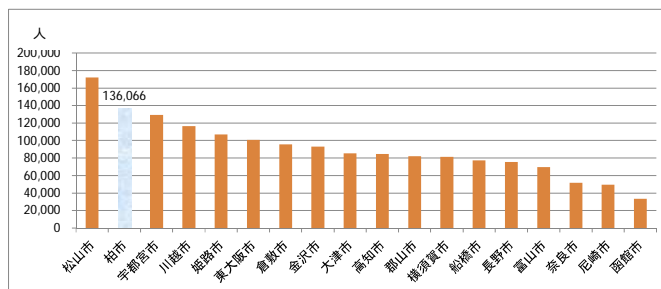
柏市の環境衛生職員数は3名であり、中核市では川越市、松山市と並んで最も少ない。また、環境衛生職員数一人当たり人口は136,066人であり、松山市に次いで高い。中核市の人口規模からすると、柏市の環境衛生職員数は少ないと考えられる。

【図表4-3-12 環境衛生職員数(中核市)】



(出典:「平成25年度 厚生労働省:衛生行政報告例」の他「地域保健・健康増進事業報告」直接の聞き取り)

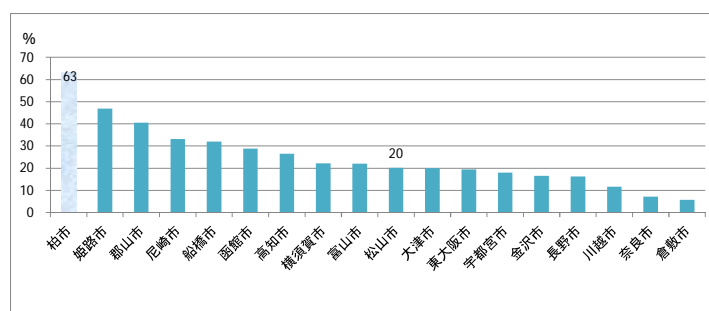
【図表 4 - 3 - 1 3 環境衛生職員数一人当たり人口（中核市）】



（出典：「平成 2 5 年度 厚生労働省：衛生行政報告例」の他「地域保健・健康増進事業報告」直接の聞き取り）

環境衛生の監視率（延べ監視実施件数÷施設数）をみると、柏市は 6 3 % であり、中核市では最も高い。以上の内容からすると、人口規模に比して少ない環境衛生職員数で、最も高い監視率を達成している。

【図表 4 - 3 - 1 4 環境衛生監視率（中核市）】



（出典：「平成 2 5 年度 厚生労働省：衛生行政報告例」の他「地域保健・健康増進事業報告」直接の聞き取り）

ただし、柏市生活衛生課の説明によると、過去の監視率が高い傾向にあるのは、要領の良い熟練の職員 1 名が効率的に立入検査をしたという事情があるという。そのため、結果としてこれまで高い監視率を達成できていたものの、当該職員は平成 2 7 年度に退職したこともあり、現在は環境衛生に係る立入監視の技術の伝承についての課題に直面している。

【改善提案】

立入検査の現場においては、例えば 2 人 1 組で行動することで、環境衛生に係る立入監視の技術の伝承に努め、人材育成を進めることが望まれる。

なお、現在立入検査先に係る情報は、紙媒体の台帳で管理されているが、将来は電子化及び携帯型端末機の導入も視野に入れて、監視結果などの情報の整理集約一元化を更に進めることで、情報の共有化という面で職員全体のレベルアップ及び事務処理時間の短縮が期待される。これは、生活衛生課の監視業務に共通して言えることである。

6 動物愛護ふれあいセンター

(1) 業務概要

動物愛護ふれあいセンターは、狂犬病予防法・動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指導、これらの業務に併せて、広く市民に関連情報の提供及び啓発事業等を行っている。



(出典：動物愛護ふれあいセンターパンフレット)

ア 事業一覧

事業名	種別	性質	根拠法令条例等
畜犬登録事業	義務的事務	交付・台帳 管理	狂犬病予防法 4条 5条
狂犬病等発症予防事業	義務的事務	審査・許認 可・指導・ 措置	狂犬病予防法
動物取扱業及び特定動物飼養の監視・指導事業	義務的事務	審査・許認 可・指導・ 措置	動物の愛護及び管理に関する法律、柏市動物の愛護及び管理に関する条例
動物愛護事業	義務的事務	啓発・イベ ント	動物の愛護及び管理に関する法律、柏市動物の愛護及び管理に関する条例
動物愛護ふれあいセンター管理運営事業	混在事務	維持管理	動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法

イ 主要な事業の説明と実績状況

(ア) 畜犬登録事業、狂犬病等発症予防事業及び動物愛護事業

畜犬登録事業及び狂犬病等発症予防事業では、千葉県獣医師会とともに狂犬病予防集合

注射を行い、また、畜犬登録啓発業務を千葉県獣医師会に委託することで、登録と狂犬病予防注射の促進を図っている。

平成27年度における注射済票交付数は16,179件、畜犬登録頭数は1,475件である。畜犬登録原簿保有数は22,244件となった。

【図表4-4-1 犬の登録・狂犬病予防注射等の実施状況】

(単位：件)

原簿保有数	登録頭数	鑑札再交付	注射済票交付			注射済票再交付
			計	集合	個別	

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

動物愛護事業では、動物の飼養に関して指導、助言を実施するとともに、動物に関する苦情を解決している。また、動物愛護フェスティバル、猫の不妊去勢手術助成事業、負傷動物の救護事業、犬の正しい飼い方教室、犬猫の譲渡の実施により、動物愛護の啓発、正しい飼い方について普及を図っている。

【図表4-4-2 動物の飼養に関する指導・助言状況】

(単位：件)

区分 動物名	計	譲渡	避妊去勢	疾病	飼い方	引取り	逸走	死亡	登録注射	その他
犬	3,305	89	136	32	94	38	241	1,522	1002	151
猫	1,297	172	397	35	83	280	191	40	-	99
その他	162	15	-	2	-	6	20	39	-	80

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

【図表 4 - 4 - 3 動物による苦情届出状況】

(単位：件)

区分 動物名	計	農作物 家畜	住居 庭園	捕獲 依頼	鳴き声	汚物 悪臭	その他
犬	238	-	-	60	35	115	28
猫	316	1	97	65	4	142	7
その他	10	-	-	-	-	2	8

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

【図表 4 - 4 - 4 犬・猫の引取り】

(単位：頭)

犬	(子犬)	猫	(子猫)
9	-	263	255

()内は再掲

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

【図表 4 - 4 - 5 負傷動物の収容数】

(単位：頭)

犬	猫	その他
0	80	-

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

【図表 4 - 4 - 6 犬・猫の譲渡】

(単位：頭)

犬	(子犬)	猫	(子猫)	その他
30	-	164	159	1

()内は再掲

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

【図表 4 - 4 - 7 犬のしつけ方教室実施状況】

(単位：回、人)

回数	参加人数	対象
3	64	犬の飼養者

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

【図表 4 - 4 - 8 動物愛護教室実施状況】

(単位：回、人)

回数	参加人数	対象
10	251	市内小学生、中学生、高校生

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

【図表 4 - 4 - 9 動物愛護フェスティバル実施状況】

(単位：人)

開催日	開催場所	参加人数
9月26日	ららぽーと柏の葉	約 1,000

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

【図表 4 - 4 - 10 猫の不妊去勢手術助成事業】

(単位：頭)

オス	メス	計
67	108	175

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

【図表 4 - 4 - 11 負傷動物救護事業】

(単位：頭)

犬	-	猫	5

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

(イ) 動物取扱業及び特定動物飼養の監視・指導事業

第一種動物取扱業及び特定動物飼養の監視・指導事業では、第一種動物取扱業・特定動物の飼養及び保管許可施設の立入検査を実施し、営業者・飼養者に対して適正な管理、取り扱いについて指導している。また、第一種動物取扱業において、動物取扱責任者研修を実施し、動物及び施設の適正な管理について知識の向上を図っている。平成 27 年度における事業所数は 144 箇所、立入検査件数は 86 件であった。

【図表 4 - 4 - 12 動物取扱業登録及び立入検査状況】

事業所数	業種別登録数					立入検査件数
	販売	保管	貸出	訓練	展示	
144	66	93	7	17	4	86

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

【図表 4 - 4 - 1 3 動物取扱責任者研修の実施状況】

(単位：回、人)

回数	参加人数	対 象
2	146	動物取扱責任者

(出典：平成 2 7 年度柏市保健所事業年報)

(2) 予算決算推移

ア 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度
当初予算額 (千円)	-	29,537	33,766
決算額 (千円)	-	28,211	30,290

(出典：行政改革推進課提出資料)

イ 主な事業費の内訳 (平成 2 7 年度)

費目	金額 (千円)
賃金	1,138
旅費	823
需用費	4,696
役務費	1,543
備品購入費	140
委託料	5,330
負担金・寄附金	2,371
医療扶助	-
その他	14,247
合計	30,290

(出典：行政改革推進課提出資料)

ウ 事業費の財源充当の状況 (平成 2 7 年度)

財源	金額 (千円)
一般財源等	25,099
国庫支出金	-
県支出金	-
使用料・手数料	5,134
諸収入	55
繰越金	-
合計	30,290

(出典：行政改革推進課提出資料)

(3) 監査手続

実施した監査手続は以下の通りである。

- ・業務概要のヒアリングを実施し、その内容を把握した。
- ・各事業毎の事業費の財源内訳、契約内容、補助金等の助成状況、調達・資産管理状況、千葉県からの移管事業か否か、法定事業か自主事業か、国や県等の計画により、具体的な目標指標、管理指標等が定められているか否かについて、ヒアリングを実施した。
- ・関連資料を閲覧し、関連する法令・要綱等の内容を検討した。

(4) 結果及び意見

(意見) 狂犬病対応ガイドラインの策定

【現状及び課題】

『狂犬病対応ガイドライン2013 - 日本国内において狂犬病を発症した犬が認められた場合の危機管理対応 - 』(厚生労働省公表)において「各々の都道府県等にあっては、それぞれの状況に応じて、本ガイドラインにもとづいての独自のガイドラインをあらかじめ策定しておくことこそが必要であると考えている。」としているが、柏市では未策定である。

【改善提案】

ガイドライン策定は努力義務であるものの、柏市においても独自のガイドラインの策定が望まれる。

策定にあたっては、有事の際に連携が必要となる千葉県の協力を仰ぎながら、同様の課題を持つ他自治体と情報交換しながら進めることが望ましい。

(意見) 畜犬登録の鑑札・狂犬病予防注射済票の交付等事務の外部委託等

【現状及び課題】

手数料収納事務を含む畜犬登録の鑑札・狂犬病予防注射済票の交付事務は、動物愛護ふれあいセンター、沼南支所、ウェルネス柏で行われている。交付等事務のために、沼南支所では支所職員が対応しているが、ウェルネス柏では、他課職員が対応できないため、センターの正職員1名が交代で赴いて専属で対応している。飼い主の便宜に資するとはいえ、動物愛護ふれあいセンターとウェルネス柏との2箇所にて交付等事務に正職員が割かれる状況である。

【改善提案】

動物病院やペットショップが、飼い主から代行手数料を徴収したうえで、飼い主に代わって畜犬登録申請や予防注射済票交付申請をするケースもある。この実情を鑑みると、現状の非効率を解消するためには、畜犬登録の鑑札・狂犬病予防注射済票の交付等事務を動物病院等に外部委託することが望ましい。また、外部委託により、交付等窓口が拡大することから、副次的効果として、畜犬登録の推進、狂犬病ワクチン接種率の向上も期待され

る。

外部委託をするかどうかは、費用対効果、すなわち、ウェルネス柏にてセンターの正職員1名の専属での交付等事務に要するコスト(専従することから生じる機会損失)と外部委託する場合のコストとを比較検討したうえで決定すべきである。

なお、畜犬登録の鑑札・狂犬病予防注射済票の交付等事務も含め保健所における窓口業務全体を外部委託するという方策も考えられるが、この場合についても、現状のように職員が窓口業務をすることによって生じる機会損失と外部委託する場合のコストを比較するなど費用対効果を鑑み判断すべきである。

(指摘) 庁内便による現金の送付

【現状及び課題】

動物愛護ふれあいセンターとウェルネス柏の間では、現金の輸送方法として公金輸送の手段が整備されていない。そのため、同センターで徴収した畜犬登録手数料等の現金は庁内便によりウェルネス柏に送付されている。なお、現金を封入しているのは密閉できるビニール袋であり、施錠はされていない。また、袋には現金とともに金種表が同封されている。

【改善提案】

金種表が同封されていることから、仮に現金が横領されても、金種表を改ざんしない限り、直ちに横領の事実が発覚してしまうので、心理的に横領を抑制する効果はある。しかし、そもそも施錠がされていない袋を現金の送付に使用するのは、横領の機会を与えてしまうので避けなければならない。

公金輸送のような正式な輸送方法とはいえない庁内便にて現金を送付することは避けるべきであり、原則として、近隣の金融機関の預金口座へ入金すべきである。

7 地域健康づくり課

(1) 業務概要

ア 事業一覧

地域健康づくり課は、予防接種、対人保健サービスの総括、健康づくり及び健康増進事業、成人保健事業、母子保健事業、母子保健に係る相談支援、虐待防止、母子保健及び児童福祉に係る医療の給付・助成等、母体保護、思春期保健、歯科保健事業・歯科保健相談、特定給食施設に対する指導、栄養士・調理師等の免許申請、健康づくりに係る食育の推進、栄養事業・栄養相談等を所管している。

【図表 4 - 5 - 1 地域健康づくり課 事業一覧】

事業名	種別	性質	根拠法令条例等
予防接種等事業	混在事務	個人・団体等への助成	予防接種法、柏市予防接種等実施要領、柏市任意予防接種費助成金交付要領
不妊に悩む方への特定治療支援事業	任意的事務	個人・団体等への助成	不妊に悩む方への特定治療支援事業
受胎調節実地指導員証交付事業	任意的事務	交付・台帳管理	母体保護法等
未熟児・多胎児等支援事業	任意的事務	健康診査・検診	母子保健法第19条
発達支援相談	任意的事務	相談	母子保健法、児童福祉法、発達障害者支援法
小児慢性特定疾病医療支援事業	義務的事務	個人・団体等への助成	児童福祉法
養育医療給付事業	義務的事務	個人・団体等への助成	母子保健法第20条
免許関係事務 (管理栄養士・栄養士・調理師)	義務的事務	交付・台帳管理	栄養士法第4条、

給食施設指導事業	義務的 事務	審査・ 許認可・ 指導・措置	健康増進法第22条
栄養改善事業	混在事 務	講座・育成	健康増進法17条、健康増進法26条、 健康増進法31条、健康増進法32条、 柏市健康増進計画、地域健康法第6条
母子保健食育	任意の 事務	講座・育成	母子保健法第2、14条、健康増進法第17条
国民健康・ 栄養調査	義務的 事務	調査	健康増進法第10条
母子歯科保健事業 「歯っぴいかムカ ムかしわっ子作 戦！！」	任意の 事務	講座・育成	歯科口腔保健法、母子保健法、健康増進法、 健康日本21、柏市健康増進計画
母子歯科保健事業 「歯っぴいかムカ ムかしわっ子作 戦」 (2歳の歯 ピカラ ンド及びフッ化物 歯面塗布)	任意の 事務	相談	歯科口腔保健法、母子保健法、健康増進法、 健康日本21、柏市健康増進計画
成人歯科保健事業 (かしわ歯科 相談室)	任意の 事務	相談	歯科口腔保健法、健康増進法第4条、 健康日本21、柏市健康増進計画
成人歯科保健事業 (歯周疾患検診)	任意の 事務	健康診査・ 検診	歯科口腔保健法、健康増進法第19条の2、 健康日本21、柏市健康増進計画
成人歯科保健事業 (その他歯科保健 事業・教育事業)	任意の 事務	講座・育成	歯科口腔保健法、健康日本21、柏市健康増進計 画、地域保健法第6条、健康増進法第4条
柏市口腔衛生大会 補助金	任意の 事務	個人・団体 等への助成	歯科口腔保健法
幼児健康診査 (1歳6か月児健	義務的 事務	健康診査・ 検診	母子保健法第12条、第13条、 発達障害者支援法第5条、 児童虐待防止法第4条、第5条

康診査・3歳児健康診査)			
妊婦・乳児一般健康診査助成事業	義務的 事務	個人・団体等への助成	母子保健法第13条
ママパパ学級	任意的 事務	講座・育成	母子保健法、健やか親子21
新生児・産婦訪問指導	任意的 事務	相談	母子保健法第10、11、17条、 児童虐待防止法第5条、児童福祉法第12条
柏市こにちは赤ちゃん事業	義務的 事務	相談	児童福祉法第6条の3、第10条、 第21条の10、児童虐待防止法第4、5条、 母子保健法第9条、第10条
子育て支援事業（母と子のつどい）	任意的 事務	相談	母子保健法第9条、第10条
妊婦届出の受理と母子健康手帳交付関係	義務的 事務	サービス提供	母子保健法第15、16条、 柏市第四次総合計画後期基本計画、健やか親子21
1歳6か月児健康診査事業事後集団指導事業（ひよこルーム）	任意的 事務	サービス提供	母子保健法、発達障害者支援法、児童虐待防止法
子育て電話相談（にこにこダイヤルかしわ）	任意的 事務	相談	母子保健法第9条「知識の普及」、 第10条「保健指導」、 児童福祉法第12条の6
特定妊婦・要支援家庭への支援事業	混在事務	相談	柏市児童虐待及びいじめ防止条例、 母子保健法第9、10条、児童福祉法第6条、 児童虐待の防止等に関する法律、 子ども子育て支援法等
対人保健サービスにかかる人材育成	任意的 事務	内部管理	地方公務員法、地域保健法、 保健師助産師看護師法、 地域活動における保健師活動に関する指針（厚生労働省）、 保健所運営基本計画、柏市人材育成基本方針、 保健所人材育成基本方針

柏市保健衛生 審議会母子保健 専門分科会	任意的 事務	計画策定・ 会議運営	地域保健法第11条、柏市保健所条例第4条
柏市保健衛生 審議会健康増進 専門分科会	任意的 事務	計画策定・ 会議運営	地域保健法第11条、柏市保健所条例第4条、 健康日本21、第四次総合計画後期計画、 柏市健康増進計画
健康づくり業務 庁内連絡会	任意的 事務	内部管理	健康日本21、健康増進法、地域保健法、 第四次総合計画後期計画、 柏市健康増進計画
柏地域職域連携 推進協議会	任意的 事務	計画策定・ 会議運営	健康増進法、地域保健法、 地域・職域連携推進事業実施要綱、 柏市健康増進計画、 柏地域・職域連携推進協議会要領
柏市民健康づくり 推進員活動	任意的 事務	講座・育成	地域保健法、健康増進法、児童福祉法、 柏市地域健康福祉計画、高齢者いきいきプラン、 次世代育成支援行動計画、 柏市民健康づくり推進員規則、 柏市民健康づくり推進員連絡協議会会則
地域ウォークの 推進	任意的 事務	啓発・イベ ント	健康増進法、健康日本21、柏市第四次総合計画、 柏市健康増進計画
健康相談	任意的 事務	相談	健康増進計画、 健康増進法第4章保健指導等第17条
思春期保健事業	任意的 事務	講座・育成	母子保健法、すこやか親子21、 次世代育成支援計画
タバコ対策	任意的 事務	講座・育成	健康増進法、健康日本21、柏市ポイ捨て禁止条 例、柏市健康増進計画
健康教育	任意的 事務	講座・育成	健康日本21、健康増進法、地域保健法、 第四次総合計画後期計画、 地域健康福祉計画、高齢者いきいきプラン、 次世代育成支援行動計画、柏市健康増進計画

イ 主要な事業の説明と実績状況

(ア) 健康増進

a 予防接種

予防接種法に基づく定期予防接種を実施するとともに、任意予防接種の実施及び市外での予防接種へ機会確保を行っている。

【図表 4 - 5 - 2 予防接種実施状況】

(単位：件)

区分		年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度
定期	B C G		3,135	3,356
	三種混合		636	29
	二種混合(期)		2,283	2,263
	麻しん風しん混合(MR)		6,723	6,794
	麻しん		0	0
	風しん		1	0
	日本脳炎		14,334	12,949
	不活化ポリオ		2,208	591
	四種混合		12,684	13,323
	高齢者インフルエンザ		40,687	40,820
	ヒブ		13,293	13,313
	小児用肺炎球菌		13,092	13,274
	子宮頸がん予防		35	20
	水痘		6,315	6,493
	高齢者肺炎球菌		10,333	10,017
	7	合 計		125,759
任意	風しん抗体検査		330	258
	風しん予防接種		128	113
	B型肝炎		6,092	7,368
総 合 計			132,309	130,981

(出典：平成 2 7 年度柏市保健所事業年報)

b 栄養改善、母子保健食育

(健康増進指導)

地域保健法第6条、健康増進法第18条、及び「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について」(平成25年3月29日付 健発第9号厚生労働省健康局長通知)に基づき実施している。

個別指導は、来所や電話による生活習慣病等指導、母と子のつどい、2歳の歯ピカランド、乳幼児専門相談(のびのび相談)、幼児健診等において個別相談を実施している。

集団指導は、ママパパクッキング、ママパパ学級、母と子のつどい、柏市離乳食教室、2歳の歯ピカランド、乳幼児専門相談(のびのび相談)、地域における調理実習、依頼の健康教育等において集団指導を実施している。また、環境整備を目的に学校等施設従事者を対象に研修会等を実施している。

(給食施設指導)

健康増進法第18条及び第22条、平成25年3月29日付 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」に基づき実施している。

個別指導は施設巡回と来所及び電話による指導、集団指導は研修会を開催している。また、健康増進法第20条等に基づく開始・変更・廃止の届出に関する指導も随時行っている。

(健康ちば協力店推進)

食環境整備の一環として、関係団体及び外食産業との連携により、栄養成分表示やヘルシーメニュー提供等を行う店を「健康ちば協力店」として登録し、住民の健康づくりを支援するとともに、「健康ちば21」の推進を図っている。

c 柏市民健康づくり推進員活動

安心して暮らせる地域づくりを目指して、昭和57年度に柏市保健推進員制度を設置し、平成9年度には市内全17地域で保健推進員を委嘱した。平成10年度より「健康づくり推進員」と名称を改め、同時に生活習慣病の予防を目指して「食生活推進員」を新設した。両者を合わせて「柏市民健康づくり推進員」と総称し、「柏市民健康づくり推進員連絡協議会」を発足した。

平成17年度には沼南町との合併に伴い、20地域へと拡大し、「市民が安心して健康的な生活ができるように、市民が主体となった地域ぐるみの健康づくりを推進する」ことを目的に活動を行っている(地域保健法基本指針、母子保健法第9条、健康増進法第17条及び児童福祉法第21条の10の2)。平成24年度には、これまでの活動を通し、健康づくり推進員活動が「子育て支援」「健康づくり」「食育推進」の3本柱であることを再認識したことから食生活推進員を廃止し、従来の食生活推進員の役割(食と口の健康づくりの視点等)も含めた3部会制での取組みを開始している。

d 地域ウォークの推進

歩くことが好きな市民を増やし、主体的・積極的な健康づくりを進め、いきいきと暮らすことができるために、手軽に取り組める「ウォーキング」を推進している（健康増進法第4条，地域保健法第6条，第18条の2）。

具体的には地域ウォーキング講座、手賀沼ふれあいウォークの開催しウォーキングを始めるきっかけ作りや機会を提供するとともに、毎日の歩数を記録する「ウォーキングパスポート」を発行し、ウォーキングの継続化・習慣化を図っている。

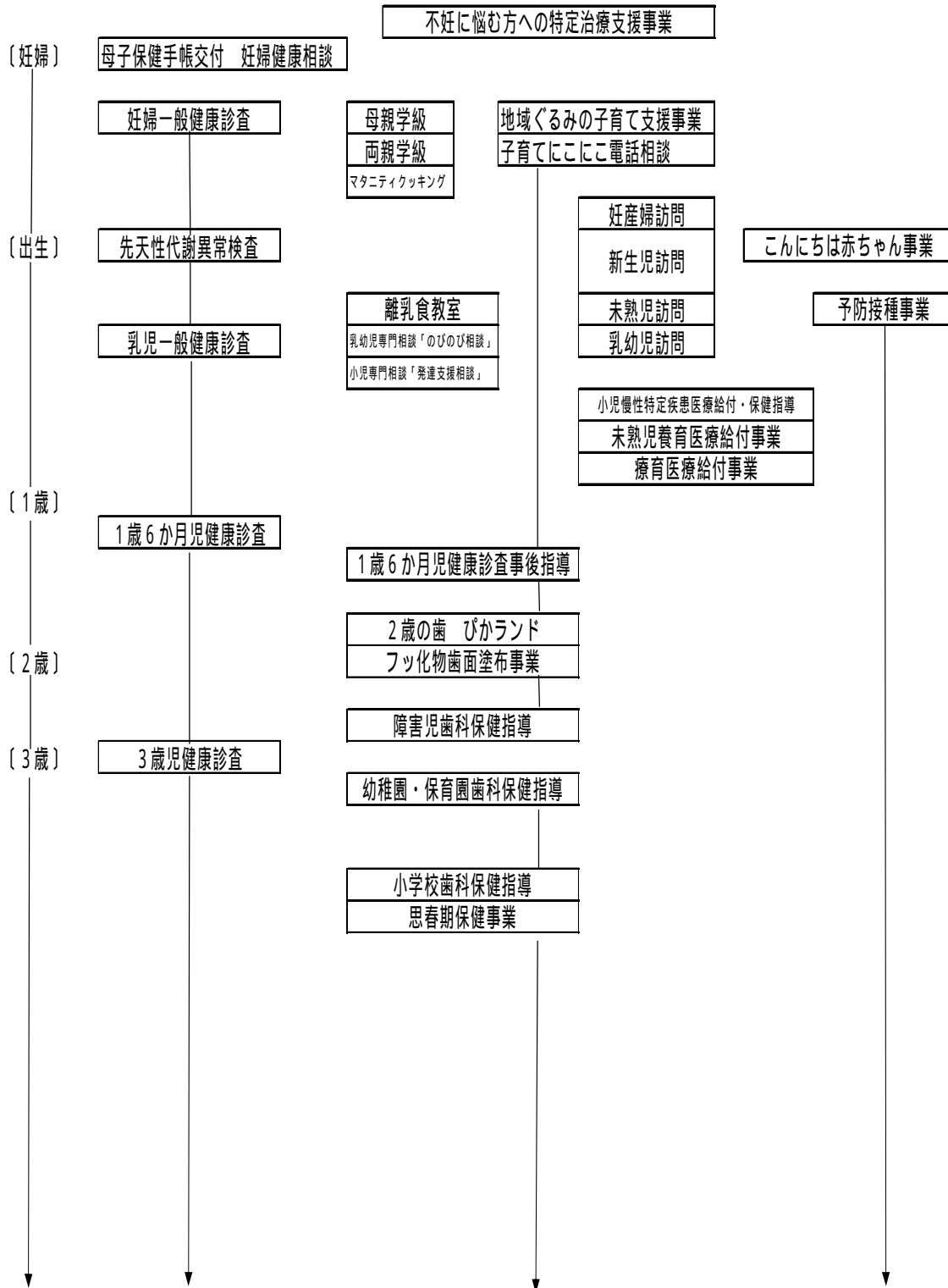
e タバコ対策

「子どもたちをタバコの煙から守る」ことをテーマに、家庭・教育・医療・行政・民間団体が連携し柏ノースモッ子作戦協議会として対策を推進している。

具体的な対策は小中学校や母子健康事業等での普及啓発、無料で禁煙補助剤の体験をすることによる禁煙サポート、飲食店との連携による受動喫煙防止である。

(イ) 母子保健

【図表 4 - 5 - 3 母子保健事業体系】



(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

a 不妊に悩む方への特定治療支援

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）対象者に柏市不妊に悩む方への特定治療支援事業規則に基づき、治療費の一部助成を実施している。

b 妊婦・乳児検診

妊婦一般健康診査は、妊婦の母体や胎児の健康確保及び経済的不安の軽減を図ることを目的に、医療機関に委託（母子保健法第8条の2）し、公費助成による健康診査を実施している。

乳幼児一般健康診査は、生後3～6か月と9～11か月の間で各1回ずつ医療機関に委託し、公費負担により健康診査を実施している（母子保健法第13条）。

c ママパパ学級

妊娠、出産、育児に関する情報提供、体験等を実施している（母子保健法第9・10条）。

d 新生児・産婦訪問指導、柏市こんにちは赤ちゃん

乳幼児とその母親の家庭を訪問し、生活・育児に関する助言・指導を行っている（母子保健法第10、11条）。

また乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の母親や養育者を支援しながら養育環境を整えることを目的に、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭へ、訪問を実施している（児童福祉法第21条の10の2）。

（ウ）歯科保健

a 母子歯科保健

ママパパ学級、母と子のつどい、1歳6か月健康診査、小中学校、こども発達センターにおいて歯科保健指導及び歯磨き実習を実施している。また2歳6ヶ月児に対し、フッ化物歯面塗布の受診券を配布している（歯科口腔保健法、健康増進法）。

b 成人歯科保健

障害者施設、各種団体等の一般市民に対し、歯科保健指導及び歯磨き実習を実施している（歯科口腔保健法、健康増進法）。

(2) 予算決算推移

ア 過去3年間の事業費の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額(千円)	1,492,214	1,459,453	1,582,452
決算額(千円)	1,353,731	1,493,336	1,487,413

(出典: 行政改革推進課提出資料)

イ 主な事業費の内訳(平成27年度)

費目	金額(千円)
賃金	35,232
旅費	551
需用費	12,306
役務費	7,216
備品購入費	1,198
委託料	1,210,676
負担金・寄附金	5,586
医療扶助	186,323
その他	28,320
合計	1,487,413

(出典: 行政改革推進課提出資料)

ウ 事業費の財源充当の状況(平成27年度)

財源	金額(千円)
一般財源等	1,375,593
国庫支出金	97,629
県支出金	8,981
使用料・手数料	-
諸収入	5,209
繰越金	-
合計	1,487,413

(出典: 行政改革推進課提出資料)

(3) 監査手続

実施した監査手続は以下の通りである。

- ・業務概要のヒアリングを実施し、内容を把握した。
- ・各事業毎の事業費の財源内訳、契約内容、補助金等の助成状況、調達・資産管理状況、千葉県からの移管事業か否か、法定事業か自主事業か、国や県等の計画により、具体的な目標指標、管理指標等が定められているか否かについて、ヒアリングを実施した。
- ・関連資料を閲覧し、関連する法令・要綱等の内容を検討した。

(4) 結果及び意見

ア 健康増進

(ア) 栄養改善

地域保健法第6条、健康増進法第18条、及び「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について」(平成25年3月29日付 健発第9号厚生労働省健康局長通知)に基づき実施している。

個別指導は、来所や電話による生活習慣病等指導、母と子のつどい、2歳の歯 ピカランド、乳幼児専門相談(のびのび相談)、幼児健診等において個別相談を実施している。

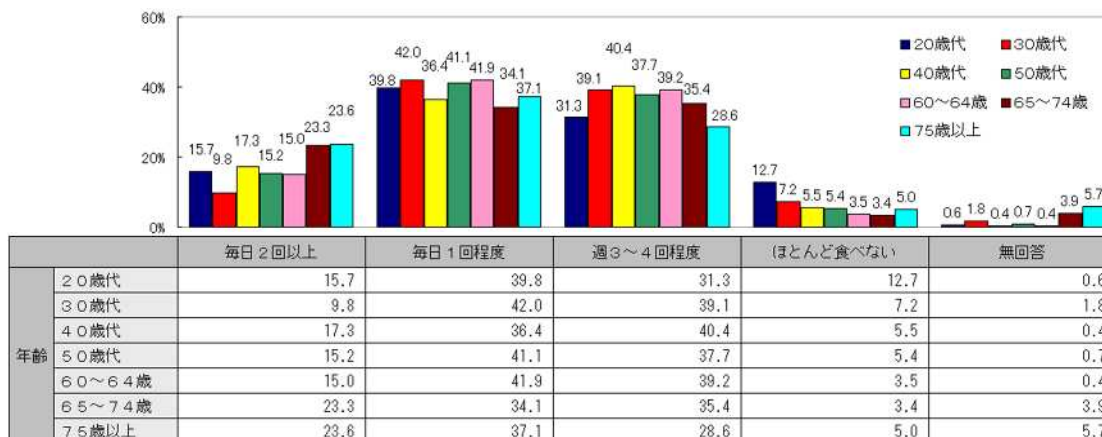
集団指導は、ママパパクッキング、ママパパ学級、母と子のつどい、柏市離乳食教室、2歳の歯 ピカランド、乳幼児専門相談(のびのび相談)、地域における調理実習、依頼の健康教育等において集団指導を実施している。

また、環境整備を目的に学校等特定給食施設従事者を対象に研修会等を実施している。

a 柏市健康増進計画(平成25年4月)における課題の背景理由

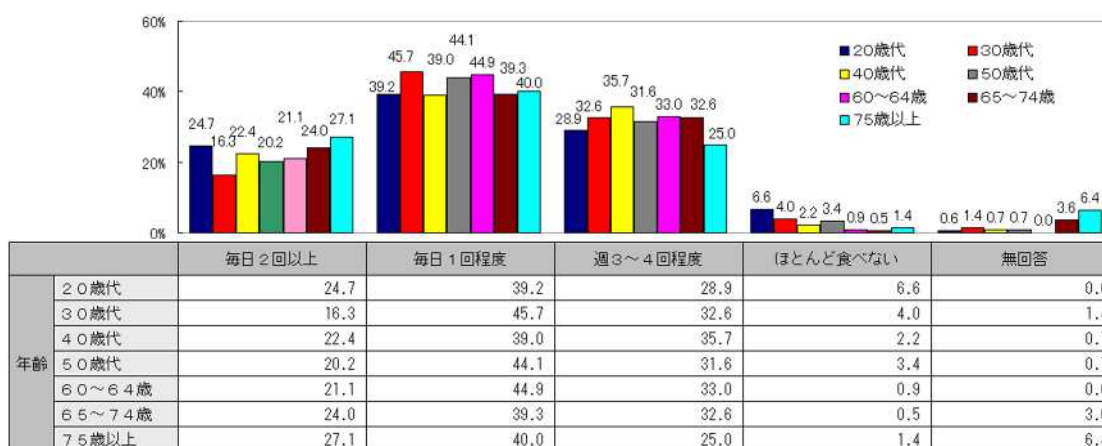
- ・若い女性の痩せている方の割合が高いこと
- ・40歳代から体重の変化を気にしている割合が高くなり、疾病予防の観点からも20歳代～30歳代にかけてのアプローチが必要であること

【図表 4 - 5 - 4 成人の最近 1 週間の食生活の状況
[年齢別緑黄色野菜摂取状況](平成 23 年度)】



(出典 : 平成 25 年度 柏市健康増進計画)

【図表 4 - 5 - 5 成人の最近 1 週間の食生活の状況
[年齢別淡色野菜摂取状況](平成 23 年度)】



年齢別で見ると、「ほとんど食べない」は、20 歳代 ~ 30 歳代が他の年代より高い割合である。

(出典 : 平成 25 年度 柏市健康増進計画)

【図表 4 - 5 - 6 成人の朝食の摂取状況（平成 23 年度）】

		（ほぼ毎日	週 4 回程度	週 2 回程度	ほとんど 食べない	無回答
年齢	20歳代（166人）	60.2	13.3	6.6	19.9	0.0
	30歳代（276人）	71.4	8.3	4.3	15.6	0.4
	40歳代（272人）	79.0	5.9	3.7	11.4	0.0
	50歳代（297人）	87.9	4.4	2.0	5.4	0.3
	60～64歳（227人）	89.0	1.8	0.9	7.5	0.9
	65～74歳（387人）	93.0	1.8	0.3	3.1	1.8
	75歳以上（140人）	96.4	0.7	0.0	1.4	1.4

朝食の欠食状況を年齢別で見ると、20歳代 19.9%が他の年代に比べ高くなっている。

（出典：平成 25 年度柏市健康増進計画）

b 柏市健康増進計画（平成 25 年 4 月）における課題

- ・適正体重を維持するための知識の普及
- ・野菜の摂取量の増加
- ・朝食を意識した、バランスのよい食生活の普及

（意見） 課題分析について

【現状及び課題】

柏市健康増進計画の課題を解決するためには、20代への施策を立て、それを実行することが不可欠であることが認識されている。

一方で20代は学生か社会人かなど属性の違いもある世代であり、最も生活スタイルが多様化した世代である。そのため、生活スタイルによって課題の効果的な解決方法も異なると考えられる。

現状は性別、世代別の分析のみとなっており、社会人か学生かなどの生活スタイルの分析を実施していないため、具体的効果的な施策が立てられていない。

【改善提案】

課題をクリアするための重要な世代については、より詳細な分析をし、具体的な施策を立て、実行することが必要である。

（イ） 柏市民健康づくり推進員活動

a 推進員の身分

特別職非常勤職員

b 任期

3年（平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）

c 報酬

リーダー：月額 3,000 円

副リーダー：月額 2,900 円

前記以外：月額 2,650円

d 市からの活動費の補助金

年度初日の推進員数 × 3,000円

【図表 4 - 5 - 7 推進員活動補助金推移】

(単位：人、円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
基準人数	349	351	350	302
補助金	1,047,000	1,053,000	1,050,000	906,000

(出典：柏市提出資料)

e 条件

- ・初回委嘱時、65歳までの方
- ・再任時、75歳未満の方
- ・秘密(個人情報)を厳守し、責任感のある方
- ・月1回の定例会と主に妊婦や赤ちゃんの声かけ訪問やその他の地域活動、研修会に参加できる方

f 選出方法

各町内会長、各区長による推薦

各コミュニティエリアの世帯数に応じて定員が設定

- ・平成27年度はこんにちは赤ちゃん事業が赤ちゃんとの対面を必須としていた関係で、防犯や安全面でのトラブル回避のため1人以外は女性
- ・推薦候補となる方がなかなか見つからず欠員が71人

g.活動内容や回数

(a)各地域における活動

- ・定例会(情報交換や学習の場として毎月各地域で実施)
- ・地域ぐるみの子育て支援活動
 - ()こんにちは赤ちゃん事業(児童福祉法第6条の2第4項に基づく乳児家庭全戸訪問事業)
 - ()母と子のつどい、地域子育てサロン等への参画・協力
 - ()その他、子育てに関する健康講座等

(b)地域ぐるみの健康づくり活動

- ・ウォーキングをはじめとした健康づくりのための各種健康講座等
- ・地域の様々な行事を活用した健康づくりの情報発信等

(c)身近な地域での支え合い活動

- ・地域でのふれあい・支え合い活動(サロン活動、世代間交流等)
- ・地域関係団体との連携(合同会議、地域市民活動への参画)

(d) 柏市民健康づくり推進員連絡協議会活動

- ・ 役員会（各地域の情報交換や活動に関する協議等）
- ・ 各種研修（全体及び各部会別研修等）
- ・ 協議会の代表者が他機関、各団体の役員として会議等に参画、連携

【図表 4 - 5 - 8 柏市民健康づくり推進員活動状況】

（単位：人）

区分	年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度
	設置地区数		20	20
柏市民健康づくり推進員数		353	352	316
こんにちは赤ちゃん事業訪問件数		8,800	8,590	5,655
地域ぐるみの子育て支援活動		16,735	16,271	15,838
地域ぐるみの健康づくり活動		7,287	4,525	3,583
研修		987	975	1,400

母と子のつどいを含む

（出典：平成 2 7 年度柏市保健所事業年報）

【図表 4 - 5 - 9 柏市民健康づくり推進員委嘱者数】

（単位：人）

地域	定数	2015/4/1		2016/3/31	
		委嘱者数	欠員	委嘱者数	欠員
田中	34	29	5	32	2
西原	17	12	5	13	4
富勢	24	17	7	17	7
松葉	11	10	1	10	1
高田・松ヶ崎	17	12	5	13	4
豊四季台	29	27	2	26	3
旭町	14	11	3	11	3
新富	20	14	6	18	2
柏中央	21	14	7	15	6
新田原	13	13	0	13	0
永楽台	12	11	1	11	1
富里	19	13	6	14	5
増尾	19	17	2	17	2
光ヶ丘	28	27	1	27	1
酒井根	11	10	1	10	1
藤心	15	11	4	10	5
南部	22	20	2	21	1
手賀	9	9	0	9	0
風早北部	21	9	12	13	8
風早南部	17	16	1	16	1
合計	373	302	71	316	57

（出典：平成 2 7 年度柏市民健康づくり推進員委嘱者数一覧）

(意見) 柏市民健康づくり推進員の欠員について

【現状及び課題】

柏市民健康づくり推進員は各コミュニティエリアの世帯数に応じて定員が決まっている。また各町内会長、各区長による推薦により選出されている。

平成27年度は、こんにちは赤ちゃん事業が赤ちゃんとの対面を必須としていた関係で、防犯や安全面でのトラブル回避のため女性が望まれていた。活動には市の職員が必ず立ち会う運用となっているため活動のほとんどは市の職員の就業時間内の平日の昼間で、その時間帯に活動可能な人に限られていた。これらのことから、推薦候補となる方がなかなか見つからない状況であった。年度初めの平成27年4月1日時点では欠員が71人(定員373人)となっていた。

その結果、柏市民健康づくり推進員の欠員が多い地区(新興住宅地区に多い)については柏市民健康づくり推進員による赤ちゃん訪問が十分にできていないなど地域格差が生じている。例えば、風早北部地域のうち手賀の杜地区については柏市民健康づくり推進員が未選出であったため赤ちゃん訪問の市からの依頼自体をしていない状況であった。

【改善提案】

柏市民健康づくり推進員の活動は歴史のある柏市独自の重要な活動であるため、地域格差も最小限にし、本来目的としている活動が十分にできるように工夫する必要がある。そのためには、現状の活動内容についての見直しをすること、極力欠員を出さないようにすることが必要である。例えば、前者については赤ちゃん訪問の訪問対象や頻度の見直しをしたり、活動内容の優先順位を付けた活動をする。後者については活動内容の役割分担をしたり、活動時間帯を柔軟にするなどして男性や若い世代も推薦されやすいよう工夫することが期待される。

(ウ) 地域ウォークの推進

a ウォークイベント：手賀沼ふれあいウォーク

平成10年より実施している。平成19年度までは、柏市健康文化都市プラン推進市民組織「3あいサポート柏」による実行委員会によって運営を行っていたが、プラン終了とともに組織活動も終了となった。平成20年度より「NPO法人千葉県ウォーキング協会」を中心とした実行委員会を新たに組織し、我孫子市との協働で実施している。

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

目的：手賀沼を囲む柏市・我孫子市において、歩くことが好きな市民が増えることにより、市民の心身の健康の増進に寄与することを目的に開催する。

大会会長：2市の当番市の市長(平成27年度は柏市が当番市)

開催日：平成27年11月21日(毎年11月)

会場：柏ふるさと公園、手賀沼公園

コース：20キロ、10キロ、4キロ

参加費：事前申込 300 円、当日申込 500 円 18 歳未満無料

(出典：手賀沼ふれあいウォーク 2015 実施要領)

大会運営費：柏市 940,000 円、我孫子市 481,000 円(人口比)

(出典：手賀沼ふれあいウォーク 2015 決算報告)

【図表 4 - 5 - 10 手賀沼ふれあいウォーク実施状況】

(単位：人)

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
参加人数	773	842	1,189

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

【図表 4 - 5 - 11 平成 27 年手賀沼ふれあいウォーク参加者数】

(単位：人)

コース	柏市民	我孫子市民	その他	合計
4 キロ	259	185	65	509
10 キロ	273	93	96	462
20 キロ	99	26	93	218
合計	631	304	254	1,189
割合	53%	26%	21%	100%

(出典：柏市提出資料)

b ウォーキングパスポート

毎日の歩数を記録する「ウォーキングパスポート」を発行し、1,000 万歩で世界一周とし、ウォーキングの継続化・習慣化を図っている。

引渡し方法：保健所窓口で申込書を記載し、内容とルールを理解してもらったうえで引き渡している。

作成：平成 17 年度に 6,000 冊

発行数：5,000 冊

在庫数：1,000 冊

景品：平成 26 年度に景品購入

【図表 4 - 5 - 12 ウォーキングパスポート景品の状況】

(単位：円、個)

品名	単価	当初 発注数	引渡し数	在庫数
つば押しスティック	166	50	26	24
緊急用給水袋	200	30	11	19

高血圧予防セット	300	30	10	20
----------	-----	----	----	----

(出典：柏市提出資料)

(意見) ウォーキングパスポートの運用

【現状及び課題】

ウォーキングパスポートにはルールが設定されており、記録票は月単位となっている。当該ウォーキングパスポートは保健所窓口において職員が使用方法のルールの説明をしたうえで市民に渡している。そのため発行数が年間300冊程度にとどまっており、平成17年度に6,000冊作成したが、平成27年度末で約1,000冊保健所の在庫として保管している。

現状のウォーキングパスポートは使用方法や記載方法が難しく、市民への配布も保健所窓口で申請書を記載したうえでの手渡しのみである。また携帯アプリで手軽に歩数管理できる時代であるため紙媒体で運用する必要性が薄れている。

【改善提案】

ウォーキングパスポートの配布は、市民のウォーキングの継続化・習慣化が目的である。そのため、誰でも容易に使用方法や記載方法が理解でき、使い勝手の良いものであることが当該目的達成のために最も有効であると考えられる。また多くの市民に使用してもらうためには配布方法を工夫し、手軽に入手できるようにする必要がある。そこで、スマートフォンアプリなど手軽で簡単に市民が入手でき、使えるという時代に合わせた媒体の使用を検討することが望まれる。

イ 母子保健

(ア) 不妊に悩む方への特定治療支援事業

a 事業概要

不妊に悩む方への特定治療支援事業は、医療保険の適用がされず、高額な医療費がかかる特定不妊治療(対外受精・顕微授精)に必要な費用の一部を助成するものである。

平成16年度に厚生労働省が「特定不妊治療助成事業」を創設したことにより、全国的に開始された。

平成28年3月に策定された柏市母子保健計画において、柏市は、施策分野の一つとして、「切れ目のない妊産婦・乳幼児の支援」を掲げており、また、その基本施策の一つとして「妊娠から継続した総合的な支援体制の整備」を掲げている。この取組みの方向性では、不妊治療に関しては以下の2点を掲げている。

- ・妊孕性・不妊治療に関する情報提供及び相談対応
- ・特定不妊治療の費用助成及び情報提供

なお、平成27年度事業で不妊に関する事務事業はこの事業の他にはない。

b 事業費の推移

過去の事業費の状況は以下の通りである。

平成27年度の決算額は、61,493千円であるが、財源の内訳は、一般財源等が26,176千円で、残りは国庫支出金である。

【図表4-5-13 事務事業費の状況】

過去3年間の事業費の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額(千円)	60,049	81,535	81,535
決算額(千円)	56,168	62,293	61,493

(出典：行政改革推進課提出資料)

主な事業費の内訳(平成27年度)

費目	金額(千円)
事務補助員賃金	701
事業用消耗品費	2
郵便料(特定不妊治療助成事業)	25
特定不妊治療費公費負担扶助	60,765
合計	61,493

(出典：行政改革推進課提出資料)

事業費の財源充当の状況(平成27年度)

財源	金額(千円)
一般財源等	26,176
国庫支出金	35,317
県支出金	-
使用料・手数料	-
諸収入	-
繰越金	-
合計	61,493

(出典：行政改革推進課提出資料)

(意見) 不妊治療に対する施策の位置づけ

【現状及び課題】

本事業は、国の補助があるとはいえ、柏市の母子保健分野の支出としては歯科教育や栄養分野に匹敵する規模の事業費を投じている。

この点、前述の通り、平成28年3月に策定された柏市母子保健計画について、不妊治

療に関する施策については、その基本施策の一つとして「妊娠から継続した総合的な支援体制の整備」の項目中に記載がされているものの、計画の進捗管理のために設定された38の管理指標の中には、不妊に関する指標設定は確認できなかった。

これらのことから、市の計画体系において不妊施策の位置づけと具体的な推進に向けた取組みの体制が十分に構築されていないのではないかとと思われる。

また、「妊娠から継続した総合的な支援体制の整備」についての取組みの方向性一つにある「妊孕性・不妊治療に関する情報提供及び相談対応」については、これに直接対応する事務事業は平成27年度において存在せず、監査時点においても柏市のホームページにおける案内にて確認できなかった。

【改善提案】

不妊施策は、妊娠期からの切れ目のない支援における最上流にあたる施策であり、晩婚化の現代において年々重要性が増している分野であると考えられる。これらの施策について柏市としてどのような方針で臨み、また、施策に対する進捗管理を行うかについて、その位置づけを明確にすることが望まれる。

(イ) ママパパ学級

a ママパパ学級の概要

ママパパ学級は、主に初めての出産を控えた夫婦に対して、妊娠、出産、育児の各段階において必要な知識・情報を提供すること、また、学級への参加を通してこれら夫婦が、同様の子育て環境にある夫婦との仲間づくりのきっかけとなる場を提供することを目的とした事業である。教室形式で受講生を集めて、柏市の保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による講義、受講者同士のグループワーク等を行っている。これらへの参加は任意の応募制である。

ママパパ学級は、大きく3つのクラスから成り立っている。各クラスの概要は、以下の通りである。

【図表4-5-14 ママパパ学級の実施内容】

項目	実施内容
子育て・栄養編	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク ・管理栄養士講義「バランスの取れた献立」 ・保健師講義・抱っこ体験「赤ちゃんとの生活」「母子保健サービスのご案内」 ・妊婦体操
すこやかママ編	<ul style="list-style-type: none"> ・DVD学習「お産のとき」 ・歯科医師・歯科衛生士講義「お口の中をのぞいてみよう」 ・産科医師講義「妊娠中の健康」
育メン編	<ul style="list-style-type: none"> ・DVD学習「お父さんへの赤ちゃんからのメッセージ」

	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク 沐浴体験・妊娠体験・赤ちゃんの抱っこや着替え体験 ・保健師講義「産後のメンタルヘルス」赤ちゃんへのメッセージカード作り
--	---

(出典：平成27年度 ママパパ学級連絡会議資料)

b ママパパ学級の実施実績

これら3つのクラスは、それぞれ別個に開催している。平成27年度における開催状況は以下の通りである。育メン編、子育て・栄養編は、月1回の開催に対して、すこやかママ編は、2か月に1回の開催である。また、育メン編は全て土曜日開催であるものの、それ以外は平日開催となっている。育メン編は、男性の関与を意図して、夫婦での参加を要件としている。

【図表4-5-15 平成27年度 ママパパ学級の実施日の状況】

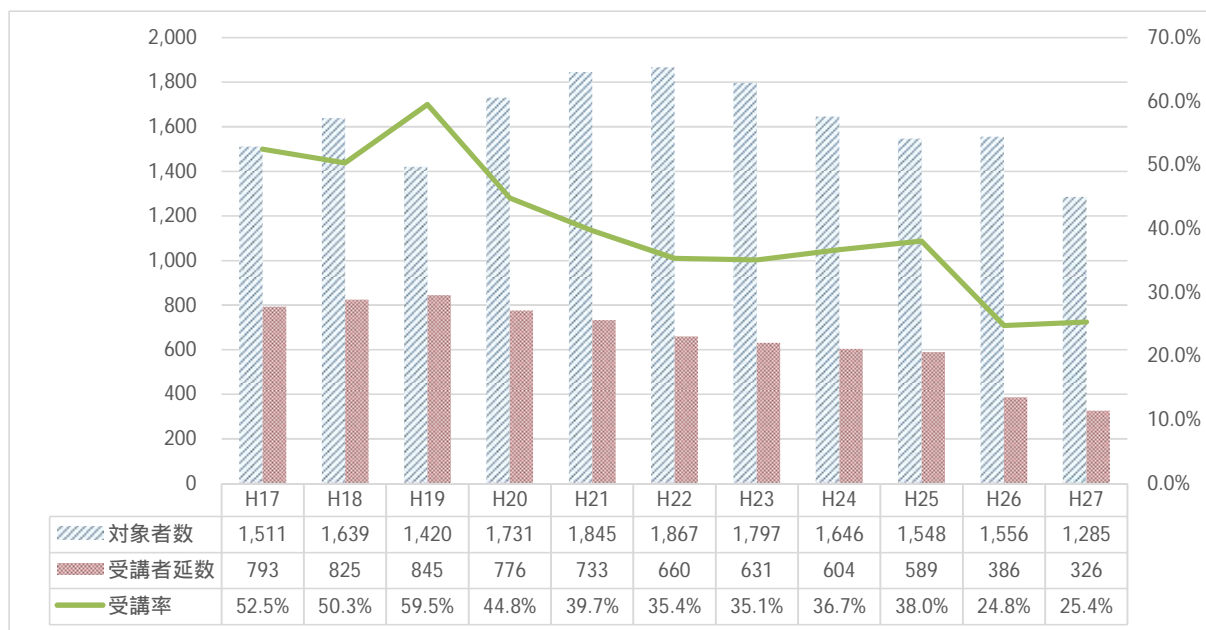
	子育て・栄養編	すこやかママ編	育メン編
27年4月	28日(火)		25日(土)
5月	18日(月)	27日(水)	16日(土)
6月	15日(月)		13日(土)
7月	27日(月)	29日(水)	25日(土)
8月	24日(月)		22日(土)
9月	7日(月)	30日(水)	5日(土)
10月	26日(月)		24日(土)
11月	30日(月)	25日(水)	28日(土)
12月	11日(金)		12日(土)
28年1月	22日(金)	27日(水)	23日(土)
2月	26日(金)		27日(土)
3月	22日(火)	23日(水)	19日(土)
実施回数 合計	12回	6回	12回

(出典：地域健康づくり課提出資料より実施回数合計を追加)

c 参加実績の推移

子育て・栄養編、すこやかママ編の受講率の推移は、以下の通りである。子育て・栄養編・すこやかママ編の受講率は平成19年度の59.5%から平成27年度では、25.4%と大きく減少している。

【図表4-5-16 子育て栄養編・すこやかママ編 受講率の推移】

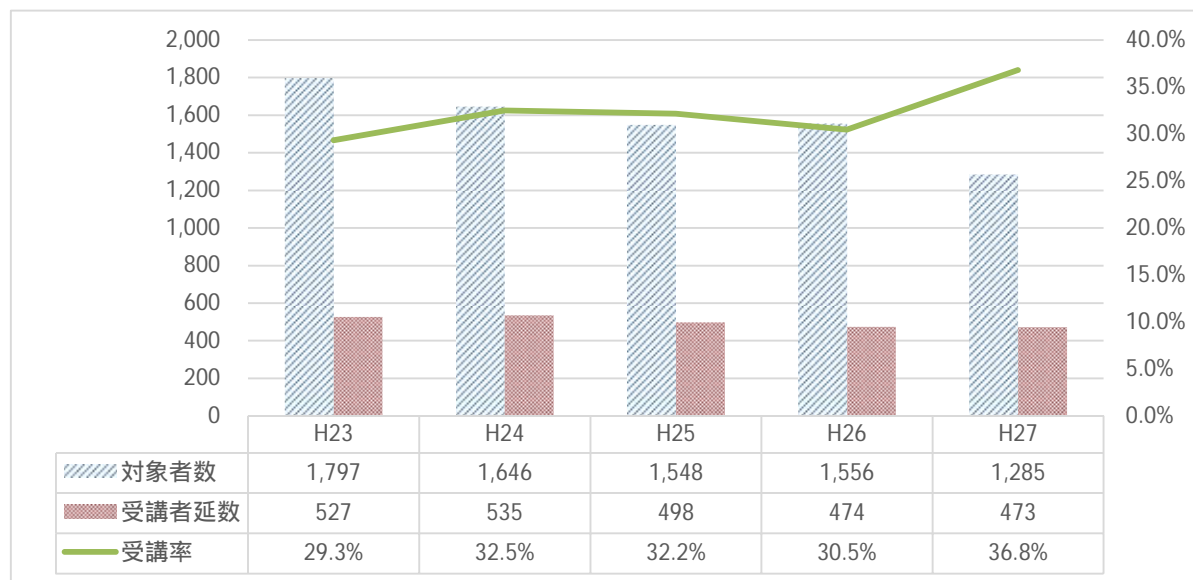


(出典：平成27年度 ママパパ学級連絡会議資料)

平成27年度の対象者数(初産婦)は1月までの妊娠届出数、参加者(実数)は2月までの実績

一方で、育メン編の受講率の状況は以下の通りである。受講率は、平成23年度の29.3%から平成27年度の36.8%と増加傾向にある。

【図表4-5-17 育メン編 受講率の推移】



(出典：平成27年度 ママパパ学級連絡会議資料)

平成27年度の対象者数(初産婦)は1月までの妊娠届出数、参加者(実数)は2月までの実績

(意見) 受講率の向上に向けた改善

【現状及び課題】

ママパパ学級の受講率は、全体として減少傾向にあり、特に子育て栄養編・すこやかママ編に関しては、10年前の半分程度の参加率となっており、効果が挙げられていない状況である。一方で、育メン編は、受講状況は横ばいからやや改善傾向にある。

参加率の低い子育て栄養編・すこやかママ編は、すべて平日開催であり、これが一因になっているとも思われる。平成28年度版男女共同参画白書(内閣府男女共同参画局編)によると、25歳から44歳女性の就業率は、平成13年の62.0%から平成27年の71.6%と上昇傾向が続いており、このような社会環境の変化に伴い、今後も平日開催のみでは、参加が難しい妊婦が増えていくものと思料される。

【改善提案】

参加できない方の意見を参考にしながら参加率が下がっている理由を分析するとともに、参加率の高い土曜日開催の育メン編に事業を集約するなど、平日に参加が困難な妊婦等に対しても参加の機会を設け、参加を促すことが望まれる。

(ウ) 母子保健食育

a 事業の概要

本事業は、母子保健事業として栄養士による栄養指導教室を開催するものである。事業内容は、柏市離乳食教室やママパパクッキング(妊娠時)、母と子のつどいによる栄養指導等、母子保健に係る栄養事業を集約しているものである。

b ママパパクッキングの金銭の収納の流れ

本事業のうち、ママパパクッキングは、参加者から調理実習参加負担金(実習費)として一人当たり600円を徴収している(柏市離乳食教室は無料)。この実習費は、当日事業担当者が直接参加者から徴収する。徴収者と別の職員が参加人数と金額を確認しているとのことであるが、それを裏付ける資料は作成していない。事業担当者は、当該参加費を、実習終了後に銀行に持ち込み、市の指定口座に直接入金している。入金後、調定票入力時には、母子検診担当者が、参加人数と金額の確認を行っている。

実習費の徴収の際には、釣銭の用意はしておらず、参加者には基本的には釣銭が生じないように金銭を準備するよう案内するとともに、釣銭が生じるような状況の場合は、会場周辺で両替をすること等を依頼している。

c 実習費徴収行為の柏市財務規則上における位置づけについて

現金の出納事務について柏市は、柏市財務規則第211条にて、各出先機関や部に出納職員を設置し、一部事務を会計責任者から委任させている。地域健康づくり課の職員の分任出納員及び委任事務は、【図表4-5-18】の通りである。地域健康づくり課では「健康増進事業徴収金の収納」及び「養育医療自己徴収金の収納」についてのみ、現金の出納が可能である。

【図表 4 - 5 - 1 8 地域健康づくり課の出納員の状況】

設置場所	分任出納員	
	充てるもの	委任事項
地域健康づくり課	事務職員、 栄養士	1 健康増進事業徴収金の収納 2 養育医療自己徴収金の収納

（出典：柏市財務規則別表第5 「充てるもの」の項目は、同規則別表上「別に任命するもの」とあるため、地域健康づくり課担当者からの回答に基づいて記載）

（指摘） ママパパクッキングにおける実習費の管理方法について

【現状及び課題】

前述の通り、実習費の徴収時には、徴収者と別の職員が参加人数と金額を確認しているとのことであるが、それを裏付ける根拠資料は作成していない。このため、徴収者が金銭を着服し、参加人数を虚偽に報告した場合、それを事後的に発見することが困難な状況が存在している。

また、本事業では釣銭が用意されていない。参加者に対して釣銭を生じさせないよう案内はしているものの、600円という実習費は、釣銭を必要とする参加者も現れてもやむをえない金額である。このような状況は、職員が私費で立替を行うといった不適切な資金管理を行う誘因になる。

【改善提案】

適正な資金管理の観点から、徴収時に徴収者が参加人数と金額を記録し、それを別の担当者が記録内容と現物を照合確認し、その証跡を残すこと等の統制を構築し、運用することにより、そのような状況を解消すべきである。

釣銭の取り扱いについては、柏市財務規則第165条において「釣銭資金を必要とする出納職員は、50万円を限度として、釣銭資金請求兼返還書（別記第70号様式）により会計管理者に請求することができる。」とあるように、釣銭資金請求返還書により釣銭を用意することが可能である。このことから、少額であっても釣銭が発生しうる状況では、釣銭を用意すべきである。

以上のように、職員が一時的にでも金銭を預かるような状況が存在する場合は、不正の防止の観点から統制の仕組みを構築することが重要である。他の事業において、今後同じように現場で資金徴収を行うことも想定されるため、資金管理の方法については、課内で方針を定め、統一的、継続的な対応を期待されたい。

（意見） 柏市財務規則上の委任事務の名称の見直しについて

【現状及び課題】

地域健康づくり課は、組織図上「総務担当」、「健康増進担当」及び「母子保健担当」に分けられている。ママパパクッキングは、母子保健事業であり、母子保健担当の職員によ

り実施されている。委任事項の内、「養育医療自己徴収金の収納」は、ママパクッキングとは明らかに無関係であることから、本事業の実習費徴収が「健康増進事業徴収金の収納」に該当するかが問題となる。

この点、地域健康づくり課担当者に質問したところ、次のような回答であった。すなわち、実習費徴収は「健康増進事業徴収金の収納」である、また、母子保健事業にもかかわらず「健康増進事業徴収金」と記載されている経緯は、かつて健康増進担当が実施していた本事業を後に母子保健担当に移管したことで、過去の名称が残っている、とのことだった。

【改善提案】

過去の事業移管の際に委任事項の名称も合わせて変更すべきであったと思われる。現在は母子保健事業として実施していることを踏まえ、委任事項の名称も母子保健事業とわかりやすく対応する名称とすることが望まれる。

(エ) 子育て支援事業(母と子のつどい)

a 事業の概要

子育て支援事業（以下、「母と子のつどい」という。）は、市内の各地域別に身体計測、専門職による健康講話、個別相談、参加者同士の交流等を行う事業である。乳児期の母親を対象とした個別相談会、また、歯科衛生士や栄養士が専門的な情報提供を行う場として位置づけられている。乳児期の子どもを対象とした事業は他市でも通常実施されるが、柏市民健康づくり推進員との連携協力を行い、各地域に職員が出向いて開催しており、これが柏市における特徴となっている。柏市民健康づくり推進員は、母と子のつどいの当日に3～4名程度（地域により5～6名程度）集まり、会場の準備・跡形付け、参加者との交流等を行う。

なお、母と子のつどいへの参加対象年齢は、地域によって異なっており、1歳から1歳6か月までとばらつきがある。この理由については、地域健康づくり課職員によれば、運営上、安全面を考慮し、「母と子のつどい」の他に行われている子育てサロン等の有無により対象を変更しているとのことである。

母と子のつどい開催1回当たりの標準的な業務の流れは以下の通りである。

【図表4-5-19 1回あたりの実施事項】

日時	作業内容	関与する職員
開催日前	・当日配布物、備品の準備	・地域健康づくり課職員1名（各地域担当）
開催当日	体重計、身長計等の備品、啓発チラシ等の搬送	地域健康づくり課職員（保健師1名）

会場の準備	・健康づくり推進員(3～4名。地域により5～6名) ・地域健康づくり課職員(保健師1名、栄養士または歯科衛生士1名 栄養士と歯科衛生士は各1名隔月で従事)
受付	健康づくり推進員(と同様)
計測	地域健康づくり課職員(保健師1名、記録等の介助で栄養士または歯科衛生士が従事のこともある)
健康講話	地域健康づくり課職員(主に保健師1名。栄養士または歯科衛生士が行うこともある)
遊び、交流	健康づくり推進員(当日従事者で役割分担)
後片付け	健康づくり推進員 地域健康づくり課職員(保健師1名、栄養士または歯科衛生士1名)
開催日後	・報告書の作成 ・地域健康づくり課職員1名(各地域担当)

(出典：地域健康づくり課からの回答結果に基づく)

b 参加率の状況

平成26年度及び平成27年度の開催実績は【図表4-5-21】の通りである。主な事業対象となる1歳児までの参加率を算出するため、各年度の出生者数を分母と、母と子のつどいへの参加者を分子として参加率を算出すると、平成26年度は23.82%、平成27年度は30.02%である。

【図表4-5-20 母と子のつどいへの参加状況】

	平成26年度	平成27年度
1月～12月生まれの参加者(a)	757人	997人
各年度の出生数(b)	3,178人	3,321人
参加率(a)/(b)*100	23.82%	30.02%

(出典：地域健康づくり課資料に基づく)

c 乳児期の子育て支援事業の近隣市比較

近隣自治体において同時期の子育て支援事業を行っていることから、実施概要について

の比較を行った。比較状況は以下の通りである。

傾向としては、事業実施の方法として、各地区センター等に担当者が出向いて自由参加方式行う方法（柏市、松戸市）と、相談会のみの方式で一定時期の乳児に対して相談会を開催する方法（船橋市、我孫子市）に大別できる。各団体ともに保健師、歯科衛生士、栄養士等の専門職員による講話を実施している。

柏市で特筆すべきは、その開催規模の大きさである。市内23箇所で、各月に開催しており、その年間の延開催数は235回と他市の状況を大きく上回っており、人口規模・開催形式が近い松戸市の46回比較しても多い。

【図表4-5-21 近隣自治体との比較】

自治体	実施概要
柏市	<p>【人口（平成28年4月1日）】415,200人</p> <p>【事業名】子育て支援事業（母と子のつどい）</p> <p>【対象者】生後1歳頃まで 会場により異なる</p> <p>【参加方式】自由参加</p> <p>【実施内容・開催方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付・身体計測 ・育児に関するミニ講座（保健師と栄養士または歯科衛生士の話） ・手遊び・お友達づくり ・個別相談（希望者） <p>【開催個所・頻度】</p> <p>市内23箇所、各年間12回（一部地域を除く）</p> <p>【延年間開催数】235回</p>
船橋市	<p>【人口（平成28年4月1日）】627,816人</p> <p>【事業名】4か月児健康相談</p> <p>【対象者】生後4か月</p> <p>【参加方式】個別通知</p> <p>【実施内容・開催方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身長・体重測定 ・赤ちゃんの歯の話 ・離乳食の話 ・助産師、保健師の子育て相談 <p>【開催個所・頻度】市内7箇所、各年間7回</p> <p>【延年間開催数】84回</p>

松戸市	<p>【人口（平成28年4月1日）】485,683人</p> <p>【事業名】赤ちゃん教室・育児相談</p> <p>【対象者】 おおむね生後2か月から1歳まで 会場により異なる</p> <p>【実施内容・開催方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児・健康情報の提供 ・保健師・栄養士・歯科衛生士による育児・健康に関する相談 ・子育ての情報交換 等 <p>【開催個所・頻度】市内16箇所、各年間2～4回程度</p> <p>【延年間開催数】46回</p>
我孫子市	<p>【人口（平成28年4月1日）】132,715人</p> <p>【事業名】4か月児相談</p> <p>【参加方式】個別通知</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体測定(体重・頭囲・胸囲) ・歯についての話、相談(歯科衛生士) ・離乳食のはじめ方、相談(栄養士) ・個別相談(発育・育児について、予防接種について)(保健師) <p>【開催個所・頻度】市内1箇所、年間24回</p> <p>【延年間開催数】24回</p>

（出典：各団体該当事業ホームページより 事業内容は、平成28年度の実施予定情報に基づく）

（意見） 事業目標の異なる事業の整理

【現状及び課題】

本事業は、専門職員による情報提供・個別相談と、地域における親子のコミュニティ醸成という2つの機能を兼ね備えている。前者は、専門的な知識を正しく乳児を持つ親に提供することにより、子どもの健全な発育に資することを目的としており、全ての対象乳児にリーチすることを事業の優先目標とすべき一方で、後者は、参加者の自主性が求められる地域コミュニティの構築であり、必ずしもすべての乳児の参加を要請するものではない。

このような性質の異なる事業を一つの事業として実施している結果、前者の達成目標である参加率の低下を招いているものと考えられる。

【改善提案】

情報提供・相談機能とコミュニティ醸成機能に事業内容を分割することが望まれる。例えば、情報提供・相談機能としての事業は、個別通知、相談会型の方式に変更することが考えられる。これにより少ない開催日数で開催でき、参加率の改善も期待できる。

他方、コミュニティ醸成機能としての事業は、柏市民健康づくり推進員の自主性を活かした地域ごとに特色ある事業内容とすることが可能であると思われる。

(指摘) 効率的な事業実施に向けた事業方法の見直し

【現状及び課題】

前述した通り、柏市は平成28年度に母と子のつどいを年間延235回開催する計画を立てている。各回、地域健康づくり課職員2名程度に加え、臨時職員である健康づくり推進員が3～4名程度参加している。地域健康づくり課によると、本事業は、地域健康づくり課職員の大半が関与して実施しているとのことであり、地域健康づくり課職員の業務負担は相当なものであると推察される。

このように多大な労力を投じているにも関わらず、参加率は、平成27年度に30.02%となる等、対象としている乳児の3分の1にも達していない状況であり、事業の効率性として、改善が必要であると考ええる。

【改善提案】

以下のような前提を置いて、人員関与数の削減を目的とした見直し比較を実施した。

他市で実施している相談会型の事業に切り替え、開催規模・工数を仮定した見直し案とし、現状と見直し案で全体の開催にかかる時間を概算比較した。この結果、現状では、市の職員の関与日数は、現状の772人日から見直し後の87人日と約680人日減少した。当該縮減日数は、職員3名分の年間業務量に匹敵する。

このように、方式の見直しにより業務効率の改善が見込まれることから、柏市としては、現状の枠組みにとらわれずに、積極的な見直しを期待されたい。

【図表4-5-22 年間の開催にかかる日数の比較】

	現状（地域会型）	見直し案（相談会型）
前提	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回の会の開催規模を15名程度 ・ 市内23箇所毎月開催、延合計235回開催 ・ 1回の開催2時間程度。 ・ 地域づくり課の職員は、2名関与する ・ 地域健康づくり推進員は、当日に3名関与と想定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回の会の開催規模を40名程度 ・ 市内3箇所毎月開催 ・ 1回の開催3時間程度 ・ 地域づくり課の職員4名で運営する
1回当	準備... 4時間 × 1人	準備... 4時間 × 1人

たりの 開催時 間数の 積算	当日... 3時間×5人 報告... 4時間×1人 合計23時間	当日... 3時間×3人 報告... 4時間×1人 合計17時間
延人日 数	年間235回×23時 間÷7=約772人日	年間36回×17時間÷ 7=約87人日

1日7時間勤務で1人日と仮定する

ウ 歯科保健

(ア) 母子歯科保健

a 2歳の歯 ピカランド

2歳代の幼児とその保護者を対象に、歯みがき・食生活についての座談会、歯みがき実習、個別相談等を行っている。(歯科口腔保健法、健康増進法)

【図表4-5-23 2歳の歯 ピカランド実施状況】

(単位：日人)

区分 \ 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施回数	48	48	48
2歳児 人口	3,612	3,610	3,559
実施者数(組)	1,649	1,554	1,478
参加率	45.7%	43.0%	41.5%

(出典：実施回数は平成27年度柏市保健所事業年報、それ以外は柏市提出資料)

(意見) 2歳の歯 ピカランドの開催日程

【現状及び課題】

毎月4回開催している。開催は平日の午前中のみで、場所はウェルネス柏を主として、沼南保健センターでも年3回開催している。直近3年間の参加率は50%を下回っており、年々減少傾向にある。歯が生えそろう、歯と口腔健康について意識してもらうスタートラインである2歳児と保護者の多数に指導することは効果的であると考えられる。

【改善提案】

健康増進計画の課題である「歯・口腔の健康づくりに関する知識の普及」の対応目標値を達成していくためには、より多くの人に普及活動を実施する必要がある。そのため、対象者が参加しやすいよう、開催場所の工夫が必要であり、また歯科クリニック等に委託するなどの方法を検討することも有効であると考えられる。

b 歯っぴいかむかむかしわっ子作戦！！

(a) 幼稚園・保育園における歯科保健指導

市内幼稚園児及び保育園児を対象に、歯みがき習慣の大切さの啓発やむし歯予防のため

の歯みがき指導を行っている。

【図表 4 - 5 - 2 4 幼稚園・保育園歯科保健指導実施状況】

(単位：日、人)

区分 \ 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度
実施回数	35	39	41
実施者数	2,997	3,056	3,062

(出典：平成 2 7 年度柏市保健所事業年報)

【図表 4 - 5 - 2 5 平成 2 7 年度幼稚園・保育園歯科保健指導実施状況】

(単位：回、園)

園区分 \ 区分	訪問	実施園数	園の合計数
幼稚園	17	11	33
私立保育園	12	12	34
公立保育園	12	12	23

(出典：柏市提出資料)

(b) 小学校 1 年生歯科保健指導

永久歯への萌出交換期となる小学校 1 年生を対象に、むし歯予防や歯周疾患予防のための歯みがき指導を行っている。また、希望により保護者指導も行っている。

【図表 4 - 5 - 2 6 小学校歯科保健指導実施状況】

(単位：日、人)

区分 \ 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度
実施回数	42	42	42
実施児童数 (保護者数)	3,399 (701)	3,564 (583)	3,399 (619)

(出典：平成 2 7 年度柏市保健所事業年報)

(意見) 幼稚園・保育園歯科保健指導の方法

【現状及び課題】

幼稚園及び保育園のうち依頼があった園に歯科衛生士が訪問し、園児に対し指導している。

平成 2 7 年度に指導訪問した園は幼稚園 3 3 園中 1 7 園、私立保育園 3 4 園中 1 2 園、公立保育園 2 3 園中 1 2 園である。

訪問依頼があった園にのみ訪問しているため、歯科健康への意識の低い園など依頼をしない園についてはフォローができていない状況である。また健康増進計画の課題である

「歯・口腔の健康づくりに関する知識の普及」の対応目標値を達成していくためには、より多くの人に普及活動を実施する必要があるため、全ての園児に対して指導することが望ましいと考えられる。

一方で、歯科衛生士の他の業務との日程の調整の関係で、件数には限界がある。歯科衛生士の日程調整の優先順位は、まず法定の健診、その次にママパパ学級、小学校の歯みがき指導と当該事業の幼稚園・保育園での歯科保健指導の順である。そのため当該事業は最後に残った日程での調整となっている。現状は当該事業における幼稚園・保育園への訪問はこれ以上増やせない状況である。

【改善提案】

現状、市の職員である歯科衛生士が訪問指導できない園へのフォローが必要である。例えば、ローテーション計画を立て、数年で1回は必ずどの園にも訪問すること、幼稚園・保育園については、幼稚園教諭や保育士などによる影響も大きいいため、幼稚園教諭や保育士などへの指導をすることも有効であると考えられる。

すべての園に指導を受ける機会を提供し、それを効果的・効率的に行う必要がある。

(イ) 成人歯科保健

a 歯周疾患検診

満30歳・40歳・50歳・60歳の人を対象に、歯の喪失防止を目的に、市内指定医療機関に委託して歯周疾患検診を実施している。

【図表4-5-27 歯周疾患検診の実施状況】

(単位：人)

区分 \ 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受診者数	835	904	859
対象者数	22,422	21,935	21,309
受診率	3.7%	4.1%	4.0%

(出典：柏市提出資料)

【図表 4 - 5 - 2 8 歯周疾患検診の実施状況】

(単位：施設、人)

区分	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
委託医療機関数		164	163	159
医療機関数(歯科)		211	208	210
委託医療機関割合		77.7%	78.4%	75.7%
受診者数	満30歳男性	58	71	63
	満30歳女性	123	131	126
	小計	181	202	189
	満40歳男性	99	89	100
	満40歳女性	192	211	196
	小計	291	300	296
	満50歳男性	53	66	46
	満50歳女性	126	123	141
	小計	179	189	187
	満60歳男性	51	75	27
	満60歳女性	133	138	130
	小計	184	213	187
	合計		835	904

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報、医療機関数(歯科)、委託医療機関割合は柏市提出資料)

(意見) 歯周疾患検診受診券の有効期限と送付時期

【現状及び課題】

歯周疾患検診受診券は誕生日(3月生まれは誕生日前月)に対象者に届くように送付されている。その有効期限は誕生日と翌月(3月生まれは誕生日と前月)の2ヶ月間と明記されている。

ただし国からの補助金は対象者の対象年齢の年度内の受診であれば支給されるため、年度内であれば当該制度利用での検診の受診は認めている。そのため実質的な有効期限は、4月生まれは12ヶ月間、3月生まれは2ヶ月間となる。これは公平性の観点から望ましくない。

【改善提案】

送付時期を工夫するなど受診の公平性を確保する必要があると思われる。

(意見) 歯周疾患検診の委託医療機関

【現状及び課題】

歯周疾患検診の委託医療機関は柏市歯科医師会と随意契約し、柏市歯科医師会に登録している医療機関のうち希望する医療機関が実施している。一方で柏市歯科医師会に登録している医療機関は75%程度にとどまり、利便性の高い駅前の医療機関や新規開設の医療機関は登録していない傾向にある。

そのため、かかりつけ医が歯周疾患検診の委託先でない、委託医療機関は利便性が高くない、歯周疾患検診の必要性が理解されていないなどの理由から、歯周疾患検診受診券を利用しない市民が多いと考えられる。実際に歯周疾患検診受診券を利用した受診率は平成27年度で4.0%であり、低水準となっている。

【改善提案】

利便性の高い駅前の医療機関とは個別に委託契約をするなど委託する医療機関を見直すことで、当該事業による受診率を上げ、当該事業の有効性をより高めていく必要があると考える。

b 成人歯科保健指導・健康教育

各種団体等の一般市民に対し、歯周疾患予防や歯の喪失防止、健口体操等の歯科保健指導を行っている。

【図表 4 - 5 - 2 9 成人歯科保健指導実施状況】

(単位：回、人)

区分	平成 2 5 年度		平成 2 6 年度		平成 2 7 年度	
	実施回数	実施人数	実施回数	実施人数	実施回数	実施人数
依頼による歯科保健 (成人・高齢者)	20	670	16	732	10	563
個別電話相談(成人)	34	34	41	41	51	51
総数	54	704	57	773	61	614

(出典：平成 2 7 年度柏市保健所事業年報)

【図表 4 - 5 - 3 0 平成 2 7 年度成人歯科保健指導実施状況】

(単位：回、人)

分類	対象者	回数	人数
健康教育	小学校の保護者	9	540
	地域ボランティア	1	23
健康相談	障害者施設通所者	10	233

【図表 4 - 5 - 2 9 成人歯科保健指導実施状況】の依頼による歯科保健は健康教育に該当する。

(出典：柏市提出資料)

(意見) 歯科の講座開催先

【現状及び課題】

成人歯科保健指導・健康教育において、依頼があった団体等に指導教育のため講座を開催するため訪問している。依頼がある団体は障害者施設、精神科病院のデイケア、地域のボランティア団体、小学校における保護者である。

平成 2 7 年度は小学校の保護者 9 回、地域ボランティア 1 回、障害者施設通所者 1 0 回と限られた人のみへの事業となっており、成人歯科保健指導は対象者が限られている。

【改善提案】

柏市には事業所が平成 2 6 年で 1 2, 3 5 1 所(出所：柏市統計書 4 - 2 事業所数及び従業者数の推移)、公立小学校数は平成 2 7 年で 4 2 校(出所：柏市統計書 1 2 - 3 公立小学校児童数及び教職員数の推移)ある。依頼がない団体等に積極的に告知、アピールし、広く歯科健康について啓発活動をする必要がある。

8 成人健診課

(1) 業務概要

成人健診課は、成人を対象とした各種がん検診及び健康診査事業、がんの一次予防等に関する普及啓発、健康づくり相談の実施、総合的な健診体制の整備並びに中央保健センター及び沼南保健センターの施設管理を所管している。

がん検診事業としては、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん及び結核・肺がんの各がん検診を実施するとともに、精密検査の実施、精密検査の未受診者に対する受診勧奨等を行っている。また、健康診査事業として、35歳の女性を対象とした女性の基本35（平成27年度で終了）、40歳以上の無保険者を対象とした柏市健康診査を実施し、さらに、平成26年度より、健康増進法に基づく肝炎ウイルス検査事業を開始している。

がんの一次予防等に関する取組みとして、がん検診会場における正しい検診の受け方、注意喚起、乳がん自己触診などの啓発を行うとともに、各種媒体を利用したPR、イベント参加、地域住民への健康教育など、一次予防の普及啓発に努めている。

また、柏市健康診査を始めとする各種健康診査後の事後保健指導として、健康づくり相談を実施するとともに、随時健康相談及び保健指導を行っている。

ア 事業一覧

事業名	種別	性質	根拠法令条例等
女性の基本35	任意的事務	健康診査・検診	柏市女性の基本35実施要綱
柏市健康診査（無保険者）	義務的事務	健康診査・検診	健康増進法第19条の2
がん検診・胃がん検診	混在事務	健康診査・検診	がん対策基本法第12条、13条、健康増進法第19条の2、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（厚生労働省健康局通知）、柏市がん対策基本条例
がん検診・大腸がん検診	混在事務	健康診査・検診	がん対策基本法第12条、13条、健康増進法第19条の2、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（厚生労働省健康局通知）、柏市がん対策基本条例
がん検診・子宮頸がん検診	混在事務	健康診査・検診	がん対策基本法第12条、13条、健康増進法第19条の2、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（厚生労働省健康局通知）、柏市がん対策基本条例
がん検診・乳がん検診	混在事務	健康診査・検診	がん対策基本法第12条、13条、健康増進法第19条の2、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（厚生労働省健康局通知）、柏市がん対策基本条例

がん検診・結核肺がん検診	混在事務	健康診査・検診	がん対策基本法第12条、13条、健康増進法第19条の2、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（厚生労働省健康局通知）、柏市がん対策基本条例、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2
がん検診推進事業（子宮頸がん、乳がん、大腸がん無料検診）	混在事務	健康診査・検診	がん検診推進事業実施要綱、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業実施要綱（厚生労働省健康局長通知）、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業
中央保健センター等管理運営事業	任意的事務	維持管理	地域保健法、柏市保健センター条例
沼南保健センター管理運営事業	任意的事務	維持管理	地域保健法、柏市保健センター条例
健康づくり相談	混在事務	健康診査・検診	健康増進法17条の1
成人保健事業－健康づくり普及・啓発	混在事務	啓発・イベント	健康増進法（第19条の2、第17条の1）、がん対策基本法（12条、13条）、柏市がん対策基本条例
肝炎ウイルス検査	義務的事務	健康診査・検診	健康増進法第19条の2

イ 主要な事業の説明と実績状況

（ア） 健康診査事業

健康診査事業として、主に健康診査及び肝炎ウイルス検査を実施している。この他に、平成27年度で終了した女性の基本35を実施していた。

健康診査は、平成20年度から健康増進法に基づき、40歳以上の生活保護受給者等の無保険者に対して、生活習慣病の予防を目的に特定健康診査と同様の検査項目で、同時期に実施している。また、健康診査後の保健指導は、健康づくり相談等において実施している。平成27年度の受診者数は224人であった。このうち、要指導と判定された人は30人、要医療と判定された人は62人であった。

【図表4-6-1 柏市健康診査の実施状況】

（単位：施設、人）

区分 \ 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定医療機関数	122	123	114
申込者数	312	414	464

受診者数		144	210	224
受診率（％）		46.1	50.7	48.3
健診結果	異常なし	22	30	28
	要指導	27	40	30
	再医療	38	50	62
	治療中	57	90	104

（出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報）

肝炎ウイルス検査は、平成 26 年度より健康増進法に基づき、40 歳以上の市民に肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及及び感染者の早期発見、早期治療に繋げ、重症化の防止に努めることを目的として実施している。40～80 歳の 5 歳刻みの年齢のうち、柏市に受診履歴のある市民を除き、個別通知による受診勧奨を行っている。平成 27 年度の受診者数は 7,465 人であった。このうち B 型肝炎ウイルス陽性者は 33 人、C 型肝炎ウイルス陽性者は 12 人であった。

【図表 4 - 6 - 2 柏市肝炎ウイルス検査の実施状況】

（単位：施設、人）

区分		年度	平成 26 年度	平成 27 年度
指定医療機関数			120	120
個別勧奨通知数			41,235	41,345
受診者数			7,685	7,465
受診率（％）			18.6	18.1
結果 検査	B 型肝炎ウイルス検査陽性		34	33
	C 型肝炎ウイルス検査陽性		14	12

（出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報）

（イ） がん検診事業

成人健診課におけるがん検診事業では、胃がん検診・大腸がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診・結核・肺がん検診、及びがん検診推進事業（子宮頸がん、乳がん、大腸がん無料検診）を実施している。

胃がん検診は、胃がんの早期発見を目的に、集団検診方式による胃部 X 線撮影を行い、異常の疑いのある人に精密検査を実施している。平成 27 年度の受診者数は 10,612 人であった。このうち、要精密検査と判定された人は 650 人であった。最終的に精密検査を受診した人のうち、胃がん（疑いを含む）の結果が出た人は 14 人だった。

【図表 4 - 6 - 3 胃がん検診の実施状況】

(単位：カ所、日、人)

区分		年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度
会場数			21	20	17
延べ日数			138	132	105
対象者数			108,077	108,077	108,077
受診者数 (受診率(%))			11,955 (11.1)	11,152 (10.3)	10,612 (9.8)
検診結果	異常なし		10,326	9,711	9,280
	その他の所見		798	652	669
	要精検		828	787	650
	判定困難		0	1	1
	問診のみ		3	1	12
精検受診状況	指定医療機関 (ちば県民保健予防財団 再掲)		736 (0)	675 (0)	583 (0)
	任意受診		27	40	24
	受診合計 (受診率(%))		763 (92.1)	715 (99.4)	607 (93.4)
	未受診		65	72	43
精検結果	胃がん(疑いを含む。)		27	27	14
	その他		672	618	537
	異常なし		62	68	55
	未把握		2	2	1

各がん検診精検受診状況及び精検結果は、平成 2 8 年 6 月 2 7 日現在の数値

各がん検診対象者数の算定方法

がん検診対象者数 = 対象年齢の市町村人口 - (就業者数 - 農林水産業従事者数)

(出典：平成 2 7 年度柏市保健所事業年報)

大腸がん検診は、大腸がんの早期発見を目的に便潜血検査を実施し、検査陽性者又は特定の問診項目に該当し異常があると疑われる受診者に精密検査を実施している。平成27年度の受診者数は21,497人であった。このうち、要精密検査と判定された人は1,405人であった。

【図表4-6-4 大腸がん検診の実施状況】

(単位：カ所、日、人)

区分		年度		
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
会場数		21	20	17
延べ日数		138	132	105
対象者数		108,077	108,077	108,077
受診者数 (受診率(%))		1) 20,993 (19.4)	1) 20,125 (18.6)	21,497 (19.9)
検診結果	便潜血反応陰性	1) 19,608	1) 18,874	20,092
		判定困難 1	判定困難 2	
	要精検(便潜血反応陽性)	1) 1,359	1) 1,232	1,386
要精検(問診票セレクト)		1) 25	1) 17	19
精検受診状況	指定医療機関 (ちば県民保健予防財団再掲)	2) 907 (0)	929 (0)	1,022 (0)
	任意受診	2) 73	81	115
	受診合計 (受診率(%))	2) 980 (70.8)	1,010 (80.9)	1,137 (80.9)
	未受診	2) 173	239	268
精検結果	大腸がん(疑いを含む。)	2) 47	41	43
	その他	2) 665	728	823
	異常なし	2) 256	236	270
	未把握	2) 12	5	1

1 がん検診推進事業(大腸がん無料検診)による受診者数を含む

2 1のうち、柏市大腸がん無料検診受診者のうち、がん検診未登録者分を除く対象者に対する数値であり、検診結果「要精密検査」の人数と整合しない

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

子宮頸がん検診は、子宮頸がんの早期発見を目的に、集団検診方式と指定医療機関での個別検診方式による子宮頸部細胞診を実施し、異常の疑いのある人に精密検査を実施している。平成25年度より、受診間隔を2年に1回とした。平成27年度の受診者数は16,163人であった。このうち、要精密検査と判定された人は308人であった。

【図表4 - 6 - 5 子宮頸がん検診の実施状況】

(単位：カ所、日、人)

年度		区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		対象者数		92,843	92,843
総受診者数			1) 19,063	1) 8,349	16,163
<2年連続受診者数再掲>					<50>
(受診率(%))			(20.5)	3) (29.5)	3)(26.3)
検診結果	異常なし		1) 16,851	1) 7,442	14,851
	その他の所見		1) 1,370	1) 481	1,004
	要精密検査		1) 389	1) 226	308
	1年後に要検査		1) 451	1) 198	0
	再検査		1) 2	1) 2	0
集団	会場数		20	15	15
	延べ日数		21	21	21
	受診者数 (総受診者数に対する割合)		5,270 (27.6)	1,403 (16.8)	4,445 (27.5)
個別	指定医療機関数		18	17	17
	受診者数 (総受診者数に対する割合)		13,793 (72.4)	6,946 (83.2)	11,718 (72.4)
精検受診状況	指定医療機関 (ちば県民保健予防財団再掲)		2) 243 (17)	128 (4)	248 (5)
	任意受診		2) 50	5	5
	受診合計 (受診率(%))		2) 293 (85.7)	133 (58.8)	253 (82.1)
	未受診		2) 49	93	55
精検結果	子宮がん(疑いを含む。)		2) 3	4	6
	その他		2) 194	88	154
	異常なし		2) 96	32	92
	未把握		2) 0	9	1

- 1 がん検診推進事業(子宮頸がん無料検診)による受診者数を含む
- 2 1のうち、子宮頸がん無料検診受診者のうち、がん検診未登録者分を除く対象者に対する数値であり、検診結果「要精密検査」の人数と整合しない
- 3) 受診率は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」による2年に1回とした場合の算定式により算定している(平成26年度より)

算定式：

$$\text{受診率} = (\text{当年受診者数} + \text{前年度受診者数} - \text{2年連続受診者数}) \div \text{対象者数} \times 100$$

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

乳がん検診は、乳がんの早期発見を目的に30歳以上の女性を対象として実施している。30歳代の女性に、集団検診方式による超音波検査又は個別検診方式による視・触診の選択制として実施している。

また、40歳以上の女性に個別検診方式による視・触診及び集団検診方式によるマンモグラフィ検査を実施している(マンモグラフィ検査のみも可)。集団検診会場では、乳がんの自己触診法の普及・啓発にも努めている。検診の結果、異常の疑いのある人に精密検査を実施している。

平成27年度の受診者数は24,779人であった。このうち、要精密検査と判定された人は1,058人であった。

【図表4-6-6 乳がん検診の実施状況】

(単位：カ所、日、人)

区分		年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
集団会場数			4	4	4
延べ日数			70	62	51
<マンモグラフィ再掲>			<70>	<62>	<51>
指定医療機関数			39	37	29
<マンモグラフィ再掲>			<5>	<5>	<4>
対象者数			84,201	84,201	84,201
受診者数			1) 23,810	1) 24,485	1) 24,779
<マンモグラフィ再掲>			<18,656>	<19,989>	<19,956>
(受診率(%))			(28.3)	(29.1)	(29.4)
検診結果	異常なし		1) 19,651	1) 20,258	1) 19,531
	その他の所見		1) 2,955	1) 3,065	1) 4,190
	要精検		1) 1,204	1) 1,162	1) 1,058
精検受診状況	指定医療機関	2)	832	980	899
	任意受診	2)	44	55	86
	受診合計	2)	876	1,035	985
	(受診率(%))		(92.3)	(89.1)	(93.1)
	未受診	2)	73	127	73
精検結果	がん(疑いを含む)	2)	36	43	37
	その他の所見	2)	487	576	572
	異常なし	2)	350	410	373

未把握	2)	3	6	3
-----	----	---	---	---

1 がん検診推進事業（乳がん無料検診）の対象者を全て含む

2 1の乳がん無料検診受診者のうち、がん検診未登録者分を除く対象者に対する数値であり、検診結果「要精密検査」の人数と整合しない

（出典：平成27年度柏市保健所事業年報）

結核・肺がん検診は、肺がんの早期発見を目的に40歳以上の人に集団検診方式による胸部X線撮影と必要に応じて喀痰細胞診も実施している。

また、65歳以上の人に肺がん検診のフィルムを使用しての結核健診も同時に実施している。そして、検（健）診の結果、異常の疑いのある人に精密検査を実施している。平成27年度の受診者数は17,124人であった。このうち、要精密検査と判定された人は380人であった。

【図表4-6-7 結核・肺がん検診の実施状況】

（単位：カ所、日、人）

区分		年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		X線撮影	喀痰検査	X線撮影	喀痰検査	X線撮影	喀痰検査		
会場数				32		32		28	
延べ日数				83		85		82	
対象者数				108,077		108,077		108,077	
受診者数 (受診率(%))				17,239 (16.0)		16,332 (15.1)		17,124 (15.8)	
喀痰検査受診者数				1,209		1,053		924	
検診結果	異常なし	15,262	1,204	14,647	1,045	15,399	918		
	その他の所見 (喀痰経過観察数)	1,574	4 (2)	1,384	6	1,346	4		
	要精検	403	1	301	0	379	1		
	判定困難							1	
	結果								
精検受診状況	結核精検指定医療機関	112		82		71			
	肺がん精検指定医療機関	230		107		213			
	任意受診	25		62		65			
	受診合計 (受診率(%))	367 (90.8)		251 (83.4)		349 (91.8)			
	未受診	1) 37		50		31			
結果 精検	がん(疑いを含む)	15		13		30			
	結核(疑いを含む)	3		2		3			

	その他の所見	255	140	203
	異常なし	94	96	113

特定健診と同日実施を行った受診者を含む

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

(ウ) がんの一次予防等に関する普及啓発

がん集団検診実施時に、保健師による検診の正しい受け方、がん予防等の正しい知識の普及及び啓発(注意喚起のためのリーフレット配布含む)を行っている。がん集団検診会場での普及啓発実施状況は以下の通りである。

【図表4-6-8 がん集団検診会場での普及啓発実施状況】

(単位：回)

肺がん 予防	子宮がん 予防	胃・大腸 がん予防	乳がん 予防	計
43	21	51	27	142

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

(エ) 健康づくり相談の実施

健康診査の結果等により、生活習慣病予防等のため生活習慣の改善が必要な人に、保健師及び管理栄養士による生活に即した個別相談を実施している。平成27年度の相談者数は116人であった。

【図表4-6-9 健康づくり相談の実施状況】

(単位：回、人)

区分	年度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数
実績		34	132	21	88	31	116

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

(オ) 中央保健センター及び沼南保健センターの施設管理

成人健診課では、中央保健センター及び沼南保健センターの管理運営事業を行っている。住民に対して健康相談、保健指導及び健康診査、その他地域保健に関し必要な事業を行うため、昭和62年に中央保健センター、平成元年に沼南保健センターが設置された。成人健診課は、老朽化した空調設備、消防設備等の改修工事の実施により施設を安全・安心に使用できるような維持管理を行う事業を所管している。

(2) 予算決算推移

ア 過去3年間の事業費の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額(千円)	417,633	383,477	579,687
決算額(千円)	386,588	422,143	477,945

(出典: 行政改革推進課提出資料)

イ 主な事業費の内訳(平成27年度)

費目	金額(千円)
賃金	6,500
旅費	93
需用費	9,300
役務費	10,395
備品購入費	1,016
委託料	407,307
負担金・寄附金	82
医療扶助	76
その他	43,171
合計	477,945

(出典: 行政改革推進課提出資料)

ウ 事業費の財源充当の状況(平成27年度)

財源	金額(千円)
一般財源等	414,424
国庫支出金	8,872
県支出金	38,427
使用料・手数料	-
諸収入	-
繰越金	16,221
合計	477,945

(出典: 行政改革推進課提出資料)

(3) 監査手続

実施した監査手続は以下の通りである。

- ・業務概要のヒアリングを実施し、その内容を把握した。
- ・各事業毎の事業費の財源内訳、契約内容、補助金等の助成状況、調達・資産管理状況、千葉県からの移管事業か否か、法定事業か自主事業か、国や県等の計画により、具体的な目標指標、管理指標等が定められているか否かについて、ヒアリングを実施した。

- ・関連資料を閲覧し、関連する法令・要綱等の内容を検討をした。

(4) 結果及び意見

(意見) がん検診の受診率向上に向けた分析

【現状及び課題】

成人健診課の事業の1つである、がん検診推進事業では、特定の年齢に達した市民に対し、無料クーポン券、受診希望調査はがきと啓発リーフレットを送付し、がん検診の受診促進を図る事業を行っている。

がん検診を受診するためにはがん検診の登録申し込みを電子若しくは郵送で行う必要がある。

成人健診課では、新規の登録申込者を増加させる啓発活動の一環として、若い世代向けに大型商業施設や市の各種イベントで登録を呼びかける取組みを行っているが、その場で新規登録する方はわずかな状況であり、後日登録していただくように伝えている。この後、実際に登録された方がどの程度いるかは、把握していない。

【改善提案】

がん検診の登録申込増加に向けて、現状の方法に効果があるかについて、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Act(改善)を意識した分析をすることが望まれる。例えば、がん検診の登録申込書がどこで配布されたかシグナルを付す、電子登録であれば登録理由を選択させる項目を追加する等が考えられる。当事業は成人健診課職員で担当しているため、人的資源には限りがあり、効果が見込まれる箇所に注力することが有用であろう。

また、上記に関連して、がん検診受診のために登録が必要であるが、そもそも登録者数を増やすのか、登録者で未受診の方の受診率を高める方策を行うのか、それぞれで対象者・有効な啓発活動は異なると考えられるため、優先順位を付けた上での人的資源を含めた資源を有効活用する方策の検討も同様に行うべきである。

(意見) がん検診の同日実施

【現状及び課題】

柏市では、特定健康診査と大腸がん、結核肺がん、肝炎ウイルスの同時検診は実施しているものの、複数のがん検診の同時実施は行っておらず、他市で事例のあった胃がん・肺がんの同日検診は実施していない。理由はいずれの検診も放射線検診であるため、人体への影響を考慮したためである。また、乳がん・子宮頸がんの同日実施も検診車のスペースの問題があり、同日実施をしていない。がんの種類ごとの検診予定期間は、【図表4-6-10】を参照されたい。

【図表 4 - 6 - 1 0 がん検診の種類】

検診	方法	予定期間	場所	対象	内容	費用
胃がん	集団	5～1月	保健センター・ 近隣センター 等	40歳以上	胃部X線検査 (バリウム検査)	1,200円
大腸がん	集団				便潜血反応検査 (2回法)	400円
肺がん	集団	7～12月		40歳以上	胸部X線撮影	300円
					必要者のみ喀痰 細胞診	900円
結核・ 肺がん 検診				65歳以上	胸部X線撮影	無料
乳がん	集団	6～12月	保健センター 等	30～39歳 女性	超音波検査	超音波検査 1,200円
	集団	6～12月	保健センター 等	40歳以上 女性	マンモグラフィ 検査 (希望者は指定 医療機関で視触 診も可)	マンモグ ラフィ検査 1,100円 視・触診 800円
	個別	6～3月	指定医療機関			
子宮頸 がん	集団	8～12月	保健センター・ 近隣センター 等	20歳以上 女性	子宮頸部細胞診	1,000円
	個別	6～2月	指定医療機関		子宮頸部細胞診	2,100円

(出典：柏市保健所ホームページ)

【改善提案】

柏市では前述した理由から従前より同日実施しない方針ではあるが、他市事例を参考に同日実施の検討を行うべきである。受診率向上の方策の1つとして、受診者の利便性向上は重要な視点と考えられる。また、検診車のスペース上の問題についても、物理的な問題から同日実施はできない検診会場はあるものの、当該検診会場以外の受入可能な検診会場で検診を行う際に、同時実施を検討すべきと考える。

(意見) 沼南保健センターの有効活用

【現状及び課題】

沼南保健センターは成人健診課の事業として年間22日しか利用実績がなく、その他の用途として、内部利用で年間150日の利用がある。現状、公共施設等総合管理計画策定中で、資産関連を取りまとめる資産管理課が沼南保健センターの統廃合について検討を行っているが、成人健診課としては継続して使用する方針とのことである。

【改善提案】

沼南保健センターは、上述した通り事業としての利用は年間22日と単純計算で2週間に1度程度の利用にとどまっている。内部利用によって、ある程度の稼働率は確保されているが、当該内部利用目的が、沼南保健センターの存在意義に適合しているかは再考する必要があると考えられる。すなわち、内部利用を例えば中央保健センターで代替できる場合、沼南保健センターの現状の利用方法は適切か検討し、代替できる場合、沼南保健センターの存在意義について再検討することが必要となる。

現状、柏市では、資産管理課を中心に公共施設等総合管理計画で沼南保健センターの利用方針について検討がされているが、統廃合を含めた全体的な検討をすべきである。

9 衛生検査課

(1) 業務概要

衛生検査課は保健所等の事業に基づく行政検査及び市民、事業所等からの依頼に基づく依頼検査等の試験検査を実施し、健康危機管理事案の発生時には、食中毒・感染症のまん延を防ぎ、原因究明するための検査を行っている。

業務内容のうち、保健所等各課の事業に伴う検査としては、エイズ予防・性感染症対策及び肝炎対策に係る検査、結核対策に係る検査、3歳児健康診査及び原子爆弾被爆者対策に係る尿検査、食品衛生業務に係る収去検査、環境衛生業務に係る検査等がある。収去検査とは、「厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる」と食品衛生法第28条に定められている。その他、依頼検査として、食品取扱従事者、水道事業従事者等からの赤痢菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌O157等の腸内細菌検査及び一般市民等からの飲用井戸水の水質検査を行っている。

また、これら検査の信頼性を確保するために、精度管理等を併せて実施している。精度管理には、保健所内の取組みである内部精度管理と外部機関を用いた他施設との比較を行う外部精度管理がある。

ア 事業一覧

事業名	種別	性質	根拠法令条例等
依頼検査・行政検査事業	混在事務	健康診査・ 検診	地域保健法第6条，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条，第15条，第17条及び第53条の13，食品衛生法第28条及び第29条，医療法第25条，柏市公衆浴場法等施行規則第13条

イ 主要な事業の説明と実績状況

衛生検査課では、依頼検査・行政検査事業の単一事業を担っている。以下では、当該事業に包含される各検査について述べる。

(ア) 臨床検査及び細菌検査事業

臨床検査事業では、エイズ・性感染症・ウイルス性肝炎対策として、血液検査を延べ3,625件実施している。また、結核予防対策として喀痰検査、クオンティフェロン(QFT)検査を延べ221件実施している。その他に原子爆弾被爆者健康診断、3歳児健康診査に係る尿検査並びに一般依頼によるぎょう虫卵の検査を実施している。

【図表 4 - 7 - 1 臨床検査実施状況】

(単位：件)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成		
					依頼検査	行政検査	
血液	梅毒	TP 法	680	632	598	598	-
		STS 法	680	632	598	598	-
	エイズ	HIV 抗体	729	700	649	649	-
	クラミジア	IgA・IgG	680	631	597	597	-
	肝炎	HBs 抗原	674	626	589	589	-
		HCV 抗体	677	631	594	594	-
	結核	QFT 検査	256	104	217	-	217
尿	糖		3,698	3,744	3,618	-	3,618
	蛋白		3,698	3,744	3,618	-	3,618
	ウロビリノーゲン		82	74	75	-	75
	潜血		3,698	3,744	3,618	-	3,618
	沈渣		324	506	446	-	446
便	ぎょう虫卵		116	90	91	91	-
喀痰	結核菌	塗抹鏡検	4	5	2	-	2
		培養	4	5	2	-	2

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

細菌検査事業では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症の発生時及び平常時の保菌者検索（検便）を実施している。

感染症発生時は、腸チフス、パラチフス、赤痢、腸管出血性大腸菌等の患者・経過者及び家族・接触者などの検査を延べ 116 件実施し、腸管出血性大腸菌（O157）7 件、その他の腸管出血性大腸菌 8 件を検出している。

平常時対策としての項目の一つである赤痢菌・チフス菌・パラチフス A 菌検査は、給食施設従事者 824 件、食品取扱業者 204 件、水道施設従事者 462 件等で延べ 1,621 件を実施している。

また、腸管出血性大腸菌 O157 検査は給食施設従事者 898 件、食品取扱業者 2,177 件、水道施設従事者 390 件等で延べ 3,598 件を実施している。

【図表 4 - 7 - 2 感染症発生に伴う検査実施状況】

(単位：件)

区分	計	便				飲料水	食品等	ふきとり
		患者・経過者	家族・接触者	罹患を疑う者				
				渡航者	その他			
平成 25 年度	29	13	16	-	-	-	-	-
平成 26 年度	529	9	520	-	-	-	-	-
平成 27 年度	116	51	65	-	-	-	-	-
項目内訳	赤痢菌	4	2	2	-	-	-	-
	チフス菌	-	-	-	-	-	-	-
	パラチフス A 菌	-	-	-	-	-	-	-
	コレラ菌	-	-	-	-	-	-	-
	腸管出血性大腸菌 O157	95	37	58	-	-	-	-
	その他の腸管出血性大腸菌	17	12	5	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-
菌検出状況	赤痢菌	-	-	-	-	-	-	-
	チフス菌	-	-	-	-	-	-	-
	パラチフス A 菌	-	-	-	-	-	-	-
	コレラ菌	-	-	-	-	-	-	-
	腸管出血性大腸菌 O157	7	6	1	-	-	-	-
	その他の腸管出血性大腸菌	8	7	1	-	-	-	-

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

【図表 4 - 7 - 3 平常時対策としての腸内細菌検査実施状況】

(単位：件)

区分		計	給食施設 従事者	食品取扱 業者	水道施設 従事者	その他
平成 25 年度		7,195	2,887	2,442	1,356	510
平成 26 年度		7,259	3,105	2,587	1,185	382
平成 27 年度		6,840	2,547	2,585	1,314	395
項目 内訳	赤痢菌・チフス菌・ パラチフス A 菌	1,621	824	204	462	131
	腸管出血性大腸菌 O157	3,598	898	2,177	390	133
	サルモネラ属菌	1,621	824	204	462	131
	その他	-	-	-	-	-
菌 検 出 状 況	赤痢菌	-	-	-	-	-
	チフス菌	-	-	-	-	-
	パラチフス A 菌	-	-	-	-	-
	腸管出血性大腸菌 O157	-	-	-	-	-
	サルモネラ属菌	1	1	-	-	-

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

(イ) 食品衛生検査事業

食品細菌検査及び食品化学検査事業では、生活衛生課事業としての年間計画により、公設卸売市場、大型小売り店舗及び食品製造施設等で収去した食品等について、食品衛生法による規格基準が定められている項目及び食品衛生監視指導の指標項目について検査を実施している。

細菌検査を実施した検体の内訳は、弁当 10 検体、惣菜 10 検体、給食調理品 12 検体、生菓子 10 検体、食肉製品 10 検体、鶏肉 4 検体、調理パン 10 検体、生食用鮮魚介類 5 検体、生食用かき 2 検体、豆腐 6 検体、浅漬 2 検体、アイスクリーム 5 検体であり、延べ 323 項目の検査を実施している。

化学検査については、生菓子 10 検体、食肉製品 10 検体、漬物 5 検体、給食調理品 4 検体、生食用鮮魚介類 5 検体、鮮魚介類 5 検体で延べ 119 項目の検査を実施している。

【図表 4 - 7 - 4 食品細菌検査実施状況】

(単位：件)

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
検体数		79	85	86
項目数		317	329	323
項目内訳	細菌数（生菌数）	67	73	74
	大腸菌群	65	71	72
	黄色ブドウ球菌	52	52	52
	黄色ブドウ球菌数	10	10	10
	サルモネラ属菌	70	70	66
	腸管出血性大腸菌 O157	22	22	22
	大腸菌（E.coli）有無	12	12	12
	大腸菌最確数	2	2	2
	ウエルシュ菌	-	-	-
	腸炎ビブリオ最確数	7	7	7
	腸炎ビブリオ	2	2	2
	クロス通りジウム属菌数	-	-	-
	カンピロバクター属菌	8	8	4

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

【図表 4 - 7 - 5 食品細菌検査実施状況】

(単位：件)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
検体数		37	37	39
項目数		117	117	119
項目内訳	安息香酸	15	15	15
	ソルビン酸	25	25	25
	デヒドロ酢酸	10	10	10
	パラオキシ安息香酸	-	-	-
	タール系色素	25	25	25
	サッカリンナ通りウム	15	15	15
	亜硫酸	5	5	5
	亜硝酸根	10	10	10
	ヒスタミン	12	12	14

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

食中毒及び苦情食品等の検査と事業では、平成 27 年度は管内で発生した食中毒事件及び苦情等に係る検査、並びに感染性胃腸炎に関連した検査や管外で発生した食中毒事件等の関連調査に伴う検査などを実施している。

これらの検査として、便 477 検体 3,010 項目、食品 57 検体 57 項目、ふきとり 35 検体 460 項目、合計で 569 検体 3,527 項目を実施し、便等からサルモネラ属菌 7 件、腸管出血性大腸菌 (O157) 9 件、セレウス菌 5 件、黄色ブドウ球菌 6 件、カンピロバクター 4 件、ノロウイルス 102 件、サポウイルス 5 件を検出している。

【図表 4 - 7 - 6 食中毒及び苦情食品等の検査実施状況】

(単位：件)

区 分		計	食品	便	吐物	ふきとり	その他
平成 25 年度	検体数	253	10	218	-	25	-
	項目数	1,297	10	922	-	365	-
平成 26 年度	検体数	230	4	191	-	35	-
	項目数	3,238	72	2,536	-	630	-
平成 27 年度	検体数	569	57	477	-	35	-
	項目数	3,527	57	3,010	-	460	-
実施項目	コレラ菌	161	-	136	-	25	-
	赤痢菌	161	-	136	-	25	-
	チフス菌・パラチフス A 菌	161	-	136	-	25	-
	サルモネラ属菌	235	57	143	-	35	-
	腸炎ビブリオ	161	-	136	-	25	-
	病原性大腸菌	160	-	135	-	25	-
	腸管出血性大腸菌 O157	339	-	314	-	25	-
	ウェルシュ菌	161	-	136	-	25	-
	セレウス菌	161	-	136	-	25	-
	黄色ブドウ球菌	161	-	136	-	25	-
	NAG ビブリオ	161	-	136	-	25	-
	カンピロバクター属菌	161	-	136	-	25	-
	エルシニア インテロリカ	160	-	135	-	25	-
	エロチス ソリア	160	-	135	-	25	-
	エロチス フィド ロフィア	160	-	135	-	25	-
	プレシロチス シゲロゲス	160	-	135	-	25	-
	ビブリオ ミクス	161	-	136	-	25	-
	ビブリオ フルビリス	161	-	136	-	25	-
	ノロウイルス	301	-	301	-	-	-
	ロタ・アデノウイルス	22	-	22	-	-	-
	サボウイルス	59	-	59	-	-	-
	細菌数	-	-	-	-	-	-
	大腸菌群	-	-	-	-	-	-

検出項目	サルモネラ属菌	7	-	7	-	-	-
	腸管出血性大腸菌 O157	9	-	9	-	-	-
	セレウス菌	5	-	4	-	1	-
	黄色ブドウ球菌	6	-	6	-	-	-
	カンピロバクター属菌	4	-	4	-	-	-
	ノロウイルス	102	-	102	-	-	-
	サポウイルス	5	-	5	-	-	-

実施項目に下線のある項目は検出のあったもの

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

食鳥処理場衛生検査事業では、食鳥処理場におけるHACCP方式による衛生管理指針に基づく食鳥処理場のふきとり検査を実施している。

【図表4-7-7 食鳥処理場検査実施状況】

(単位：件)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度
検体数		75	49	45
項目数		300	196	180
項 目 内 訳	細菌数(生菌数)	75	49	45
	大腸菌群数	75	49	45
	サルモネラ属菌	75	49	45
	カンピロバクター属菌	75	49	45

(出典：平成27年度柏市保健所事業年報)

(ウ) 環境衛生検査事業

飲用井戸水検査事業では、衛生状況を見るための基本的な10項目について、273検体の依頼検査を実施している。そのうち5検体については、単項目検査を実施している。

【図表 4 - 7 - 8 飲用井戸水検査実施状況】

(単位：件)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
検体数		264	258	273
項目数		2,153	2,412	2685
検体内訳	一般（住民）	135	142	139
	業務用	96	88	81
	行政機関	33	28	38
項目内訳	一般細菌	263	255	271
	大腸菌	262	250	268
	亜硝酸態窒素	-	170	268
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	262	248	269
	塩化物イオン	261	248	268
	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	261	248	268
	pH 値	261	248	268
	臭気	261	249	269
	色度	261	248	268
	濁度	261	248	268

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

浴槽水等検査事業では、公衆浴場法に基づく柏市公衆浴場法施行条例並びに遊泳用プールの衛生基準に定められた水質検査を 59 検体 160 項目実施している。そのうち、15 検体 15 項目は健康危機管理事案発生に伴う検査であった。

【図表 4 - 7 - 9 浴槽水等検査実施状況】

(単位：件)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
検体数		46	66(22)	59(15)
項目数		149	169(22)	160(15)
検体 内訳	浴槽水	30	48	42
	プールジャグジー水	5	5	7
	その他	11	13	10
項目 内訳	レジオネラ属菌数	46	61(17)	59(15)
	レジオネラ属菌	-	5(5)	-
	大腸菌群	31	31	29
	大腸菌	5	5	7
	過マンガン酸カリウム消費量	31	31	29
	水素イオン濃度	-	-	-
	色度	-	-	-
	濁度	31	31	29
一般細菌数	5	5	7	

()内は健康危機管理事案発生に伴う検査

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

(エ) 精度管理の実施

衛生検査課では、平成 27 年度に検査の質を保証し、信頼性を確保するための外部精度管理及び検査ごとに行う内部精度管理を実施している。

【図表 4 - 7 - 10 外部精度管理実施状況】

外部精度管理調査機関	調査項目	評価等
一般財団法人 食品薬品安全センター	着色料の定性	良好
	安息香酸の定量	良好
	一般細菌数測定検査	良好
	大腸菌群検査	良好
	黄色ブドウ球菌検査	良好
	サルモネラ属菌検査	良好
	腸内細菌科菌群検査	良好
千葉県衛生研究所	ノロウイルスの検査	良好
	エルシニア属菌の同定	良好
厚生労働省医薬・生活衛生局	亜硝酸態窒素の定量	良好
QFT 精度保証研究会	QFT コントロールサーベイ	良好
シーメンスヘルスケア・ダイ アグノスティクス株式会社	エームス尿検査成績管理プログラム	良好

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

【図表 4 - 7 - 11 内部精度管理実施状況】

(単位：件)

項目内訳		実施数	評価等
添加回収試験	細菌	13	良好
	化学	15	良好
繰り返し試験	細菌	4	良好
	化学	7	良好

(出典：平成 27 年度柏市保健所事業年報)

(2) 予算決算推移

ア 過去3年間の事業費の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額(千円)	18,324	17,097	16,126
決算額(千円)	14,183	11,782	12,993

(出典：行政改革推進課提出資料)

イ 主な事業費の内訳(平成27年度)

費目	金額(千円)
賃金	-
旅費	218
需用費	9,679
役務費	7
備品購入費	-
委託料	3,034
負担金・寄附金	54
医療扶助	-
その他	-
合計	12,993

(出典：行政改革推進課提出資料)

ウ 事業費の財源充当の状況(平成27年度)

財源	金額(千円)
一般財源等	5,185
国庫支出金	2,295
県支出金	-
使用料・手数料	5,513
諸収入	-
繰越金	-
合計	12,993

(出典：行政改革推進課提出資料)

(3) 監査手続

実施した監査手続は以下の通りである。

- ・業務概要のヒアリングを実施し、その内容を把握した。
- ・各事業毎の事業費の財源内訳、契約内容、補助金等の助成状況、調達・資産管理状況、千葉県からの移管事業か否か、法定事業か自主事業か、国や県等の計画により、具体的な目標指標、管理指標等が定められているか否かについて、ヒアリングを実施した。
- ・関連資料を閲覧し、関連する法令・要綱等の内容を検討した。

(4) 結果及び意見

(ア) 飲用井戸水検査について

衛生検査課が実施している検査の内、飲用井戸水については、局長通知「昭和62年1月29日付け衛水第12号 飲用井戸等衛生対策要領の実施について」(以下、本項において「通知」とする。)にて「飲用井戸等衛生対策要領」(以下、本項において「要領」とする。)を踏まえた衛生対策が求められている。この要領では、井戸水等の汚染状況の実態を把握すること、飲用井戸の設置者への水質検査について適切措置を施すよう指導することが定められている。この要領が円滑に実施できるよう通知にて要請されている。

要領では、水質検査を受けるように各自治体が指導することが定められているものの、自治体が水質検査を実施することまで要求されていないが、柏市は本要領の趣旨に鑑み、市内の飲料井戸の設置者に飲料井戸水検査をホームページ等で呼びかけるほか、衛生検査課が窓口となり飲料井戸水の水質検査を保健所にて実施している。柏市は、本検査を平成22年度途中から実施している。

検査項目及び検査手数料は以下の通り。

【図表4-7-12 飲用井戸水検査 検査項目及び手数料】

検査項目	手数料
基本10項目検査(項目は下記全ての項目)	6,300円
一般細菌	1,800円
大腸菌	1,800円
亜硝酸態窒素	2,200円
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	2,200円
塩化物イオン	2,200円
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1,800円

pH値	700円
臭気	400円
色度	1,500円
濁度	1,500円

(出典：柏市役所ホームページ)

(イ) 検査実績

平成25年度から平成27年度までの水質検査実績を以下、再掲する。平成27年度の検査実績は273件である。

【図表4-7-13 平成25年度から平成27年度までの水質検査実績】

区分		平成25年度 (件)	平成26年度 (件)	平成27年度 (件)
検体数		264	258	273
項目数		2,153	2,412	2685
検体内訳	一般(住民)	135	142	139
	業務用	96	88	81
	行政機関	33	28	38
項目内訳	一般細菌	263	255	271
	大腸菌	262	250	268
	亜硝酸態窒素	-	170	268
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	262	248	269
	塩化物イオン	261	248	268
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	261	248	268
	pH値	261	248	268
	臭気	261	249	269
	色度	261	248	268
	濁度	261	248	268

(出典：柏市役所ホームページ)

(ウ) 検査手数料の積算方法について

井戸水の水質検査手数料は実施団体・検査内容によって異なる。柏市の基本10項目の検査料6,300円は、平成22年度に柏市保健衛生手数料条例にて定められたものである。

柏市は千葉県のを参考に、検査手数料を積算している。積算の方法は、年間の検査に要

する材料費、設備購入費、人件費等事業経費を見積もり、これを年間の想定検査数で割ることで算出している。

この結果、1件当たり金額がおおよそ6,300円となったことで、当該金額を検査手数料としている。

(エ) 飲用井戸水水質検査の他市の状況

要領では、水質検査を受けるように各自治体が指導することが定められているものの、自治体自身が水質検査を実施することまでは、定められていないため、自治体の中には、水質検査機関への案内に留めて、保健所自前での検査を行っていない団体もある。千葉県内で保健所を設置している市の状況は、以下の通りである。

【図表4-7-14 飲用井戸水の水質検査にかかる他市の状況】

自治体	検査の方法	検査手数料
柏市	保健所にて検査(10項目)	6,300円
船橋市	保健所では実施していない。近隣の水質検査機関を案内している。	-
千葉県	保健所では実施していない。平成20年3月31日に廃止し、その後は近隣の水質検査機関を案内している。なお、健康危機管理事案に係る検査及びその他必要な水質検査については、保健所等が窓口になり、千葉県衛生研究所にて無料で実施している。	
千葉市	保健所にて検査(11項目)	9,560円
参考 一般財団法人千葉県薬剤師会検査センター 飲用井戸水水質検査(11項目)		8,640円

(出典 各市ホームページ、井戸水水質検査の案内及び衛生検査課からの回答に基づく)

(オ) 受益者負担に関する柏市の施策

柏市は、平成25年1月に「受益者負担の適正化基準」(以下、本項において「基準」とする。)を策定した(平成28年1月に一部見直し改訂)。

基準には、基本方針として、役割分担の明確化、公平性の確保、サービス提供費用の縮減及び運営状況の検証が掲げられている。この内、役割分担の明確化では、「サービスの提供にあたり、市が提供する必要があるサービスなのか、また、市がサービスを提供する場合、適切なサービス水準はどの程度か、サービスの提供に民間事業者を活用できないかなど、社

会経済情勢の変化に合わせた市の役割について十分検討して、サービス提供の可否について決定します。」とされている。

また、受益者負担の見直しでは、「少なくとも3年に1度、見直しを行うものとします。」とされている。

(指摘) 検査手数料の定期的な見直しについて

【現状及び課題】

飲用井戸水の検査手数料は、各市において独自に定めることができる。そのため、検査料については、受益者負担の観点からの検討が必要であるが、本件飲用井戸水水質検査の検査手数料も、本基準の対象であるものの、平成22年の条例制定以降、検査料の見直しを行った事実は確認できなかった。

【改善提案】

検査料の見直しは基準で求められており、当該水質検査の検査手数料の見直しを今後定期的に実施すべきである。

なお、前述の通り、飲用井戸水水質検査では、他市では水質検査機関を利用している例がある。衛生検査課で実施する検査事務は、法律により保健所の実施事項とされるものが多く、検査料が固定化されている等、外部化の議論の余地がないものが多いと思われる。一方、本件のような任意検査項目は、保健所での必須検査項目ではないことから、検査の有効性・効率性の観点から、自前で検査を行った場合と民間委託した場合との比較検討が有用と思われる。

自前で実施することにより検査職員の検査技術の全体的な向上等やノウハウの蓄積等、全体的に波及する効果も期待できることから、単純な金額比較により、直ちに外部化すべきという結論は性急であると思われるが、他市の状況や民間の水質検査機関の検査水準との比較を行うことは、今後検査を実施するにあたり、限られた資源の中でよりよい住民サービスを提供するための契機となる。本件のような任意項目の検査については、そのような比較の視点を踏まえることが期待される。

10 目標進捗管理

(1) 健康目標指標について

柏市健康増進計画では「まちを構成する『行政』、『地域』、『企業』等の全ての組織及び『全ての市民』が連携・協働し、生涯健康で元気に暮らせる社会形成を目指す」という方向性を示し、健康寿命の延伸と生活習慣病の発症予防及び重症化予防の徹底という2つの基本目標を定めている。

基本目標を達するため、9つの重点分野（栄養・食生活 身体活動・運動 休養・こころの健康 喫煙 飲酒 歯・口腔の健康 糖尿病 循環器疾患 がん）において健康目標を設定し、その実現に向けた取組みを行っている。

例えば、「栄養・食生活」の分野では、「適正体重を維持するための知識の普及」「野菜の摂取量の増加」「朝食を意識した、バランスのよい食生活の普及」という取組みとそれに関する健康目標値が示されている。

なお、「栄養・食生活」の分野でも健康目標値は、肥満の割合、体重の変化を気にしている人の割合、食生活状況の割合、朝食の欠食率、食事のバランス、というものであり、アウトプット（どれくらい活動したか）ではなく、アウトカム（どれだけ成果が出たか）の指標となっている。

【図表4-8-1「栄養・食生活」分野での健康目標値】

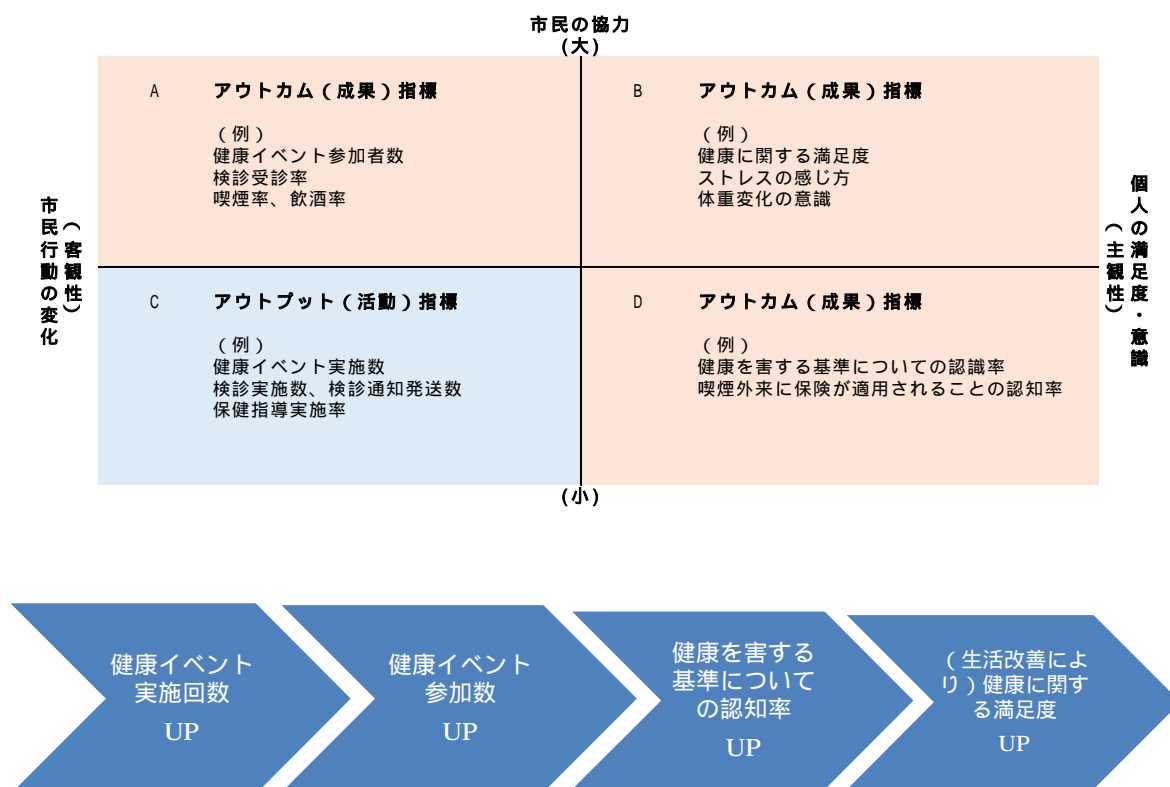
1 栄養・食生活				
1 『適正体重を維持するための知識の普及』				
指標	指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成34年度)
	肥満の割合	成人女性のやせ(20歳代) [BMIが18.5未満] 成人男性の肥満 [BMIが25.0以上]	27.4%	20%以下
体重の変化を気にしている人の割合	児童・生徒の肥満 [標準体重の+20%以上]	小学生	6.2%	4%以下
		中学生	7.8%	5%以下
	成人男性		54.7%	80%以上
	成人女性		67.1%	
2 『野菜の摂取量の増加』				
指標	指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成34年度)
	食生活状況の割合 (成人)	緑黄色野菜 毎日2回以上食べる	17.1%	20%以上
		ほとんど食べない(20歳代)	12.7%	10%以下
		ほとんど食べない(30歳代)	7.2%	5%以下
	淡色野菜 毎日2回以上食べる		21.9%	30%以上
3 『朝食を意識した、バランスのよい食生活の普及』				
指標	指標		現状値 (平成23年度)	目標値 (平成34年度)
	朝食の欠食率	成人(20歳代)	19.9%	15%以下
		成人(30歳代)	15.6%	15%以下
食事のバランス (主食、主菜、副菜の組み合わせ) のよい人の割合 (成人)	朝食		48.4%	60%以上
	昼食		55.6%	65%以上

(出典：平成25年度柏市健康増進計画)

行政側が市民に対して健康を実現するための機会を十分与えたとしても、市民一人ひとりがその機会を活用せず、生活習慣を変えることをしなければ、健康目標としてのアウトカム（成果）指標を達成することは難しい。健康目標を達成するためには、健康実現に向けての市民の協力、市民との協働、市民一人ひとりの取組みが求められる。一方、目標値がアウトプット（活動）指標である場合には、特に市民の協力等なしに行政側で実施すれば達成可能なケースもある。

また、成果指標であっても、それが客観的なもの（市民の行動の変化の表れ）なのか、個人の主観（満足度や意識）に関わるものなのかで、取組み方も異なると考えられる。健康目標を達成するために、市民協力の程度、客観的か主観的かという2軸により指標の性質をA～Dの4つの領域に分類し、指標の例及び目標指標達成のプロセスを示すと以下のようになる。

【図表4-8-2 目標指標の性質別分類と達成プロセス】



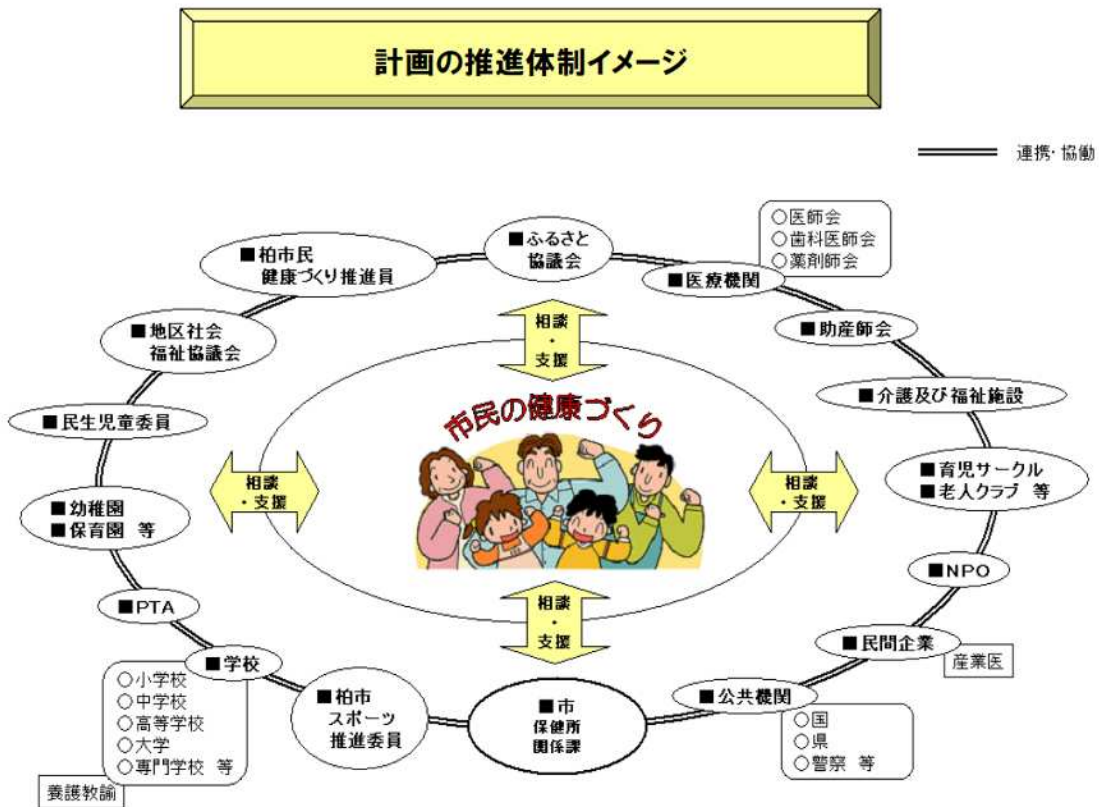
（出典：包括外部監査人作成）

(2) 取組みの推進主体について

柏市健康増進計画では、基本目標及び健康目標の達成を図り、計画の方向性(「まちを構成する『行政』『地域』『企業』等の全ての組織及び『全ての市民』が連携・協働し、生涯健康で元気に暮らせる社会形成を目指す」)を実現するためには、実効性のある推進体制を構築し、各方面から市民が主体的な健康づくり活動に取組みやすい環境の整備、支援体制の構築などを行い、市民を支援していくことが必要としている。

そして、市民の主体的な健康づくり活動への支援を行うために、柏市、関係者、関係機関、市民が適切な役割分担のもと連携協働し、実効性のある推進体制を構築するとしている。

【図表4-8-3 柏市健康増進計画の推進体制イメージ】



(出典：平成25年度柏市健康増進計画)

個別の健康目標値を達成するため、上記9つの重点領域ごとに、具体的な取組み主体と実施事項を提示している。「栄養・食生活」の分野では以下の通りとなっている。

取組み主体としては、市、地域、学校、職場、企業等が示されているものの、市民については取組み主体としても、市民としての実施すべき事項も役割も示されていないまま、市、地域、学校、職場、企業等が市民を支援し、健康目標値の達成を目指すという体制になっている。

【図表4-8-4 「栄養・食生活」分野の取組み主体と実施事項】

「柏市の健康目標」を達成するため、次の取組みを積極的かつ効果的に推進していきます。

- ① 適正体重を維持するための知識の普及
- ② 野菜の摂取量の増加
- ③ 朝食を意識した、バランスのよい食生活の普及

市民がバランスのよい食事を規則正しくとり、健康的な食習慣を形成できるよう、食育を推進するため、各関係機関と連携し、教育・啓発・相談・指導・環境整備等を行います。

市、地域、学校、 職場、企業等	<ul style="list-style-type: none"> ●適正体重に関する情報提供に努めます。 ●地元産の新鮮な農産物や旬の素材を使った料理の普及を図ります。
市、地域、職場、 企業等	<ul style="list-style-type: none"> ●栄養に関する正しい知識を普及啓発します。 ●地域における啓発活動（各種出前講座、各種講演会等）
市、学校、職場、 企業等	<ul style="list-style-type: none"> ●望ましい食習慣を身につけられるよう、子ども達への健康教育や、職場の栄養指導の充実を図ります。 ●保育園、幼稚園、学校等における健康教育・保育園、幼稚園、学校等の給食を通じた教育【学校保健等との連携】 ●職場での教育・啓発（給食を通しての栄養指導等）
市、職場、企業等	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の飲食店や給食施設の「栄養成分表示」や「ヘルシーメニュー」（健康に配慮したメニュー）の取組みを推進します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ●市では、すべての取組みにおいて、 <ul style="list-style-type: none"> ・各種店舗等での啓発（啓発物の配布・掲示等） ・各種媒体による啓発（広報紙、HP、回覧等） ・各種健康啓発（教育）事業、各種個別健康相談事業、各種健康診査事業を通じた啓発（講演会、健康教育等） ・母子保健各種事業での教育・啓発・相談・指導（母子健康手帳の発行、母親・両親学級、マタニティクッキング教室、離乳食教室、新生児訪問、幼児健康診査、2歳の歯☆ピカランド等における啓発・指導等） <p>の活用を図ります。</p>

※「企業」には、医療機関を含みます。

（出典：平成25年度柏市健康増進計画）

一方、柏市として実施すべき事項や役割については、既存事業と関連付けて示されている。なお、健康目標値の達成状況は、市民の意識調査などアンケート結果として中間時点と最終時点では公表されているが、毎年公表されてはいない。年度ごとの健康目標値の管理が困難なため、柏市は健康増進計画に関わる事務事業ごとの進捗状況を把握するため進捗検証シートを作成し、関係部署の各事務事業についての進捗管理をしている。庁内関係部署 18 課からなる健康づくり業務庁内連絡会が設置され、関連する事業における具体的な取組みと、その進捗状況（実績値と次年度目標）が議論され、柏市保健衛生審議会健康増進専門分科会へ報告し、専門家のアドバイスを受けることになっている。

【図表 4 - 8 - 5 「栄養・食生活」に関する既存事業（抜粋）】

柏市が取り組んでいる「栄養・食生活」に関する既存事業【抜粋】

事業名 [担当部署]	事業の目的等
給食施設指導事業 [保健所地域健康づくり課]	給食施設の適切な栄養管理を通して、市民の栄養管理の改善並びに健康増進を図る。
栄養改善事業 [保健所地域健康づくり課]	市民が健康的な生活ができるよう、栄養指導や食育の推進により、食生活改善を図る。また、地域や健康ちば協力店を通じた、健康・栄養情報の発信により、市民の健康増進を図る。
母子保健食育 [保健所地域健康づくり課]	望ましい食習慣の啓発とともに、生涯を通じての健康づくりを意識づけする。
柏市健康診査（無保険者） [保健所成人健診課]	40歳以上の生活保護受給者のうち、医療保険未加入者を対象として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、その該当者・予備群該当者を減少させることにより、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として実施する。
健康づくり相談 [保健所成人健診課]	生活習慣病予防のため、対象者の生活状況に応じた食生活、運動、休養などについて、保健師・管理栄養士が各人に合わせたアドバイスを行う。

（出典：平成 25 年度柏市健康増進計画）

【図表4-8-6 進捗検証シート】

1. 栄養・食生活

〔1〕適正体重を維持するための知識の普及													
成人女性のやせ(20歳代) [BMIが18.5未満] 及び成人女性の肥満 [BMI25.0以上] の減少													
児童・生徒の肥満 [標準体重の+20%以上] の減少													
体重の変化を気にしている人(成人)の割合の増加													
所管課	事業名	事業概要 (対象者・内容等)	連携機関	期待する効果	ライフステージ					実績値 (実施回数・参加者数・参加率等)	平成27年度取り組みの成果、今後の課題と考察及び平成28年度の取り組みについて	平成29年度の方向性	委員の評価・アドバイス
					乳幼児期	学童期	思春期	成年期	高齢期				
保健所 地域健康づくり課	給食施設指導 事業	個別指導(各施設を個別に巡回し、現地指導を実施。電話、来所による相談集団指導(テーマに応じ職種別、施設種類別に研修会を開催)調査報告(各給食施設の運営・栄養管理状況を把握するため年1回調査実施)	他課 (学校保健課・保育運営課) 柏市保健所管内集団給食研究会	・肥満及びやせの割合の減少 ・啓発媒体活用増加	給食施設指導件数					・平成26年度より各施設における肥満及びやせの割合を把握している。平成27年度と平成28年度の結果を比較し、国基準の+5%以上の施設に対し、改善に向けての計画を立て実施できるよう指導・助言をした。 ・平成28年度は、国基準の+5%以上の施設への指導の継続と、新たに、該当割合が高い施設への啓発を進めていく。 ・喫食者への栄養指導が難しい施設で使用できる媒体を作成し、個別指導を行うきっかけづくりの支援に努める。 ・平成27年度より、「肥満及びやせに該当する者の割合」の増加施設割合を、指標として追加する。	・各施設の割合変動を確認し、増加傾向にある施設や、該当割合が多い施設における改善対策の指導・助言を継続して行う。 ・新たな改善案を検討し、積極的に取り組んでいく。		
					H23	H24	H25	H26	H27				
					36	20	34	22件	35件				
					「肥満に該当する者の割合」の増加施設割合 (国基準：H26年度比+5%以上)								
					-	-	-	-	1.0%				
					「やせに該当する者の割合」の増加施設割合 (国基準：H26年度比+5%以上)								
					-	-	-	-	1.0%				
					「肥満に該当する者の割合」の増加施設割合 (各施設における前年度比増)								
					-	-	-	-	47.0%				
					「やせに該当する者の割合」の増加施設割合 (各施設における前年度比増)								
-	-	-	-	39.0%									
保健所 成人健診課	健康づくり相談	健康診査の結果により、生活習慣改善の必要がなかに、保健師・管理栄養士が個別相談を行い、個人の生活に即した具体的なアドバイスを行う。		健康診査の結果により、生活習慣改善の必要がなかに、保健師・管理栄養士が個別相談を行い、個人の生活に即した具体的なアドバイスを行う						希望者の相談内容に即してアドバイスをを行っている。	平成29年度も同様に継続予定である。 本相談事業は、体重に関する相談があった場合に、その人に合った助言をしているのであって、このジャンルの知識を広く伝えている(普及)とは考えにくく、対象も40歳以上である。		
					H25 H26 H27								
					132人 88人 115人								
保健所 成人健診課	柏市健康診査 (無保険者)	40歳以上で、無保険の生活保護受給者を対象に、特定健診と同内容の健診を指定医療機関にて実施。対象者に個別通知、希望者は申し込み。	柏市医師会	内臓脂肪症候群の予防、罹患している病状の安定や重症化予防への行動が取れるようにする。						希望者の相談内容に即してアドバイスをを行っている。	平成29年度も同様に継続予定である。 本事業は、健康診査が目的の第1である。対象者の特性から、フォローも慎重に進めていく必要がある。		
					H25 H26 H27								
					145人 210人 224人								

(出典：柏市作成)

なお、進捗検証シートで示される毎年の実績値は、健康目標値そのものではなく、担当部署が健康目標値の達成に寄与すると考えている指標となっている。給食施設指導件数のようなアウトプット(活動)指標もあれば、健康づくり相談の相談者数、検診の受診者数のようなアウトカム(成果)指標も入り混じっている。

(3) 意見

(意見) 健康目標指標の分類と指標達成のための取り組み主体の明示

【現状及び課題】

柏市健康増進計画において健康目標として掲げられている指標は、上記「栄養・食生活」の分野のようにアウトカム(成果)指標がほとんどであるが、「糖尿病」や「循環器疾患」の分野における「柏市国民健康保険特定保健指導の実施率」のようなアウトプット(活動)指標もある。また、アウトカム(成果)指標であって客観的なもの(市民の行動の変化の表れ)ものあれば、個人の主観によるもの(満足度や意識)もあり、さらには、市民の協

力等が必要な(柏市や関連機関が実施するだけで達成できるとは限られない)ものもあるが、柏市ではこれらの指標の分類がされていない。

また、市民の協力等が必要な指標について、市民として実施すべき事項や役割分担が示されていない。中間時点や最終時点で実施される市民アンケートにより、健康目標指標が達成されなかった場合、本来的にどの立場の者が実施すべきだったかどうかについて原因分析を含めた検証ができていないことになる。

【改善提案】

より実効性のある PDCA サイクルを進めるため、健康目標指標を性質ごとに分類するとともに、分類に応じて、市民を含めて取り組み主体を明示すべきと考える。

指標の分類について、先に掲げた4つの領域に分類することが参考になると考えられるが、これにより健康目標値を分類した例としては以下の通りである。

A 領域

分野	指標	分類
栄養・食生活	肥満の割合	A
栄養・食生活	食生活状況の割合	A
栄養・食生活	朝食の欠食率	A
栄養・食生活	食事のバランス(主食、主菜、副菜の組み合わせの良い人の割合)	A
身体活動・運動	運動習慣者の割合	A
身体活動・運動	20～59歳のほとんど運動していない人の割合	A
身体活動・運動	一日の歩行時間	A
休養・こころの健康	自殺者数	A
喫煙	喫煙率	A
喫煙	受動喫煙の機会を有する人の割合	A
喫煙	禁煙達成率	A
喫煙	未成年者の喫煙経験率	A
喫煙	周囲で喫煙をする大人の存在率	A
飲酒	毎日飲酒する人の割合	A
飲酒	多量飲酒する人の割合	A
飲酒	毎日飲酒・多量飲酒する人の割合	A
飲酒	妊婦の飲酒率	A
飲酒	未成年の飲酒経験率	A
歯・口腔の健康	3歳児でむし歯がない人の割合	A
歯・口腔の健康	12歳児のDFM歯数	A
歯・口腔の健康	歯肉炎(歯周疾患要観察者を含む)を有する人の割合	A
歯・口腔の健康	40歳で喪失歯のない人の割合	A
歯・口腔の健康	進行した歯肉炎のない人の割合	A
歯・口腔の健康	60歳代における咀嚼よく良好者の割合	A
歯・口腔の健康	過去1年間に歯科健康診査を受診した人の割合(成人)	A
糖尿病	糖尿病の指摘を受けた人の割合	A
糖尿病	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群該当者の割合(40歳以上)	A
糖尿病	ヘモグロビンA1c が6.1%(NGSP 値で6.5%以上)の人の割合	A
糖尿病	じん臓機能障害による身体障害者手帳1級所持者数	A
糖尿病	糖尿病医療費(国民健康保険 一月あたりの総点数)	A
糖尿病	柏市国民健康保険特定健康診査の受診率	A
糖尿病	糖尿病の指摘を受けたが、放置している人の割合	A
循環器疾患	循環器疾患の指摘を受けた人の割合	A
循環器疾患	循環器疾患による死亡者数	A
循環器疾患	循環器疾患医療費(国民健康保険 一月あたりの総点数)	A
循環器疾患	LDLコレステロールが140mg/dl 以上の人の割合(40歳以上)	A
循環器疾患	収縮期血圧が140mmHg以上の人の割合	A
循環器疾患	拡張期血圧が90mmHg 以上の人の割合	A
循環器疾患	柏市国民健康保険特定健康診査の受診率	A
循環器疾患	循環器疾患の指摘を受けたが、放置している人の割合	A
がん	胃がん検診受診率	A
がん	大腸がん検診受診率	A
がん	子宮がん検診受診率	A
がん	乳がん検診受診率	A
がん	結核・肺がん検診受診率	A

A 領域に分類される健康目標指標は、市民一人ひとりの協力のもと、市民の行動に変化が

生じる性質を有している。このような指標目標を達成するためには、柏市や地域、学校、職場、企業等の関係者・関連機関のみならず、市民一人ひとりに取組み主体として明示し、各取組み主体に実施事項や役割を与えることが望ましい。

B 領域

分野	指標	分類
栄養・食生活	体重の変化を気にしている人の割合	B
身体活動・運動	地域活動やボランティア活動への参加意識	B
休養・こころの健康	睡眠による休息を十分に取れていない人の割合	B
休養・こころの健康	ストレスを感じた人の割合	B
喫煙	未成年者の喫煙願望率	B
歯・口腔の健康	歯や口の状態に関する満足度（成人）	B

B 領域に分類される健康目標指標は、市民一人ひとりの協力のもと、市民意識の変化が生じる性質を有している、このような指標目標を達成するためには、柏市や地域、学校、職場、企業等の関係者・関連機関のみならず、市民一人ひとりに取組み主体として明示し、各取組み主体に実施事項や役割を与えることが望ましい。

C 領域

分野	指標	分類
糖尿病	柏市国民健康保険特定保健指導の実施率	C
循環器疾患	柏市国民健康保険特定保健指導の実施率	C

C 領域に分類される健康目標指標は、主として行政の事務事業の活動により達成できる性質を有している。このような指標目標を達成するためには、主として柏市や地域、学校、職場、企業等の関係者・関連機関を取組み主体として明示し、各取組み主体に実施事項や役割を与えることが望ましい。

D 領域

分野	指標	分類
喫煙	喫煙・受動喫煙が及ぼす健康影響に関する認識を持つ成人の割合	D
喫煙	成人の禁煙外来における保険適用に関する認知率	D
飲酒	「生活習慣病のリスクを高める飲酒量」の認知率	D

D 領域に分類される健康目標指標は、主として行政の事務事業の活動により、市民へ意識の変化を生じさせる性質を有している。このような指標目標を達成するためには、主として柏市や地域、学校、職場、企業等の関係者・関連機関を取組み主体として明示し、各取組み主体に実施事項や役割を与えることが望ましい。

1.1 人員配置と人材育成

(1) 業務概要

ア 柏市保健所の人員体制

柏市保健所の人員体制は、本報告書「第2 保健所の概要」 「4. 職員」で示した通りであるが、保健所業務は専門的知識を要すると同時に、全庁的に職員の定数管理が求められることから、臨時的任用職員等の任期の定めのある職員が多数活用されている。臨時的任用職員等の任期の定めのある職員を含めた柏市保健所の任用形態別の人員体制を示すと、以下のようなになる。特別職として、柏市民健康づくり推進員や審議員や分科会委員などで369名もいるが、これを除いた臨時的任用職員等の任期の定めのある職員も104名おり、任期の定めのない職員、いわゆる正職員とほぼ同数を占めることになる。

【図表4-9-1 任用形態別の人員体制】

平成28年3月31現在 単位：人

所属	担当	任期の定めのない職員	任期の定めのある職員					計	
			臨時的任用職員	特別職非常勤職員	一般任期付職員	育児休業代替任期付職員	再任用常時勤務職員		再任用短時間勤務職員
総務企画課	保健所長	1						1	
	課長、専門監、統括リーダー	3						3	
	企画	2						2	
	総務	2	1	18			2	23	
	医事兼事	3		2				5	
保健予防課	課長、専門監、統括リーダー	3			1			4	
	感染症疾病対策	9	6	5				20	
	精神保健福祉	5	3					8	
生活衛生課	課長、副参事、統括リーダー	3						3	
	環境衛生	3	2					5	
	食品衛生	9	5					14	
動物愛護ふれあいセンター	所長				1			1	
	動物愛護	5	1	3				9	
地域健康づくり課	課長、専門監、統括リーダー	5						5	
	総務担当	10	11	12				33	
	健康増進	11		316				327	
	母子保健	20	53	13				86	
成人健診	課長、専門監、統括リーダー	3						3	
	成人健診	6	17			1		24	
衛生検査課	課長	1						1	
	検査	7						7	
計		111	99	369	2	1	0	2	584

- ・千葉県からの派遣職員（生活衛生課1名、衛生検査課1名）は、「任期の定めのない」職員」の欄に含めている。
- ・再任用常時勤務職員は、週5日勤務のフルタイム（8時30分～17時15分）の勤務形態とする。
- ・再任用短時間勤務職員は、常時勤務以外の再任用職員の勤務形態とする。

（出典：柏市提出資料）

イ 臨時的任用職員等の任期の定めのある職員の任用形態別の職種

臨時的任用職員等の任期の定めのある職員について、任用形態別の職種を課別にみると以下の通りである。一般事務職よりも、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士など専門職が多い。なお、衛生検査課では臨時的任用職員等は利用していない。

【図表4-9-2 課別の臨時的任用職員などの任用形態別の職種】

総務企画課

平成28年3月31現在

単位：人

職種	臨時的任用職員	特別職非常勤職員	一般任期付職員	育児休業代替任期付職員	再任用常時勤務職員	再任用短時間勤務職員
一般事務	1					2
医療安全相談員		2				
柏市保健衛生審議会委員		18				
人数計	1	20	0	0	0	2

保健予防課

平成28年3月31現在

単位：人

職種	臨時的任用職員	特別職非常勤職員	一般任期付職員	育児休業代替任期付職員	再任用常時勤務職員	再任用短時間勤務職員
一般事務	3					
看護師	2					
精神保健福祉士	2					
保健師	2					
医師（柏市感染症診査協議会委員）		4				
弁護士（柏市感染症診査協議会委員）		1				
診療放射線技師（専門監）			1			
人数計	9	5	1	0	0	0

- ・ 臨時的任用職員の精神保健福祉士2名のうち1名は育児休業中の職員（職種：精神保健福祉士）1名の代わりに配置されている。
- ・ 臨時的任用職員の保健師2名のうち1名は育児休業中の職員（職種：保健師）1名の代わりに配置されている。
- ・ 上記育児休業中の職員に代わる配置している2名は、人事課付け臨時的任用職員である。

生活衛生課

平成28年3月31現在

単位：人

職種	臨時的任用職員	特別職非常勤職員	一般任期付職員	育児休業代替任期付職員	再任用常時勤務職員	再任用短時間勤務職員
栄養士（育休代替）	1					
獣医師	1					
栄養士	2					
事務補助	3					
人数計	7	0	0	0	0	0

- ・ 臨時的任用職員の栄養士（育休代替）1名は、育児休業中の職員（職種：獣医師）1名の代わりに配置されている。
- ・ 上記育児休業中の職員に代わる配置している1名は、人事課付け臨時的任用職員である。
- ・ 平成27年度当初は獣医師が育休代替扱いであったが、年度途中から通常の臨時職員へと人事課での取り扱いが変更となった。
- ・ 平成28年度では、時給の高い獣医師を継続雇用するため、栄養士2名の採用をとりやめ、また、事務補助も1名減の2名体制となっている。

動物愛護ふれあいセンター

平成28年3月31現在

単位：人

職種	臨時的任用職員	特別職非常勤職員	一般任期付職員	育児休業代替任期付職員	再任用常時勤務職員	再任用短時間勤務職員
獣医師（センター長）			1			
獣医師（育休代替）	1					
動物愛護指導員		3				
人数計	1	3	1	0	0	0

- ・ 臨時的任用職員の獣医師（育休代替）1名は、育児休業中の職員（職種：獣医師）1名の代わりに配置されている。
- ・ 上記育児休業中の職員に代わる配置している1名は、人事課付け臨時的任用職員である。

地域健康づくり課
平成28年3月31現在

単位：人

職種	臨時的任用職員	特別職非常勤職員	一般任期付職員	育児休業代替任期付職員	再任用常時勤務職員	再任用短時間勤務職員
一般事務	13					
保健師	7					
助産師	1					
歯科衛生士	15					
看護師	16					
保育士	6					
栄養士	6					
母子保健専門分科会委員		13				
健康増進専門分科会委員		12				
柏市民健康づくり推進員		316				
人数計	64	341	0	0	0	0

成人健診課
平成28年3月31現在

単位：人

職種	臨時的任用職員	特別職非常勤職員	一般任期付職員	育児休業代替任期付職員	再任用常時勤務職員	再任用短時間勤務職員
一般事務	9					
栄養士	3					
保育士	5					
保健師				1		
人数計	17	0	0	1	0	0

- ・ 育児休業代替任期付職員の保健師1名は、人事課付けの職員である。
- ・ 保育士は、H27.10月より採用を開始し、地域健康づくり課より「ひよこルーム」の保育士を紹介してもらい、併課採用としている。
- ・ 上記表以外にも保険年金課採用の管理栄養士に数日間のみ成人健診課の仕事を依頼している。

(出典：柏市提出資料)

ウ 柏市保健所における人材育成の考え方

柏市保健所では、同じ千葉県内の中核市である船橋市保健所とは異なり、中核市移行時に県職員から市職員への身分移管は発生しなかった。保健所設立の準備段階において、旧千葉県柏健康福祉センター(柏保健所)へ市職員を研修派遣職員として出すことで、柏市職員が業務の担い手になることを予定して人材の育成が行われていたが、これとは別に、県の保健所業務の移譲に合わせて旧千葉県柏健康福祉センター(柏保健所)の県職員を引き継ぐことはなかった。すなわち、柏市保健所設立にあたっては、一部の千葉県からの派遣職員を除いて、柏市が単独で保健所の人員体制を整備したことになる。

柏市保健所がスタートしてから10年近く経過しているが、県からの派遣職員は継続しており、保健業務を担う人材の育成は、引き続き保健所運営上の課題となっている。人材育成の考え方については、「柏市保健所運営基本計画改定版(平成26年2月)」の「第3章計画の運用・管理」「第1節市民に期待される保健所の職員であるために」において、以下の6つを保健所職員の人材育成の課題として挙げて整理し、今後の方向性を示している。

- 保健所職員としての総合力の向上
- 職員の採用と定着性の確保
- 各分野に精通した事務職の育成

県職員の派遣終了に伴う対応
専門職のジョブローテーションの検討
地域における公衆衛生活動の拠点としての機能強化

保健所職員人材育成の課題への対応としては、質の高い地域保健サービスの提供を計画・実行できる職員を育てるため、以下の9つの具体的な方策を盛り込んだ「柏市保健所人材育成基本方針」を活用するとしている。

研修の活用
自己啓発の推進
キャリアパスの運用
ジョブローテーションの推進
業務マニュアルの見直し
健康危機管理意識の醸成
千葉県職員派遣終了への取組み
効果的な人材確保への取組み
人材育成ワーキンググループ

(2) 意見

(意見) 保健所の人員配置

【現状及び課題】

柏市保健所がスタートしてから10年近く経過している。柏市としては、保健所の人員体制を整備しながら、これまで柏市として行ってきた保健業務及び千葉県から移譲された保健業務に対応してきたが、その後の法改正や制度改正が進むことで、業務の量についても質についてもより高い水準が求められるようになった。一方、それに見合って職員数が増加していないことから、今まで以上に全体最適を図った保健所の人員配置を達成することが課題となっている。

【改善提案】

保健所全体の業務バランスを鑑みての人員配置が求められる。手法としては以下を参考にされたい。

ア 業務の量(負担)の検討

人員配置を考えるにあたっては、業務の量(負担)と業務の質(内容)という2つの視点から考えることとする。

現状入手可能な情報として、業務量の可視化がされているのは、事務事業シートの「職員

数」である。より正確な業務量に関しては、別途詳細な業務量調査をしなければ明らかにならないものの、事務事業シートの「職員数」は、当該事業に従事する人数について各課が申告したものであり、「職員数」と合わせて「職員割合」をみれば保健所業務全体の中での各事業や各課の負担状況が概ね判明すると考えられる。

現在配置されている職員数と事務事業シートの職員数を比較し、合わせて課別の職員割合を出し、これと事務事業シートの割合を比較すると、その差がプラスであれば、業務負担以上に人員が充てられていること、マイナスであれば、人員配置以上に業務負担がかかっているとみることができる。

平成27年度の事務事業シートの職員数と職員割合との差は以下の通りである。

【図表4-9-3 職員数と職員割合の比較】

	職員数(人)			職員割合(%)		
	配置	事務事業シート	差	配置	事務事業シート	差
総務企画課	9.0	8.0	1.0	8.9%	8.7%	0.2%
保健予防課	17.0	16.0	1.0	16.8%	17.4%	-0.5%
生活衛生課	14.0	12.8	1.2	13.9%	13.9%	0.0%
動物愛護ふれあいセンター	5.0	5.0	0.0	5.0%	5.4%	-0.5%
地域健康づくり課	41.0	38.4	2.6	40.6%	41.6%	-1.1%
成人健診課	8.0	5.0	3.0	7.9%	5.4%	2.5%
衛生検査課	7.0	7.0	0.0	6.9%	7.6%	-0.7%
	101.0	92.2	8.8	100.0%	100.0%	0.0%

1 「職員数(人)」の「配置」の欄には平成27年柏市保健所事業年報P4表4-(2)の人数のうち、保健所長と各課長の人数を除いた人数を、「事務事業シート」の欄には、事務事業シート6.コストの職員数の合計人数を入れている

2 「平成27年柏市保健所事業年報、事務事業シート」をもとに外部監査人が作成。

概ね±1%程度の差で収まっているものの、地域健康づくり課と成人健診課の差の幅が他の課と比較して大きい。成人健診課では職員数の差も職員割合の差もプラスであるが、地域健康づくり課では職員数の差はプラスであるものの、職員割合の差はマイナスである。この点、事務事業シートの職員数に、窓口対応や請求業務などの庶務に要する人数を含めるか否かの判断について各課で統一されていないことから差が生じているという実態がある。そこで事務事業シートの職員数のカウント方法を各課で統一させ、シートの精度を向上させたうえで、業務負担に応じた人員配置になっているか検討すべきである。

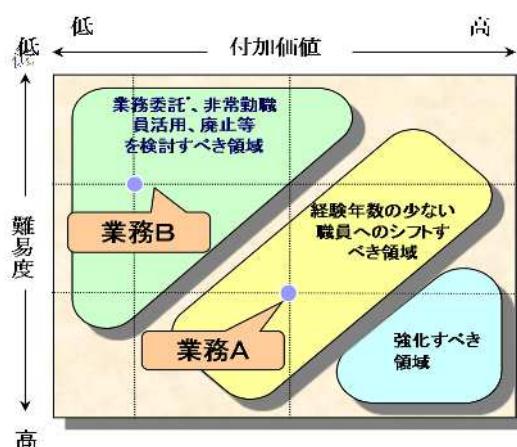
イ 業務の質(内容)の検討

業務の量を検討した結果の差がマイナスであり人員配置に比して業務負担があると推定されたとしても、人員を補充すれば足りるということにはならない。業務の質(内容)を考

慮し、業務内容の難易度が低ければ効率化して負担を軽減させることもできる。また、業務量からしてある程度的人员配置が不可避であるものの、業務内容をみると付加価値(市民サービス向上、職員満足度向上等)を生む内容ではなく、専門性が不要な定型業務といえる場合もある。この場合は人員補充ではなく外部化(業務委託、非常勤職員の活用)という選択もできる。

業務の難易度と付加価値(市民サービス向上、職員満足度向上等)の観点から検討方針を分類すると以下のようなになる。

【図表 4 - 9 - 4 業務の付加価値分析】



(出典：包括外部監査人作成)

例えば、業務内容が付加価値(市民サービス向上、職員満足度向上等)を生む業務であり、かつ難易度が高ければ、専門職員の配置換えをしたり新規採用するなど人員体制を強化する必要があるが、難易度の程度が下がれば、将来その業務を担う人材を育成するため若年職員を優先的に配置したり、人事ローテーションにより適任者を模索することも考えられる。一方、窓口業務や庶務業務など業務量が多いが、難易度は高くなく付加価値(市民サービス向上、職員満足度向上等)を生まない業務については、業務委託や非常勤職員の活用など外部化すること、職員が対応するとしてもマニュアル化して効率化を進めること、更には廃止してしまうことも考えられる。これらの考え方は、職員数が一定以上いなければ機能しないことも考えられるが、業務分担を決める際などには役立つものである。

(意見) 県職員の派遣終了を見据えた対応

【現状及び課題】

設置当初より柏市保健所は千葉県からの職員派遣を受けている。平成28年3月31日現在2名(生活衛生課課長1名、衛生検査課課長1名)が在職しているが、今後は段階的に派遣が解消されることも予想される。

【改善提案】

県職員の派遣継続など人材確保策を検討すると同時に、継続しないことも視野に入れて、保健所業務を担う専門職の育成に努めるべきである。

なお、現行の人事制度のもとでは、専門職として中途採用されたとしても、管理職の立場まで昇格するには、新卒で採用された職員と同様の年数とプロセスを踏まなければならないことから、柏市保健所は現時点では専門的な能力をもった管理職が育っていない状況である。人事制度は全庁にわたることであるため、具体的な見直しなどについて本報告書上で言及することは避けるが、保健行政という専門的な業務を担う保健所としての特別な立場からは、保健所業務を担う専門職の育成をさらに推進すべきである。

12 備品及び手元資産の管理

(1) 備品の管理

ア 概要

柏市保健所では、事業の用に供する備品の管理を行っている。備品の定義は柏市財務規則第266条第1項に以下の通り定められている。

第266条 物品は、その状況により次の各号に掲げる通り分類するものとし、区分の基準は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 備品 その性質又は形状を変えずに比較的長期間にわたって使用に耐える物。ただし、次に掲げる物は、消耗品とする。

ア 購入価格（生産、寄附等に係るものについては、評価額）が3万円未満の物（図書館、図書室等に備えて、閲覧又は貸出しに供する図書、資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書を除く。）

イ 美術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器等破損しやすい物

ウ 記念品、ほう賞品その他これに類する物

(2) 消耗品 1回又は短期間の使用によって消費される性質の物、使用により消耗又は損傷しやすく比較的短期間に再度の用に供し得なくなる物、飼育する小動物、種又は種苗、報償費又はこれに類する経費によつて購入した物品で贈与又は配付を目的とする物及び試験研究又は実験用材料として消費する物。ただし、その物の性質上備品として管理することが適当であると市長が認める物については、購入価格にかかわらず備品とする。

(3) 動物 試験研究等に使用する小動物（消耗品として区分するもの）以外の動物

(4) 原材料品 工事又は加工等のため消費する素材及び原料

(5) 生産品 原材料品を用いて労力又は機械力により新たに加工又は造成した物及び産出物

柏市財務規則第266条第1項によると、物品は大きく備品・消耗品・動物・原材料品・生産品に区分される。このうち、備品と消耗品は、備品の定義（第1号）に該当するもののうち、主に購入価格・評価額が3万円未満（第1号（ア））に該当する備品が消耗品に区分され、消耗品の定義（第2号前段）に該当するもののうち、その物の性質上備品として管理することが適当であると市長が認める物（第2号後段）に該当する消耗品が備品に区分され

るという関係にある。

備品番号・取得年月日・主管課及び管理者等が記載されている、平成28年10月7日に包括外部監査人に対し提供された物品一覧表によれば、各課の状況は以下の【図表4-10-1】の通りである。【図表4-10-1】は、柏市より入手した物品一覧表を包括外部監査人が集計した表である。衛生検査課は、法令等で定められた事業を行ううえで必要な行政検査を行っているため、検査に必要なTOC(全有機炭素)計や顕微鏡等の重要物品を数多く保有しているため、重要物品金額・件数ともに保健所全体の半数近くを占めている。ここで、重要物品とは柏市財務規則第282条及び別表第8備考に以下の通り定められている。そして、一般備品は重要物品以外のものを指している。物品には備品と消耗品があり、そのうち備品が管理対象となる。

【図表4-10-1 物品一覧表の集計結果】

課名・センター名	取得額(単位:円)			件数(単位:件)		
	重要物品	一般備品	合計	重要物品	一般備品	合計
総務企画課	0	6,693,104	6,693,104	0	319	319
保健予防課	22,081,500	6,750,380	28,831,880	6	180	186
生活衛生課	6,792,345	9,441,020	16,233,365	3	152	155
動物愛護ふれあいセンター	4,441,500	14,803,422	19,244,922	3	141	144
地域健康づくり課	2,731,140	17,162,347	19,893,487	2	485	487
成人健診課	0	9,880,585	9,880,585	0	294	294
衛生検査課	35,081,445	46,943,227	82,024,672	18	335	353
合計	71,127,930	111,674,085	182,802,015	32	1,906	1,938

(出典:物品一覧表から包括外部監査人が集計)

上記表には、千葉県から移譲された取得価額0円の物品が含まれている

(重要物品及び備品の調査等)

第282条 財産管理者は、その管理する物品のうち、別表第8に掲げる物品(以下「重要物品」という。)について毎年9月及び3月末日に調査し、重要物品現在高通知書(別記第137号様式)により翌月10日までに会計管理者に通知しなければならない。

2 前項の規定は、物品を取り扱う出納員が備品について調査し、会計管理者に通知する場合に準用する。

別表第8

備考

1 機械器具、船舶及びその他本表の適用については、その取得価格が100万円

以上のものに限る。

2 本表中、車両はその取得価格にかかわらず重要物品とする。

柏市財務規則第282条第1項によると、重要物品は毎年9月及び3月に調査し、重要物品現在高通知書により翌月10日までに会計管理者に通知することが求められている。また、重要物品以外の備品である一般備品についても、現物と台帳を確認の上、一般備品調査表・備品一覧表等を会計管理者に提出することが求められている。当該一般備品の調査は、平成27年度は7月24日を基準日として実施された。

イ 監査手続及び対象

実施した監査手続及び対象は、【図表4-10-2】の通りである。いずれの手続も、平成28年10月19日（生活衛生課・動物愛護ふれあいセンター・成人健診課）と同21日（総務企画課・衛生検査課・保健予防課・地域健康づくり課）に実施した。

【図表4-10-2 監査手続・対象等の一覧】

監査手続	論点	内容	対象	結果 (後述)
実査	実在性	実際に存在するか	重要物品は全件、一般物品は一般物品全体の件数の概ね10%に相当する件数を無作為抽出	問題あり
	管理状況の適切性	柏市財務規則283条に準拠しているか	同上	問題あり
	物品一覧表の網羅性	物品一覧表の網羅性検証のため、実在する物品を無作為に選択、当該物品が物品一覧表に記載されていることを確認	保健所全体で1件サンプルを抽出	問題なし
証憑突合	備品取得プロセスの適切な運用	柏市財務規則283条に準拠しているか、適切な承認権者により決裁がなされているか。	同上	問題なし
	備品廃棄プロセスの適切な運用	柏市財務規則271条・276条・277条に準拠しているか、適切な承認権者により決裁がなされているか。	同上	問題あり
	備品所管換プロセスの適切な運用	柏市財務規則272条に準拠しているか、適切な承認権者により決裁がなされているか。	同上	問題なし
ヒアリング	使用状況の確認	遊休状態となっている物品の有無等、担当者に対するヒアリングを実施	重要物品は全件、一般物品は一般物品全体の件数の概ね10%に相当する件数を無作為抽出	問題あり

監査手続のうち、証憑突合で検証した、備品取得プロセス・備品廃棄プロセス・備品所管換プロセスに関しては、柏市財務規則に以下の通り定められている。ただし、以下では本稿に関連する規則を抜粋している。なお、備品取得は一般的に有償取得と寄附取得が考えられるが、平成27年度には保健所において寄附取得に該当するものはないため、有償取得に限定して証憑突合を行っている。また、プロセスとは一連の行為・統制の流れを意味し、柏市財務規則で求められている証憑が適時に・正確に・網羅的に作成・承認されているかを確認した。

(随意契約の見積書の徴取等)

第139条 予算執行者等は、随意契約に付するときは、原則として2以上のものから見積書を徴さなければならない。

(随意契約にできる額の範囲)

第140条 施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次に掲げる契約の種類に応じてそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(契約書作成の省略)

第144条 前条の規定にかかわらず、予算執行者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。ただし、長期継続契約(法第234条の3に規定する政令で定める契約をいう。)については、この限りでない。

- (1) 工事の請負(修繕を内容とするものに限る。)の契約で、その契約金額が10万円未満の契約を締結するとき。
- (2) 工事の請負の契約以外の契約で、その契約金額が50万円未満であり、かつ、登記又は登録の手続を必要としない契約を締結するとき。
- (3) せり売りに付するとき。
- (4) 物品の売払いの場合において、買主が直ちに代金を納めて、その物品を引き

取るとき。

(5) 議決契約等のうち不動産の買入れに係るもの又は国を相手方とするものに係る議会の議決を得たときに本契約が締結される旨の仮契約で、承諾する旨の書面が提出されたとき。

(6) 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約を締結するとき。

2 予算執行者等は、前項の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の目的となる給付の内容、履行期限、契約金額その他必要な事項を記載した請け書を契約の相手方（以下「契約者」という。）から徴さなければならない。ただし、契約代金が5万円未満のもの又は前項第3号、第5号若しくは第6号に規定する場合は、この限りでない。

（給付の検査）

第152条 市長（建設工事以外のもの及び建設工事に係る設計委託のうち土木工事に係るものにあつては、予算執行者）は、次の各号のいずれかに掲げる理由が生じたときは、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、当該契約に基づく給付の全部又は一部の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

(1) 契約者が給付の全部を完了したとき。

(2) 給付の全部の完了前に出来高に応じ、対価の一部を支払う必要があるとき。

(3) 物件の一部の納入があったとき、又は契約による給付の一部を使用しようとするとき。

(4) その他市長（建設工事以外のもの及び建設工事に係る設計委託のうち土木工事に係るものにあつては、予算執行者）が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定による検査を行う者（以下「検査職員」という。）は、契約書、設計図書等に基づき、又は必要に応じて、当該契約に係る監督職員の立会いを求めて、当該給付の内容及び数量その他について検査しなければならない。

3 前項の場合において、特に必要があると認めるときは、一部破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うことができる。この場合、検査又は復元に要する費用は、当該契約者が負担するものとし、予算執行者は、この旨を契約書に明らかにしておかなければならない。

4 検査職員は、前3項の規定による検査の結果、契約の履行に不備があると認めると

きは、契約者に必要な措置をとることを求めなければならない。

(検査の立会い)

第 1 5 3 条 検査職員は、前条に規定する検査を実施しようとするときは、必要に応じて、監督職員以外の職員の立会いを求めることができる。

(検査書等の作成)

第 1 5 4 条 検査職員は、第 1 5 2 条の規定による検査の結果、給付の全部又は一部の完了が確認されたときは、検査書及び出来高査定調書を作成しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、関係帳票類にその旨を記録することによって検査書及び出来高査定調書（第 6 号に該当する場合にあっては、出来高査定調書）を省略することができる。

- (1) 単価契約
- (2) 物件の買入れ契約
- (3) 工事若しくは製造の請負契約又は修繕に関する契約で、その契約金額が 1 0 0 万円未満のもの
- (4) 物品の賃貸借契約
- (5) その他の契約でその契約金額が 5 0 万円未満のもの
- (6) 前各号に掲げる契約以外の契約で、第 1 6 0 条第 1 項の規定による部分払をしないもの

(物品の返納)

第 2 7 1 条 財産管理者は、物品使用について使用の必要がなくなったときは、物品返納票により直ちに会計管理者等に返納しなければならない。

(所管換)

第 2 7 2 条 財産管理者は、その所管に属する物品について所管換（財産管理者の間において物品の所管を移すことをいう。以下この節において同じ。）をしようとするときは、当該所管換に係る物品に所管換物品送付書を添えて、これを所管換を受ける財産管理者に送付し、所管換物品受領書を徴さなければならない。

2 所管換を受けた財産管理者は、物品所管換通知書により会計管理者及び物品を取り

扱う出納員に通知しなければならない。この場合における当該通知書は、所管換物品送付書の写し及び所管換物品受領書の写しをもって代える。

(不用の決定等)

第 2 7 6 条 会計管理者等は、その保管中の物品のうち、次の各号に掲げる物品があるときは、物品供用不適品通知書によりその旨を財政担当部長に通知しなければならない。

- (1) 市において不用となったもの
- (2) 修繕しても使用に耐えないもの
- (3) 修繕することが不利と認められるもの

2 財政担当部長は、前項の規定により会計管理者等から通知のあった物品について不用の決定をしなければならない。この場合において、特に必要と認められる場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(物品の処分)

第 2 7 7 条 財政担当部長は、前条第 2 項の規定により不用の決定をした物品の交換、売払い、譲与又は廃棄（次項において「処分」という。）の決定をしなければならない。

2 会計管理者等は、前項の規定により処分の決定を受けた物品の処分をしたときは、当該処分の実施を確認することができる書類を取得し、又は作成しなければならない。

(備品管理票及び標識)

第 2 8 3 条 財産管理者は、その所管に属する備品につき、備品管理票（別記第 1 3 8 号様式）を備えて記録し、常に備品の状況を明らかにしておかななければならない。

2 財産管理者は、別に定めるところにより、その所管に属する備品に標識を付さなければならない。ただし、その性質、形状等により標識を付することに適しないものについては、適当な方法によりこれを表示することができる。

備品を新規に取得した場合は、柏市財務規則第 7 章「契約」の規程に沿って対応される。契約の方法として、一般競争入札、指名競争入札、随意契約及び競り売りに区分され規定さ

れているが、その内容は多岐にわたるものの、本稿では平成27年度に柏市保健所で新規に物品を取得した契約方法は随意契約のみであることから、随意契約の一連の流れについて以下で述べる。

随意契約にできる金額の範囲は柏市財務規則第140条に列挙されており、例えば、工事又は製造の請負は130万円（同条1号）、財産の買入れは80万円（同条2号）となっている。随意契約に付するときは、予算執行者等は原則として2以上のものから見積書を徴さなければならない（柏市財務規則第139条）。契約を締結する場合は、予算執行者等は契約書を作成しなければならない（柏市財務規則第143条）が、工事の請負（修繕を内容とするものに限る）の契約で、その契約金額が10万円未満の契約を締結するとき（柏市財務規則第144条第1項第1号）や工事の請負の契約以外の契約で、その契約金額が50万円未満であり、かつ、登記又は登録の手続を必要としない契約を締結するとき（同条2号）などの場合は、契約書の作成を省略することができる。この場合、契約の目的となる給付の内容、履行期限、契約金額その他必要な事項を記載した請け書を契約の相手方から徴さなければならない（同条第2項）。契約が履行されたのち、柏市財務規則第152条以降に規定されている方法で検査を行う。検査完了後、所管課は、物品払出票に必要事項を記載し、支出命令行為及び支出命令票に添付して会計課に提出する。提出後、会計課は内容の審査後、物品払出票に備品番号を記載、及び所管課にシールの作成・貼付を求めるコメントを付し、所管課に返送がされる。所管課では、返送された物品払出票に記載された備品番号をもとにシールを作成し、備品に貼付する（柏市財務規則第283条）。

備品を廃棄した場合は、物品返納票に必要事項を記載し、財産管理者の承認を得たのち会計課に提出する（柏市財務規則第271条）。会計課では毎月返納票を取りまとめたうえで、財政担当部長の処分の決定を受ける（柏市財務規則第276条・第277条第1項）。所管課では、当該処分の決定を受けた物品の処分を行ったときは、当該処分の実施を確認することができる書類を取得又は作成することが求められている（柏市財務規則第277条第2項）。

備品の所管換を行った場合は、所管換に係る物品に所管換物品送付書を添えて所管換を受ける財産管理者に送付し、所管換物品受領書を徴さなければならない。また、所管換を受けた財産管理者は、物品所管換通知書により会計管理者及び物品を取り扱う出納員に通知することが求められている（柏市財務規則第272条）。

ウ 監査手続結果、指摘及び意見

上記監査手続を行った結果を【図表4-10-3】において一覧化した。

【図表4-10-3 監査手続結果一覧】

監査手続	論点	内容	対象件数	問題・課題が発見された件数
実査	実在性	実際に存在するか	209件	7件
	管理状況の適切性	柏市財務規則283条に準拠しているか	209件	20件
	物品一覧表の網羅性	物品一覧表の網羅性検証のため、実在する物品を無作為に選択、当該物品が物品一覧表に記載されていることを確認	1件	0件
証憑突合	備品取得プロセスの適切な運用	柏市財務規則283条に準拠しているか、適切な承認権者により決裁がなされているか。	1件	0件
	備品廃棄プロセスの適切な運用	柏市財務規則271条・276条・277条に準拠しているか、適切な承認権者により決裁がなされているか。	1件	1件
	備品所管換プロセスの適切な運用	柏市財務規則272条に準拠しているか、適切な承認権者により決裁がなされているか。	1件	0件
ヒアリング	使用状況の確認	遊休状態となっている物品の有無等、担当者に対するヒアリングを実施	209件	2件

上記結果に基づき、まず総論として物品一覧表に関する現状及び課題、改善提案を述べたうえで、各論として実査・証憑突合・ヒアリングに関する全体的な現状及び課題、改善提案を述べる。

(ア) 物品一覧表

(意見) 物品一覧表の記載項目

【現状及び課題】

監査手続の実施に当たり、物品一覧表からサンプルを抽出する過程で物品一覧表の記載項目に関して、課によって情報量に差が見受けられた。特に、取得年月日や設置場所に関して、未記載となっている資産が散見された。取得年月日については必須の登録項目となっているが、相当程度以前に取得した物品で取得時の書類等がすでに廃棄されている等により確認することができないものは未記載となっている。また、設置場所については、必須の登録項目ではないが、持ち運びが可能な移動性の高い小型の物品については都度変更入力

必要で煩雑となるため未記載となっている。

【改善提案】

物品一覧表の記載項目は物品払出票に列挙されているが、適切な物品管理を行うために、取得年月日や設置場所に関しては、まずはしっかりと所在を把握しておくことが必要であり、例えば備考欄を未記載とするのではなく把握可能な限り記載を行うことが望ましい。

(イ) 実査

実査の結果、実在性に関しては、対象件数209件に対し、3.3%に相当する7件で問題・課題が発見された。また、管理状況の適切性に関しては、9.6%に相当する20件で問題・課題が発見された。【図表4-10-4】は実査の結果、問題・課題が発見された物品を一覧化したものである。

【図表4-10-4 実査の結果一覧】

論点	備品番号	品名	区分	取得額	主管課
実在性	94226	オートレフラクトメータ	重要	1,193,940	地域健康づくり課
	37698	倒像鏡	一般	189,210	地域健康づくり課
	80431	幼児食(3~5才児)献立例模型	一般	73,500	地域健康づくり課
	79841	薬品棚	一般	411,836	保健予防課
	83910	人工呼吸器一式	重要	2,345,000	保健予防課
	83911	人工呼吸器一式	重要	2,345,000	保健予防課
	83912	人工呼吸器一式	重要	2,345,000	保健予防課
管理状況の適切性	94226	オートレフラクトメータ	重要	1,193,940	地域健康づくり課
	37698	倒像鏡	一般	189,210	地域健康づくり課
	80431	幼児食(3~5才児)献立例模型	一般	73,500	地域健康づくり課
	79841	薬品棚	一般	411,836	保健予防課
	94636	アイソレーターCIB-2000S用消耗部材	一般	325,426	保健予防課
	80620	沐浴指導用新生児人形	一般	149,100	地域健康づくり課
	76549	沐浴指導用新生児人形	一般	141,750	地域健康づくり課
	95534	沐浴人形(コーケンベビー男の子)	一般	116,640	地域健康づくり課
	95535	沐浴人形(コーケンベビー女の子)	一般	116,640	地域健康づくり課
	97792	沐浴人形(コーケンベビー男の子)	一般	116,640	地域健康づくり課
	53137	沐浴指導用新生児人形	一般	103,950	地域健康づくり課
	38082	沐浴指導用新生児人形	一般	101,970	地域健康づくり課
	37760	沐浴指導用新生児人形	一般	100,800	地域健康づくり課
	37763	沐浴指導用新生児人形	一般	99,910	地域健康づくり課
	37840	沐浴指導用新生児人形	一般	98,880	地域健康づくり課
	37761	コーケンベビー	一般	95,000	地域健康づくり課
	37743	沐浴指導用新生児人形	一般	93,240	地域健康づくり課
	91392	生化学自動分析機	重要	1,627,500	動物愛護ふれあいセンター
	91393	動物用モニター	重要	1,102,500	動物愛護ふれあいセンター
	91394	小動物専用X線診断装置	重要	1,711,500	動物愛護ふれあいセンター

オートレフラクトメータ・倒像鏡・幼児食(3~5才児)献立例模型・薬品棚は、実在性・管理状況の適切性のいずれでも問題・課題が発見されたものである

以下で、【図表４ - １０ - ４】に記載した、論点（課題：実在性及び管理状況の適切性）ごとの現状及び課題や改善提案を記載する。

a 実在性及び管理状況の適切性に課題のあった物品

（指摘）

備品番号	品名	区分	取得額	主管課
94226	オートレフラクトメータ	重要	1,193,940	地域健康づくり課

【現状及び課題】

シールの上から、番号を上書きして94227としているため、実査対象資産かどうか不明であった。物品一覧表によると、備品番号94227は電動光学台である。10月6日の現物確認において、94226で確認した証跡があったことから、現物確認が形骸化している可能性が考えられる。

【改善提案】

適切な資産管理を行うために、正しいシールを貼付することが求められる。また、番号の上書きを行うと現物確認の際に照合できないため、避けるべきである。

（指摘）

備品番号	品名	区分	取得額	主管課
37698	倒像鏡	一般	189,210	地域健康づくり課

【現状及び課題】

ハロゲンBS-2倒像鏡という資産はあったものの、シールが貼付されておらず、現物かどうか確認できなかった。

【改善提案】

適切な資産管理を行うために、正しいシールを貼付することが求められる。

（指摘）

備品番号	品名	区分	取得額	主管課
80431	幼児食（3～5才児）献立例模型	一般	73,500	地域健康づくり課

【現状及び課題】

他の資産と一式で登録されており、現物かどうか確認できなかった。

【改善提案】

上述した通り、実在性の観点から対象資産かどうか明確でないという問題点がある。また、管理状況の適切性の観点から、一式登録を行っている点に問題点がある。本来は、分離・処分可能な単位毎にシールを貼り、対象資産を明確にし、管理を行うべきである。

(指摘)

備品番号	品名	区分	取得額	主管課
79841	薬品棚	一般	411,836	保健予防課

【現状及び課題】

薬品棚は6つに分かれているものの、台帳登録単位は1つ、備品シールも1つしかなかった。調達時に6つ分まとめて調達したことが原因と思われる。

【改善提案】

上述した通り、実在性の観点から対象資産かどうか明確でないという問題点がある。また、管理状況の適切性の観点から、一式登録を行っている点に問題点がある。本来は、分離・処分可能な単位毎にシールを貼り、対象資産を明確にし、管理を行うべきである。

b 実在性に課題のあった物品

(指摘)

備品番号	品名	区分	取得額	主管課
83910	人工呼吸器一式	重要	2,345,000	保健予防課
83911	人工呼吸器一式	重要	2,345,000	保健予防課
83912	人工呼吸器一式	重要	2,345,000	保健予防課

【現状及び課題】

柏市医療公社へ貸付中の物品であるが、柏市医療公社との間で現物確認の取り決めがされていないため、年一回の現物確認の方法について明確となっていない。

物品の貸付けに際しての規程は、下記柏市財務規則第278条・279条に記載されている。保健予防課から柏市医療公社への貸付けに係る、物品貸付決議書・物品貸付通知書・物品借用書は適切に作成・承認・保管されており、貸付けに関するプロセスは柏市財務規則に照らして問題はない。当貸出しは、新型インフルエンザ発生時の医療体制確保を目的に、柏市が所有する人工呼吸器を病院等に貸出すために必要な事項を定めた「柏市人工呼吸器貸出要領」に基づいて貸出期間は1年間、貸付料は無償とされている。

(物品の貸付け)

第278条 物品を借り受けようとする者は、物品貸付申込書(別記第133号様式)

を市長に提出しなければならない。

2 財産管理者は、その所管に属する物品を貸し付けようとするときは物品貸付決議書（別記第134号様式）により決定のうえ、物品貸付通知書（別記第135号様式）を借受人に送付しなければならない。

3 財産管理者は、物品を貸し付けたときは、当該物品の借受人から物品借用書（別記第136号様式）を徴さなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、貸付けを目的とする物品については、別に定めるところによる。

（貸付料）

第279条 物品の貸付料の額は、別に定めるところによる。

【改善提案】

当物品は、貸付中であるが、資産の所有権は柏市保健所にあることから、貸付先と現物確認の取り決めを行った方がよいと考えられる。

c 管理状況の適切性に課題のあった物品

（指摘）

備品番号	品名	区分	取得額	主管課
94636	アイソレーターCIB-2000S用消耗部材	一般	325,426	保健予防課

【現状及び課題】

段ボール箱にシールが貼ってあったが、中身は既に取り出されていた。

【改善提案】

柏市財務規則第283条2項によると、「財産管理者は、別に定めるところにより、その所管に属する備品に標識を付さなければならない」と定められているため、当該備品が性質、形状等により標識を付することに適しないものでない限り、現物にシールを貼付すべきである。

(指摘)

備品番号	品名	区分	取得額	主管課
80620	沐浴指導用新生児人形	一般	149,100	地域健康づくり課
76549	沐浴指導用新生児人形	一般	141,750	地域健康づくり課
95534	沐浴人形(コーケンベビー男の子)	一般	116,640	地域健康づくり課
95535	沐浴人形(コーケンベビー女の子)	一般	116,640	地域健康づくり課
97792	沐浴人形(コーケンベビー男の子)	一般	116,640	地域健康づくり課
53137	沐浴指導用新生児人形	一般	103,950	地域健康づくり課
38082	沐浴指導用新生児人形	一般	101,970	地域健康づくり課
37760	沐浴指導用新生児人形	一般	100,800	地域健康づくり課
37763	沐浴指導用新生児人形	一般	99,910	地域健康づくり課
37840	沐浴指導用新生児人形	一般	98,880	地域健康づくり課
37761	コーケンベビー	一般	95,000	地域健康づくり課
37743	沐浴指導用新生児人形	一般	93,240	地域健康づくり課

【現状及び課題】

沐浴指導用入形は足の部分にマジックで備品番号の書き込みがあった。ただし、一部人形はマジックが水で流されていて読み取れなかった。多数の人形があったが、数える限り総数26(ドイツ製17、日本製9)あった。貸出しも頻繁にされるとのことだが、適切に貸出管理されているか不明であったことも踏まえ、全体が把握されているか不明だった。

【改善提案】

柏市財務規則第283条2項によると、「財産管理者は、別に定めるところにより、その所管に属する備品に標識を付さなければならない」と定められているため、当該備品が性質、形状等により標識を付することに適しないものでない限り、現物にシールを貼付すべきである。

(指摘)

備品番号	品名	区分	取得額	主管課
91392	生化学自動分析機	重要	1,627,500	動物愛護ふれあいセンター
91393	動物用モニター	重要	1,102,500	動物愛護ふれあいセンター
91394	小動物専用X線診断装置	重要	1,711,500	動物愛護ふれあいセンター

【現状及び課題】

財産管理者は、別に定めるところにより、その所管に属する備品に標識を付さなければならない(柏市財務規則第283条第2項)。しかし、動物愛護ふれあいセンターの上記の重要物品について標識(物品管理シール)が付されていなかった。

【改善提案】

当該物品について標識(物品管理シール)を付すべきである。なお、平成27年度の重要

物品調査(柏市財務規則第282条)においては、上記物品も含めて調査報告されている。そのため調査漏れはなかったものの、今後の重要物品調査においては、標識(物品管理シール)が付されていることの確認も含めて実施することが望ましい。

(ウ) 証憑突合の結果

証憑突合では、備品取得プロセス・備品廃棄プロセス・備品所管換プロセスのそれぞれにつき、無作為に1件サンプルを抽出し、検討を行った。結論として、備品取得プロセス・備品所管換プロセスでは抽出したサンプルに問題はなかったが、備品廃棄プロセスで抽出したサンプルに問題・課題が発見された。以下、各プロセスで実施した内容を詳述する。

備品取得プロセスでは、生活衛生課で平成27年5月に取得した照度計(税抜129,000円)をサンプルとし、取得一連の証憑に不備や柏市財務規則との相違がないかを確認した。その結果は以下の通りであり、問題は発見されなかった。

物品購入伺	作成日	2015年4月24日
	決裁者	課長
	柏市財務規則に照らして妥当か	柏市財務規則別表2「3契約」に照らして妥当である。 柏市財務規則別表2「3契約」に、物品の購入及び物品に係る修繕の契約に関して、入札若しくは随意契約の見積書の徴取(以下「見積り合わせ」という。)又は契約に関する事務(契約締結報告を除く。)は800千円以下であれば課長専決とされている。
見積書	見積入手件数	3社
	柏市財務規則に照らして妥当か	柏市財務規則139条・140条に照らして妥当
	契約方法	随意契約
	柏市財務規則に照らして妥当か	柏市財務規則140条に照らして妥当
契約書	作成日	作成省略
	柏市財務規則に照らして妥当か	柏市財務規則144条に照らして妥当
請書	作成日	2015年5月12日
	柏市財務規則に照らして妥当か	柏市財務規則144条に照らして妥当
納品	納品書を手渡し、2015年6月10日に検収されたことを確かめた	
支払	請求書を手渡し、2015年6月29日に支払済みであることを確かめた	
台帳への反映	2015年6月10日付で台帳に反映されていることを確かめた	

備品廃棄プロセスでは、成人健診課で平成8年6月に取得した液晶映写機(税抜300,760円)をサンプルとし、廃棄一連の証憑に不備や柏市財務規則との相違がないかを確認した。その結果は以下の通りであり、問題点が発見された。問題点が発見されたため、追加で1件サンプルを抽出し検証したところ、こちらについては問題点は発見されなかった。

(指摘) 備品廃棄における柏市財務規則の遵守不徹底

【現状及び課題】

備品を廃棄した場合の一連のプロセスは、前記イ(監査手続及び対象)で記載したが、以

下に再掲する。

備品を廃棄した場合は、物品返納票に必要事項を記載し、財産管理者の承認を得たのち会計課に提出する。会計課では毎月返納票を取りまとめたうえで、財政担当部長の処分の決定を受ける。所管課では、当該処分の決定を受けた物品の処分を行ったときは、当該処分の実施を確認することができる書類を取得又は作成することが求められている。

今回、サンプルで抽出したものは、廃棄処分を6月26日に実施したものの、物品返納票を処分手続の前に作成していなかった。7月24日付の一般備品の現物確認の際に、現物がないものの台帳上は存在する備品として発見され、不明品(登録未処理)理由書を財産管理者名で作成し、会計管理者に提出している。廃棄処分が相当と判明した備品は、サンプルの1件を含め9件あり、いずれも破損による返納手続を行っているが、物品返納票の作成を失念し、会計課への証憑提出前に廃棄処分したものである。正規の手続きは柏市財務規則を遵守して行うべきであることから問題といえる。以下で、柏市財務規則で求められる証憑の日付を記載する。

物品返納票	作成日	2015年6月26日
物品供用不適品(決定)通知書	返納日	2015年7月24日
処分の実施を確認することができる書類(計量票)	処分日	2015年6月26日

【改善提案】

上述した、柏市財務規則を遵守した廃棄手続を踏むべきである。

備品所管換プロセスでは、成人健診課から生活衛生課に平成27年4月30日付で所管換した椅子(品番:86834)をサンプルとし、所管換え一連の証憑に不備や柏市財務規則との相違がないかを確認した。その結果、所管換物品受領書及び所管換物品送付書はいずれも平成27年4月30日付で財産管理者の押印がなされており、柏市財務規則第272条に照らして問題は発見されなかった。

(エ) ヒアリングの結果

ヒアリングの結果、使用状況の確認に関しては、対象件数209件に対し、0.1%に相当する2件で問題・課題が発見された。【図表4-10-5】はヒアリングの結果、問題・課題が発見された物品を一覧化したものである。

【図表4-10-5 ヒアリングの結果一覧】

論点	備品番号	品名	区分	取得額	主管課
使用状況の確認	38037	ティンパノメトリー	一般	464,736	地域健康づくり課
	72575	額帯ファイバライト	一般	188,559	地域健康づくり課

以下で、【図表 4 - 1 0 - 5】に記載した物品の現状及び課題と改善提案を記載する。

(意見) 不使用物品の返納について

備品番号	品名	区分	取得額	主管課
38037	ティンパノメトリー	一般	464,736	地域健康づくり課
72575	額帯ファイバーライト	一般	188,559	地域健康づくり課

【現状及び課題】

耳鼻科検査用具であるが古く、かつ、平成 2 8 年度から医師が現場に来なくなったため、使用しないとのことであった。

【改善提案】

使用しない場合、速やかに返納の手続を行うべきと考えられる。

(2) 薬品の管理

備品実査の際、薬品に関しても管理状況を担当者にヒアリングした。その結果、動物愛護ふれあいセンター及び衛生検査課で以下の点が発見された。

(意見) 薬品の管理について

ア 動物愛護ふれあいセンター

【現状及び課題】

治療処置室に保管されている薬品について、定期的に棚卸しが行われていなかった。保管されている薬品の中には使用期限が切れたものもあった。

【改善提案】

年に 1 度などを目安に、定期的に棚卸しを行うべきである。その際に、使用期限が切れた薬品を処分・交換するなどの対応が求められる。

(意見) 薬品の管理について

イ 衛生検査課

【現状及び課題】

1 0 月 2 1 日の実査の際、使用期限が切れた薬剤が使用期限内の薬剤と同じ場所に保管されていた。具体的には、平成 2 8 年 6 月 1 日使用期限 (N A S - 1 6 - 2 7 - 0 1) の薬

剤が保管されていた。

【改善提案】

使用期限が切れた薬品についても、確認のために必要になることがあるため、処分せずに保管している状況ではあるが、通常の検査で期限切れの薬品を誤って使用することのないよう、注意喚起の表示を行う等の対策を講じるべきである。

以 上